

人間科学

第39巻 第1号

2021年 9月

研究論文

関本如髪集成 来翰集（第二巻）

..... 二村 博 106（一）

ヒューマニズムと人間の科学（3）

— 2つの人間本性論：ホップズとヒューム② —

..... 長谷川幸一 1

日本の福祉社会における対等性概念形成過程に関する理論的考察

..... 平塚 謙一 17

「地域と教育」をめぐる現代的位相

— 地域づくりのための指導者・支援者育成のあり方に注目して —

..... 松橋 義樹 33

依存病者を主対象とする障害者就労継続支援B型事業所における就労支援

..... 若林 功・若林真衣子・八重田 淳 45

幼児向け語りの構想における基本的要素

..... 渡邊 洋子 57

研究ノート

コンセンサス配列から推定されるリン酸化部位がクラスターを形成している
蛋白質のリン酸化部位を同定するための *in vitro* 蛋白質キナーゼアッセイ法

..... 棚橋 浩 75

常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程

(目的)

第1条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会規程（1983年6月15日）第4条に基づく。

(公表)

第3条 常磐大学人間科学部（以下「本学部」という。）の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCE）（以下「研究紀要」という。）は、毎年度に1巻とし、2号に分けて編集し、冊子体を発行するほか、その電子版を常磐大学のホームページに公表する。

(寄稿資格)

第4条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、本学部の専任教員および委員会が認めた者とする。

(審査)

第5条 委員会は、次のことを寄稿者に確認しなくてはならない。

- 1 提出された論文等が学術論文等として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものであること。
- 2 図版、写真等に著作権等の支障がないこと。

(論稿の種類)

第6条 研究紀要に掲載される論稿は、次の各号のいずれかに当てはまるものでなければならない。

- 1 論文 論文とは、学術論文に相応しい内容と形式を備えた理論的または実証的な未発表の研究成果をいう。
- 2 研究ノート 研究ノートとは、研究途上であり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果をいう。
- 3 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介であって未発表のものをいう。
- 4 学界展望 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的概観であって未発表のものをいう。
- 5 その他 その他の論稿であって委員会が寄稿を認めたものをいう。

(編集)

第7条 研究紀要の編集は、前条までに規定された事項を除くほか、次の各号に従って行われなければならない。

- 1 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
- 2 論文の体裁（紙質、見出し、活字など）は、可能な限り統一する。
- 3 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評および学界展望は二段組、その他は一段組で、原則として横組で明朝体とする。

附 則

- 1 この規程の改正には、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
- 2 この規定の改正条項は、2020年4月22日から施行する。

常磐大学人間科学部紀要『人間科学』寄稿規程

(目的)

第1条 この規程は、冊子体および電子媒体で公表される常磐大学人間科学部の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCE）（以下「研究紀要」という。）に寄稿を希望する執筆者について必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会規程（1983年6月15日）第4条に基づく。

(寄稿資格)

第3条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程（1983年6月15日。以下「編集規程」という。）第4条に定める者とする。

(寄稿希望者の義務)

第4条 研究紀要への寄稿希望者は、寄稿に関してはこの規程を遵守するほか、この規程の解釈については人間科学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の決定に従わなければならない。

(原稿提出要領)

第5条 寄稿希望者は、委員会が定める原稿募集要領に従って寄稿希望書ならびに原稿を委員会に提出しなければならない。

- ① 委員会に提出する原稿は、編集規程第6条に定める論稿の種類に当てはまるものでなければならない。
- ② 委員会に提出できる原稿は、原則として一号につき一人一編とする。
- ③ 原則として、原稿は電子媒体とそれを印刷した紙媒体とを合わせて提出する。本文は横書きの場合、1ページあたり30行・1行あたり40字に字組みする。本文・図・表・写真などのデータは、それぞれ標準的な形式のファイルとして収録する。なお本文中に、図・表・写真などの挿入箇所を指定する。
- ④ 原稿の長さは、図表等を含め、論文は2万4,000字以内（A4用紙20枚）、研究ノートは1万2,000字以内（A4用紙10枚）、書評は4,000字以内、学界展望は8,000字以内を基準とする。課題研究助成報告は、研究計画年次終了分に関しては、論文又は研究ノートとして寄稿する。そのほかのものについては、委員会が決定する。
- ⑤ 提出原稿は、執筆者がコピーをとり、オリジナルを委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。

(原稿執筆要領)

第6条 寄稿希望者は、原稿執筆に当たっては、次の各号に従わなければならない。

- 1 原稿の1枚目には、原稿の種類、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
- 2 論文には、200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。
- 3 書評には、著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
- 4 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネイティブチェックを行う。
- 5 数字は、原則として算用数字を使用する。
- 6 人名、数字、用語、注および（参考）文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。
- 7 図表の番号は、図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
- 8 図表の補足説明、出典などは、それらの下に書くこと。

(掲載内容の選考)

第7条 委員会は、研究紀要の学問的水準を維持するために、寄稿論文等を検討し、必要な場合には、修正を求めることができる。

(著者校正)

第8条 初校の校正は、執筆者が行う。

(発行報告)

第9条 執筆者は、本人が寄稿した研究紀要の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該研究紀要2冊と抜刷50部を学事センターにおいて受け取ることができる。

- ② 執筆者が前項に規定する数量を超える複製を希望する時は、本人がその実費を負担しなければならない。

附 則

- 1 この規程の改正は、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
- 2 この改正規程は、2008年10月22日より施行する。
- 3 この規程の改正条項は、2013年12月18日から施行し、2013年9月5日に遡及して適用する。
- 4 この規程の改正条項は、2020年4月22日から施行する。

ヒューマニズムと人間の科学（3） — 2つの人間本性論：ホッブズとヒューム② —

長谷川幸一 （常磐大学人間科学部）

“Humanism” and “Science of Man”（3） — Two Theories of Human Nature: Hobbes and Hume ② —

Kouichi HASEGAWA (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

This article is a continuation of a previous study entitled “Humanism” and “Science of Man” (2) — Two Theories of Human Nature: Hobbes and Hume ①—. In a previous study, I considered the background of Hobbes and Hume’s theory of human nature. This treatise compares and examines their theories in terms of sense, impression, idea, imagination, understanding, reasoning, causation, and probability. Both Hobbes and Hume emphasized the chain of imagination as human nature and argued that humans have a mental habit of seeing an event as a cause or result in a causal relationship. The difference between the two is that Hobbes’s theory of human nature was “of man”, while Hume’s treatise was “science of man”. The concept of science, which was still vague in Hobbes’ era, was becoming clearer in Hume’s era. Therefore, we could discover the origin of human sciences by exploring what happened in the 100 years from Hobbes to Hume.

1. 前稿との関係、ならびに考察の視点

本稿は「ヒューマニズムと人間の科学（2）— 2つの人間本性論：ホッブズとヒューム①—」の続編である(1)。前稿では、ホッブズ（Th. Hobbes, 1588-1679）とヒューム（D. Hume, 1711-76）の「人間本性論」が書かれた背景について検討を加えた。ここでとりあげるのは「人間本性論」の基礎概念が論じられる「知性論」、つまり、感覚・知覚・思考・想像力・知性（理解）・理性（推論）・因果関係・蓋然性（確率）に関する考察である。

前稿ではホッブズとヒュームがともに、「17世紀科

学革命」と呼ばれる自然と人間に関する「認識体系」の転換から大きな影響を受け、それぞれの「人間本性論」を展開したことを見た。ホッブズはその革命の担い手のひとりであったが、同じくその主要な人物であったデカルト（L.Descartes, 1596-1650）とは論敵の関係にあった。「光学」をめぐる両者の議論（口論）のいきさつについては前稿で触れたが、両者は「人間（本性）論」においても全く異なる立場をとった。デカルトの「心身二元論」とホッブズの「唯物論的一元論」の対立は、現代における「心の存在」をめぐる議論の原理的争点を示している。

ヒュームは1739-40年に28歳で、かれ自身の最初の著作『人間本性論』第1巻「知性について」第2巻「情念について」第3巻「道徳について」を刊行したが、その表題はホブズの『人間本性』(1650)と同じであるばかりでなく、それと第1巻と第2巻には多くの共通点が見いだせる(2)。神野(1984; 1996)、Russell(1985)、泉谷(1996)などがこの点を指摘しているが、ヒューム自身が『人間本性論』の序論において、みずからがその確立を目指した「人間の科学」(the science of man)に知的な貢献をしたとしている人物のなかにホブズの名はない。Russell(1985: 57-8)が指摘するように、ヒュームがホブズの名前をあげなかったのは、当時においてホブズからの影響を認めることには社会的に大きなリスクが伴うと考えたからであろう。

本論では、ホブズとヒュームがそれぞれの「人間本性論」において共通に論じている事項についての比較を行い、両者の異同について検討を加える。検討する項目は、影響を受けた可能性のある側、つまりヒュームの『人間本性論』の目次(項目)から選び、それに対応するホブズの論述を複数の著作の中から抜粋するかたちで考察を進める。

ヒュームの『人間本性論』の目次は前稿で示したので(長谷川 2021: 21)、ここでは省略するが、第1巻「知性について」の行論は、第1部で『人間本性論』全巻の基礎概念となる、印象と観念、想像力、観念の連合などの説明、第2部で空間と時間の観念、第3部で知識と蓋然性、第4部で懐疑論的哲学についての考察、と進む。前稿では神野慧一郎が、「想像力は観念に新たな結合の仕方をあたえて再統合する力をもつという説をホブズから取ったと思われる」(神野 1984: 114)と述べていることについて触れた。両者において「想像力」は「人間本性」の主要な特徴とされており、本論で検証するように、印象と観念から想像力と記憶にいたるまでのヒュームの叙述には、ホブズからの影響が顕著に表れている。「人間本性論」の結論部分となる「道徳論」・「社会理論」ではまったく異なる議論を展開するホブズとヒュームが、「知性論」においては多くの点において共通項をもつことは興味深い。両者の議論がどの部分から異質なものとなるのかを見極めることが本論の主題である。

2. 検討対象(テキスト)について

個々の検討を始める前に、本稿で用いるテキストについて説明しておきたい。「2つの人間本性論」という副題からすれば、ホブズの『人間本性』(1650)とヒュームの『人間本性論』を検討対象とするべきだが、前稿で述べた通り、ホブズの『人間本性』は『法の原理』(1640)の第1部「人間について」として執筆されたものが、本人の意図とは異なるかたちで出版されたものである。またホブズの「人間論」は『リヴァイアサン』第1部(1651)と『人間論』(1658)においても展開されている。それに加えて、ヒュームの『人間本性論』第1巻第2部「空間と時間の観念について」に対応するのは、ホブズでは『物体論』(1655)第2部第7章である。ヒュームの「人間本性論」に関して言えば、『人間本性論』の第1巻・第2巻を要約した『人間本性論摘要』(1740)と第1巻「知性について」を書き直した『人間知性研究』(1748)も検討対象とすべきであろう。

しかし、これらの著作すべてを考慮に入れた考察を行うことは筆者の能力を超えている。そのため以下の考察は、ホブズの『リヴァイアサン』第1部とヒュームの『人間本性論』を主な対象とし、関連する論述を他の著作から抜粋するかたちで行う。ホブズの「人間本性論」のなかで『リヴァイアサン』第1部を選択するのは、1640年に書かれた『法の原理』第1部「自然的人格としての人間について」(人間本性)から11年後に発表された『リヴァイアサン』第1部のほうが、より整理され充実したものとなっていること、ならびに『人間論』ではヒュームの「人間本性論」にはない「光学」に関する叙述が大きなウエイトを占めていることなどの理由により、ヒュームの「人間本性論」との比較項目が立てやすいからである(この点については前稿 20-1 頁を参照されたい)。

以下では個別の比較項目について検討を行うが、まず初めにとりあげるのは、「空間と時間の観念」に関するホブズとヒュームの考察である。「空間と時間」に関する2人の考えを検討するうえで、ホブズの『物体論』は欠かせないテキストであるので第1部と第2部の目次を示そう(3)。

表1. ホブズ『物体論』第1部と第2部の目次

第1部 計算すなわち論理学	
第1章	哲学について
第2章	単語について
第3章	命題について
第4章	三段論法について
第5章	誤謬・虚偽および詭弁について
第6章	方法について
第2部 第一哲学	
第7章	空間と時間について
第8章	物体と偶有性について
第9章	原因と結果について
第10章	潜勢力と現実作用について
第11章	同一なものと同なるもの
第12章	量について
第13章	比例関係、すなわち同一の量的関係〔比率〕について
第14章	直線・曲線・角および図形について

(出典) (Hobbes DC)

3. ホブズとヒュームにおける空間と時間—アインシュタイン「特殊相対性理論」への影響—

前稿ではホブズとヒュームの「人間本性論」が、17世紀に生じた「自然学」の刷新とそれによって確立された「科学の方法」から決定的な影響を受けたことを見た。人間に関する哲学的・社会科学的認識は現在でも、自然科学的知見から影響を受けながら変容している。

ただこの影響関係はつねに一方的なものであるわけではない。ダーウィン (Ch. Darwin, 1809-82) が『自伝』(1887) で、イングランドの古典派経済学者マルサス (Th. Malthus, 1766-1834) の『人口論』(1798) から「自然選択」の概念の着想を得た、と述べていることは良く知られている(4)。またアインシュタイン (A. Einstein, 1879-1955) は「特殊相対性理論」の確立にいたるまでの過程で、ヒュームとマッハ (E. Mach, 1838-1916) の議論から重要な示唆を受けたとしている(5)。

ヒュームは『人間本性論』第1巻第2部第4節で「空間と時間の観念は、〔対象から〕分離された別個な観念ではなく、単に対象が存在する様式 (manner) もしくは秩序の観念である」(Hume T 1.2.4.2) としている。「空間と時間の観念は対象から分離され独立した観念ではない」という洞察はマッハに受け

継がれ、物理学における「絶対空間・絶対時間の観念」の否定へとつながった。マッハは、パークリ (G. Berkeley, 1685-1753) とヒュームを高く評価し、カント (I. Kant, 1724-1804) はむしろそこから退行していると述べている(6)。「実験心理学」におけるさまざまな実験から人間の「感覚」を分析し、「心理学」と「物理学」を統合する理論を構築しようとしたマッハの試みは、「すべての科学は人間の認識能力の及ぶ範囲の事柄だから人間の科学に依拠する」としたヒュームの主張の延長線上にあると言える。アインシュタインは、時間と同時性が絶対的であるという公理の恣意性を明らかにする過程で、ヒュームとマッハの議論から決定的な着想を得たのだろう。

前稿で見たように、ヒュームはニュートン (I. Newton, 1642-1727) から大きな影響を受け、「モラル・サイエンス」におけるニュートンとなることを標榜した。ただ他方では、ニュートンの物理学においても物体の位置関係の本性は知られていないとし、自然哲学においても、人間の認識能力の限界を正しく理解すること、ならびに「適度の懐疑」が認められなければならないと述べている (Hume T 1.2.5.26 注[1])。「因果関係」についての考察に象徴されるように、ヒュームの視点はつねに対象についての観念間の関係に向けられ、空間と時間におけるある対象の位置は、それを認識する人間の観念、つまり他の対象との関係についての観念から決まると主張する。

ところで、本論の主題はホブズとヒュームの議論を比較検討することにあるので、次にホブズの「時間概念」を見よう。ホブズは、みずからの哲学体系を著した『哲学原論』第1巻『物体論』第7章「3. 時間」で次のように述べている。

物体がその大きさの表象を心のうちに残すように、動く物体もまたその運動の表象を心のうちに残す。この運動の表象とはすなわち、今はこの空間を、次の瞬間には他の空間を通過して連続的継起によって移行する物体の観念のことである。さてこのような観念こそ、(人々の通常の言説からはかけ離れ、またアリストテレスの定義からはなおさらかけ離れているが)、時間と私が呼ぶもので

ある。なぜ私が時間をこのようなものとして理解するかというと、人々は年が時間であるということは認めているが、しかし年が何かある物体の偶有性か変様もしくは様態であるとは考えておらず、したがって時間が諸事物自体のうちにではなく、心の思考のなかに見いだされなければならないと認めることが必要になるからである。 (Hobbes DC 2.7.3.1, 強調点は引用者)

この時間概念は、ヒュームの理解「空間と時間の観念は、対象が存在する様式あるいは秩序の観念である」と共通のものである。筆者にはどのような背景（理由）で、ヒュームが空間と時間の概念をホッブズと共有しているのかは分からない。前稿で触れた通り、ヒュームはホッブズの議論にわずかしか言及していない。筆者は現時点で、ヒュームがホッブズと同じ「時間概念」をもつに至った経緯を明らかにすることはできないが、今後検討すべきなのは、2人が共通に影響を受けていると考えられる「17世紀科学革命」のより詳細な内容であろう。

4. 基礎概念の比較検討

ここでは両者の基礎概念の異同について検討を加える。ホッブズとヒュームはともに、「想像力」に「人間本性」を特徴づけるものとしての中心的な位置を与えている。以下の考察では、前半で両者が共通に論じている項目についての比較検討を行い、後半ではヒュームが「人間の科学の方法」の基礎となると考えていた事項をとりあげる。

4-1. 感覚・知覚・印象・観念

(1) ホッブズ：感覚

ホッブズは『リヴァイアサン』第1部第1章において、「人間本性」に関する考察を「人間の思考」(Thoughts of man; *Cogitationes hominum*) から始め、すべての思考の根源はわれわれが「感覚」(Sense; *Sensus*) と呼ぶものであると述べている。かれによれば、「思考」とはわれわれの外部の物体の質、あるいはその他の偶有性の「表象」ないし「現象」である。このような物体は通常、「対象」(Object; *Objectum*)

と呼ばれ、目や耳やその他の人体の緒部分に作用してさまざまな現象を生みだす (Hobbes L 1.1.1-2)。

感覚の原因は外部の物体すなわち対象であって、それがそれぞれの感覚に固有の機関を、味覚と触覚の場合のように直接に、または視覚、聴覚、嗅覚の場合のように間接に、圧迫する。感覚しうる (Sensible; *Sensibilis*) と呼ばれる諸性質はすべて、それらを引き起こす対象のなかにあるが、その物質のそれだけ多くのそれぞれの「運動」(Motions; *Motus*) にほかならず、それらの運動によって対象がわれわれの機関をさまざまに圧迫するのである (Hobbes L 1.1.4)。

ホッブズは自説を述べたあと、「スコラ学派の哲学者たち」(*Philosophi autem Scholastici*) を批判している(ただし、この「スコラ学派の哲学者たち」という言葉が使われているはラテン語版だけであり、英語版では“the Philosophy-schools”とされている。この点については邦訳者である水田洋も訳注において指摘している)(7)。ホッブズによれば、「スコラ学派の哲学者たち」はキリスト教世界のすべての大学において、アリストテレスのあるテキストに基づいて、以上のような説とは異なる学説を教える。その説では、視覚の原因についての解釈は、見られるものがあらゆる側に、ある可視的な種、可視的な印、現れ、様相、見られるものを送り出し、それを眼に受けることができることだとされる。「知性(理解)」(*Understanding; Intellectus*)の原因としても、理解されるものが可知的な種、すなわち可知的に見えるものを送り出し、それが「知性」に到達してわれわれを理解させるとされる。ホッブズは、このようなスコラ学派の無意味な言葉の連発は、大学のなかで訂正されるべきもののひとつであると激しく批判している (Hobbes L 1.1.5)。

『法の原理』第1部第2章でもスコラ学派に対する批判が述べられているが、そこでホッブズは次の4点を明らかにするとしている。

1. 色や像 (image) の主体は、見られる対象や事物そのものではないこと。
2. われわれが像や色と呼ぶものは、実際われわれを通さなければ存在しないこと。
3. 以上のような像や色は、対象が脳 (brain)

または精神 (spirits)、あるいは頭内部の物質において働く運動、刺激、変化についてのわれわれの幻影 (apparition) にすぎないこと。

4. 視覚による概念と同じように、他の感覚から生じる概念も、それらが内在する主体は対象ではなく、感覚をもつ人間であること。(Hobbes EL 1.2.4)

(2) ヒューム：知覚・印象・観念

ヒュームは『人間本性論』第1巻 (*Of the Understanding*) 第1部第1節において、「観念」(ideas)の起源から考察を始めている。周知の通り、ロックは「人間知性」の対象であり、思考するとき「心」(mind) (8)が携わることのできるすべてを「観念」と呼び、「観念」はすべて経験に由来するとして「生得観念説」を否定した。ヒュームはロックの説を受け継いだが、ロックの「観念」に当たるものを「知覚」(perceptions)と呼び、この「知覚」を「印象」(impressions)と「観念」に分け、両者の相違はそれらが意識の内容となるとききの勢いと生気の度合いにあるとした。つまり、「きわめて勢いよく激しく入り込む知覚」が「印象」と名づけられ、「心」にはじめて現れるわれわれの諸感覚・諸情念・諸情動のすべてがこれに含まれる。また「観念」という言葉で意味されるのは、思考や推理に現れるそれら「印象の生気のない像」である (Hume T 1.1.1.1)。

4-2. 想像と記憶

(1) ホブズ：想像・記憶・経験

ホブズは、第2章「想像 (Imagination; *Imaginatio*) について」で次のように述べている (9)。

われわれは、対象が除去されたり目が閉じられたりしたのちにもなお見られたものの「像」(Image; *Imago*) を、われわれが見ているときよりもあいまいではあるが保持している。これは、ラテン人が見ることにおいてつくられる像から「想像」と呼び、同時に不適切ではあるが、他のすべての感覚にも適応するものである。しかし、ギリシャ人はそれを「心像」(Fancy;

Phantasma) と呼ぶのであり、これは現れを意味し、ひとつの感覚について適切であるように、他の感覚についても適切である。それゆえ、「想像」とは衰えつつある感覚にほかならず、人びとのなかにそして他の多くの生きた被造物のなかに、眠っていても、目覚めていても、同様に見いだされる。(Hobbes L 1.2.2, 「」は引用者)

ホブズは続いて「記憶」と「経験」について説明している。「記憶」(Memory; *Memoria*) とは、感覚が退化しつつあり、古く、過ぎ去ったものであることを表わす呼称であるので、想像と記憶はひとつのものにすぎず、個々の考察に応じて呼び方が変わるだけである。そして、多くの物事についての記憶は「経験」(Experience; *Experientia*) と呼ばれる。想像は、かつて全部一度か、あるいは一部ずつ数回にわたって感覚に受け入れられた物事だけについてのものであり、記憶とは、人が前に見た人間または馬を想像するように単純想像である。それに対して経験は複合されたものであり、あるときに見た人の姿と他のときに見た馬の姿から、われわれが心にケンタウルス (半人半馬) を描くような場合である (Hobbes L 1.2.3-4)。

(2) ヒューム：記憶・想像力

ヒュームは第3節「記憶と想像の観念について」で次のように述べている。

経験から知られるところでは、ある印象が一度「心」に現れたならば、それは観念として再び心に現れる。これには2通りの現れ方があり、ひとつは、再び現れるときに元の鮮明さ (生気) の度合いをかなり保持していて、いわば印象と観念の中間にある場合であり、もうひとつは、元の鮮明さをすっかり失い、完全に観念になりきっている場合である。第1の仕方では印象を再現させる能力は「記憶」(the memory) と呼ばれ、他方は「想像力」(the imagination) と呼ばれる。(Hume T 1.1.3.1, 「」は引用者)

4-3. 想像の連鎖（心のディスクルス）と観念の連合 （1）ホッブズ：想像の連鎖（心のディスクルス）・過去についての洞察（因果の観念）

第3章「想像の連鎖あるいは系列」(of the Consequence or Trayne of Imaginations; *De Consequentia sive Serie Imaginationum*) では、「心のディスクルス」(Mentall Discourse; *Discursum mentalem*) と呼ばれる思考の連鎖が論じられる(10)。ホッブズによれば、われわれが何であれひとつの物事について考えるとき、そのあとに続く思考はすべてが見かけのように偶然なのではない。それぞれの思考から他の思考へは、すべて無差別(indifferently)に継続するのではない。われわれが、かつてそれについての感覚を全体的または部分的にもったことがないものに関して想像できないように、ある想像から他の想像への移行も、われわれが前に類似のことを感覚のなかにもったことがなければ起こらない。その理由は、すべての心像はわれわれのなかにある運動であり、感覚のなかで行われた諸運動の残骸であり、感覚のなかで互いに直接に継続した諸運動は、感覚の後でもやはりいっしょであり続けることにある。前のものが再び生じるようになって、しかも優勢である限り、後のものが、動かされた物質の凝集によってそれに続くのであって、平らなテーブルのうえの水が、そのどこか一部分を指によって導かれるとその方向に引っ張られるのと同様である(Hobbes L 1.3.2)。

ホッブズは、思考の連鎖をまず「導きがなく、企図がなく、恒常的でないもの」と「ある意欲および企図によって規制されているもの」に分け、さらに後者を、「ある想像された結果について諸原因、あるいはその結果を生む手段を探す場合（人間と獣に共通）」と「何かある物事を想像して、それによって生みだされうるあらゆる可能な結果を探す場合」とに分けている。そしてホッブズは、最後のタイプの思考の連鎖は人間に固有であり、飢渴や情欲や怒りなどのような感覚的な情念しかもたない生ける被造物の本性にはない「好奇心」(curiosity; *curiositas*) であるとしている。ホッブズによれば、「心のディスクルス」とは、それが企図によって統治されている場合は探求すなわち発明の能力にほかならず、それをラテン人は洞察力およ

び洞見力と呼ぶ。それは、現在または過去のある「結果」の「諸原因」、あるいは、「原因」の「諸結果」を探し出すことである(Hobbes L 1.3.3)。

ホッブズは『法の原理』第1部第4章においても、「心のディスクルス」について論じている。その叙述内容は『リヴァイアサン』におけるものと若干異なっているので、ここではそれについても見ておきたい。ホッブズは次のように述べている。

人間は以前見たことのあるものを現在において見ると、以前見たものに先行していたものが、現在見ているものにも先行していると考えられる。たとえば、火事のあとに灰が残っているのを見たことがある人は、ふたたび灰を見ると火事があったと結論する。これが過去についての洞察(conjecture)または事実についての推定(presumption)と呼ばれる。

人間は同じような先行事象には同じような後続事象が伴うことを数多く観察すると、先行事象を見たときはいつでも、後続事象を再度探し始め、あるいは後続事象を見たときには、同じような先行事象があったと考える。その場合かれは先行事象と後続事象を、相互の関係を知る印—たとえば雲は来るべき雨の、雨は過ぎ去った雲のよう—と呼ぶ。(Hobbes EL 1.4.8-9, 強調点は引用者)

このなかで「火事のあとに灰が残っているのを見たことがある人は、ふたたび灰を見ると火事があったと結論する」という叙述は、ヒュームの第3部第6節「印象から観念への推理について」の叙述「われわれが『炎』と呼ぶ種類の対象を見たこと、そして『熱』と呼ぶ種類の感覚を感じたことを覚えている。われわれはまた、これらの〔2種類の〕対象が過去のすべての事例において恒常的に随伴していたことをも覚えている。われわれはそれ以上の手続きを何ら要さずに、一方を『原因』、他方を『結果』と呼び、一方の存在から他方の存在を『推理』(inference)する」(Hume T 1.3.6.2, 『』は引用者)という印象から観念への推理における「恒常的随伴」についての説明と酷似している。

(2) ヒューム：観念の連合

ヒュームは第2部第4節「観念の結合すなわち連合について」において、想像力によって単純観念が複雑観念に統合されるのは何らかの普遍的な原理によってであるとして、観念の「連合」(association)を生みだし、心をひとつの観念から他の観念へと導く性質として、「類似性」(resemblance)、時間または場所における「隣接」(contiguity in time or place)、および「原因と結果」〔の関係〕(cause and effect)の3つを挙げている。前稿で触れたようにヒュームは、ここにあるのは一種の「引力」(attraction)であり、自然界におけると同様に、精神界においても驚くべき結果を生みだすと述べ、その原因は「人間本性」の根源的性質に帰すほかになく、真の哲学者に必要なことは原因をどこまでも探求しようとする節度のない欲求を抑制することであるとしている(Hume T 1.1.4.6)。

4-4. 知性(理解)と理性(計算・推論)

(1) ホブズ：理解と計算

第2章の末尾でホブズは、すでに第1章において「スコラ学派」への批判との関連で触れた「知性(理解)」(Understanding; *Intellectus*)について次のように述べている。

人間(あるいは想像する能力をもつ他のどんな被造物でも)のなかに、言語あるいは他の意志にもとづく印によって起こる「想像」は、われわれが一般に「知性」と呼ぶものであり、それは人間と獣(Beast; *Bestia*)に共通である。すなわち、犬は習慣によって、その主人の呼び声や叱声を理解するだろうし、他の多くの獣もまたそうである。人間に固有の理解はかれの意志だけではなく、かれの概念や思考を、ものごとの名前を肯定と否定およびその他の言葉のかたちで理解することである。(Hobbes L 1.2.10, 「」は引用者)

このようにホブズは、「知性(理解)」を人間と人間以外の動物(獣)にも共通の能力としながらも、「言葉による理解」は人間に固有のものであるとしている。この考えは「社会契約」を論ずる際に、「獣は言

葉を理解しないから、獣と信約(Covenant; *Pactum*)を結ぶことはできない」とする主張につながる。

さらにホブズは第5章で、「理性(推論)」(Reason; *Ratio*)を「われわれの思考を印づけ、表すために同意された一般的諸名辞の帰結の計算(Reckoning; *Computatio*)に他ならない」(Hobbes L 1.5.2)と定義している。

ホブズはこの定義に続いて「正しい推論(理性)」(Right Reason; *Recta Ratio*)について書いている。「正しい理性」に関する議論は、ホブズが1645年にパリへの亡命中にイングランド国教会の主教であったブラムホール(J. Bramhall, 1594-1663)と「自由意志」をめぐる討論し、その後、1655年から翌年にかけて両者合わせて3冊の著作が発表されることになった「自由意志論争」(11)においても重要な論点であった。

聖職者であるブラムホールが個人の内面に宿る「正しい理性」に基づく「道徳」の確立を説くのに対して、上で見た通り、ホブズの立場は「理性(推論)とは計算であるから、ひとりの計算がつねに「正しい」ということはなく、ある計算をめぐる論争がある場合には、当事者たちはみずから進んで「仲裁者」あるいは「裁判官」の「理性(推論)」を正しいものとして受け入れなければならない、というものであった(Hobbes L 1.5.3)。

(2) ヒューム：知性と理性

『人間本性論』第1巻の表題は「知性(Of the Understanding)について」であるが、ヒュームは本文において「知性」の定義を述べてはならず、「知性」という言葉の使用も少ない。そのため、4部からなる「知性論」の構成と内容、および第2巻「情念論」と第3巻「道徳論」との関係から、ヒュームが「知性」をどのようなものと考えているのか、判断しなければならない。ただ「理性(推論)」(reason)については、「あらゆる種類の推論(reasoning)は比較にはかならず、2つ以上の対象が互にたいしてもつ恒常的あるいは非恒常的な関係の発見である」(Hume T 1.3.2.2)としているので、「理性概念」との関係から、ヒュームが「知性」をどう捉えているのかを考察することはできる。

ヒュームが「知性」について触れているのは、第

3部第16節「動物の理性について」(Of the reason of animals) や第4部第6節「人格の同一性」(Of personal identity) において、「知性の本性」と「知性の限界」について述べている箇所である。ヒュームは、第16節の冒頭で「獣たち (beasts) には人間と同様に思惟 (thought) と理性 (reason) の能力が付与されていることは明白な真理である」(Hume T 1.3.16.1) と述べている。ヒュームの主張は、動物たち (animals) の外的行為の、われわれ人間にたいする類似性から判断すれば、動物たちの内的な行為 (心的作用) もまた人間に類似しているに違いないというものである。なお、動物 (獣) の知性と理性に関するホブズとヒュームの考察については、独立の項目を立てて論ずることにしたい。

4-5. 哲学・科学・知識の定義と因果関係論

ヒュームの因果関係論については、これまで多くの論者がさまざまな観点から検討を加えてきた。先行研究の多くは、ヒュームの因果関係に関する「考察の意図」はその否定にあるのではなく、人間がある対象とその運動を認識するさいに、それを因果関係の結果もしくは原因として見るという「人間本性」・「思考習性」を明らかにしたうえで、それに基づいた「人間の科学」および「道徳論」を構築することにあったと主張している。ヒュームが批判したのは、実在における因果関係の成立を正当なものと論理的に示しようという議論であり、かれは因果関係が成立しないと述べていない。以下で見るようにヒュームが、因果関係は自然と人間の本性を解明する鍵となるものである、と考えていたことは明らかである。ヒュームの考察の目的は、人間が対象を認識するとき、想像力によってそれを因果関係の枠組みのなかにおくという「心の習性 (習慣)」、ならびに、印象から観念、そして信念 (信仰) へとつながる「心のメカニズム」の解明にあったと言える。

(1) ホブズ：哲学・科学・知識

ホブズは『物体論』第1章ならびに『リヴァイアサン』第5章で「哲学」(Philosophia) と「科学」(Science; *Scientia*) をそれぞれ次のように定義している。

哲学とは、諸々の結果ないし現象の知得された原因ないし発生の仕方から正しい推論によって獲得された、これらの結果ないし現実の認識、およびこれと反対に、認識された諸々の結果から正しい推論によって獲得された、ありうる発生の仕方の認識である。(Hobbes DC 1.1.2.1)

科学は、諸帰結とひとつの事実の他の事実への依存についての知識 (knowledge; *Cognitio*) であり、それによってわれわれが現在できることから、何か他のことをわれわれがしたいと思うときに、あるいは類似のことを別のときにするにはどうしたらよいかを知るのである。なぜなら、ある物事がどういう原因に基づいてどのようにして生じるかをわれわれが知るならば、類似の原因がわれわれの手中に入ったとき、それに類似した諸結果を生みだすにはどうしたらいいかが分かるからである。(Hobbes L 1.5.16)

このように「科学」の定義で強調されているのは、ある物事の原因を解明することは将来的に望ましい結果を得るために有用であるという点であり、この意味での「科学」はわれわれにとっての「技術」に近い。

ホブズは第9章で、「知識」を「事実についての知識」と「ひとつの断定の他の断定への帰結についての知識」に分けて説明している。前者は感覚と記憶以外の何ものでもない「絶対的な知識」、後者は「科学」と呼ばれるもので条件的であり、われわれが「示された図形がもし円であるならば、その場合には中心を通るどんな直線もそれをふたつの等しい部分に分けるであろう」(Hobbes L 1.9.1) ということを知る場合のようなものである。

ホブズはこれに続き詳細な「科学の分類表」を示しているが、その表題は「科学、すなわち諸帰結についての知識、それは哲学とも呼ばれる」(Hobbes L 1.9.4) とされている。それゆえ、ホブズにおいて「哲学」と「科学」は明確には区別されておらず、類似の意味をもつものであったと言える。

(2) ヒューム：知識の基礎となる7つの哲学的関係

ヒュームは第3部第1節において、「知識」の基礎となる哲学的関係には「類似性」(resemblance)、「同一性」(identity)、「時間および場所の諸関係」(relations of time and place)、「量または数における比」(proportion in quantity or number)、「何らかの性質における度合い」(degrees in any quality)、「反対」(contrariety)、「因果関係」(causation)があり、これらのうち「類似性」、「反対」、「質における度合い」、「量または数における比」の4つの関係は「観念」にのみ依拠し、「知識」と現実性の対象となりうるとしている(Hume T 1.3.1.1-2)。それに対して、「同一性」、「時間と場所における位置」、「因果関係」の3つは「観念」に依存せず、「観念」が同じであり続けても、あることもないこともできる関係であるとし、これらについては詳細な説明が必要であるとしている(Hume T 1.3.2.1)。

なおホブズの『物体論』第2部「第一哲学」では、「空間と時間」、「物体と偶有性」、「原因と結果」、「潜勢力と現実作用」、「同一なもの異なるもの」、「量」、「比例関係、同一の量的関係〔比率〕」、「直線・曲線・角および図形」が論じられている(資料1.「ホブズ『物体論』第1部と第2部の目次」を参照されたい)。

(3) ホブズの因果関係論

ホブズは『物体論』第2部「原因と結果について」第9章「6. 結果の発生は連続的であること。因果関係における始まりは何か」で次のように述べている。

たとえば、火が連続的増大によってますます熱くなっていくと、この火の結果、すなわち直近の諸物体やさらにこれらに直近の諸物体の熱さもまた、同時にますます増加していく。この変化がもたら運動に基づいているということはすでに有力な論拠があるが、このことが真であるということは他の箇所でも示されるであろう。ところで、因果関係の、すなわち作用と被作用の進行において、誰かがある部分を想像力によって捉え、そしてこれを複数の部分へと分割したとすると、その第1の部分すなわち始まりは作用として、すなわ

ち原因としてしか考量することができない。なぜなら、もしもこの始まりが結果すなわち被作用としても考量されるならば、それに先立つ何か他のものをそれにたいする作用、すなわちその原因として考量することが必要になるが、始まりの以前には何も存在しないので、こういう考量をすることはできないからである。同様に、最後の部分はただ結果としてのみ考量される。なぜなら、原因とはそれに後続するものに関してしか言うことのできないものであるが、最後のものあとには何も続かないからである。そしてこのことから、作用において始まりと原因は同じものと見なされることになる。これに対して、中間に介在する諸部分の各々は、先行する部分と比較されるか後続する部分と比較されるかに応じて、作用でもあり被作用でもあり、また原因でもあり結果でもある。(Hobbes DC 2.9.6.1, 強調点は引用者)

(4) ホブズの論述「原因の必然性」に対するヒュームの批判

ヒュームは第3部第2節において、われわれに「因果関係の観念」が生じる場合の特徴として、原因と結果のあいだの「隣接」(contiguity)、「継起」(succession)、「必然的結合」(necessary connexion)の3つをあげている。ヒュームによれば、このなかでは最後の「必然的結合」が最も重要だが、「隣接」と「継起」とは異なり、「必然的結合の観念」の元となる印象を見いだすことはできない。この問題を解決するための糸口としてヒュームが提示したのは、われわれはいかなる理由で、その存在に「始まり」をもつべてのものは「原因」をもつことが「必然的」とであると主張するのか、という問いであった。

ヒュームは第3節でホブズの論述を引用して検討を加えているが、その論述は(3)で見た『物体論』のものではなく、邦訳者の木曾好能が訳注で指摘している通り、ホブズがプラムホールとの論争で書いた『自由と必然について』(1654)のなかのものである。前稿において触れた通り(長谷川 2021: 30)、ヒュームは次のように述べ、注において「ある哲学者」としてホブズの名を挙げている。

ある哲学者たちは、対象がそこにおいて存在し始めると想定できる時間と場所のすべての点はそれら自体では同等であるので、1つの時間と1つの場所に固有で、そのことによってその〔対象の〕存在を〔その時間とその場所に〕確定する何らかの原因があるのでなければ、その存在はいつまでも未決定のままであり、対象はそれの〔存在の〕始まりを確定するものを欠いているためにけっして存在し始めることができない、と言う。（Hume T 1.3.34）

ヒュームは、「およそ存在し始めるものはすべて存在の原因をもたなければならない」ということは哲学では一般的な基本原則となっているが、この命題は直感的にも論証的にも確かなものではないと主張する。かれによれば、「原因の必然性」を証明するためにさまざまな論証が提出されてきたが、どれも誤っており詭弁である。ヒュームは、原因の観念を存在の始まりの観念から分離する（ある存在の始まりが原因なしに生じることを思い浮かべる）ことは想像力にとって可能であるから、原因の必然性を論証することは不可能であると述べている（Hume T 1.3.31-4）。

上で見たようにヒュームが引用したホッブズの論述は、プラムホールとの論争書のなかのものであり、「自由意志と必然性」についてみずからの考えを述べていく過程で第6点として述べたことを補足したものである。ホッブズが「自由意志と必然性」についてのみずからの考えの第6点としているのは、「人間の行為は何かある他の直接的な動因（agent）から始まるのであり、それ自身からは始まらない」（Hobbes LN 274）という主張である。人間の「意志」の原因はそれ自体にはなく、「自由な行為」（voluntary actions）は必然的な原因をもつ。これがホッブズの主張の本意である。

ホッブズの論争相手プラムホールはアルミニウス派のイングランド国教会の主教であった。「ヒューマニズムと人間の科学」（1）でとりあげたエラスムスとルターとのあいだの「自由意志論争」で見たように、プロテスタントの教義は神の絶対性を根拠とする「予

定説」であり、人間の「自由意志」を認めないが、アルミニウス主義者はプロテスタントでありながら「自由意志」を認める。それに対してホッブズは「自由意志」を認めない。それゆえホッブズは一見「予定説」をとるプロテスタントの立場に近いとも言えるが、かれは「自然科学的知見」に依拠して、人間の「情念」としての「意志」は必然的に決定されると主張したのである。この論争におけるホッブズの立場は次の言葉に集約されている。

人間には一瞬のあいだに次にいかなる意志を抱くかを選択する能力はない。偶然は何ものも生みださない。あらゆる出来事や行為には必然的原因がある。神の意志がすべての物事を必然的にしている（12）。

「原因の必然性」への懐疑は「神の存在証明」への懐疑につながる。「原因の必然性」への懐疑は一部の人々から「無神論」と見なされ、ヒュームは1744年と1751年に大学教授就任の機会が訪れたにもかかわらず、そのことが要因となり、ポストを得ることはできなかった（13）。

4-6. ヒューム：信念（信仰）に関する考察

ヒュームは第3部第6節で、「経験」が対象の観念を心に生み出すのは「知性」や「理性」によるのではなく、「想像力」によると述べ、第7節では「信念（信仰）」（belief）の本性に関する考察を行っている。ヒュームによれば、対象の観念は、対象の信念の本質的部分であるが、その全体ではない。われわれは信じていない多くの事柄を思い浮かべる。信念の本性とは、われわれが同意する観念の諸性質である。ヒュームは「神の観念」を例に次のように述べている。

私が、神を考えるととき、神を存在すると考えるときと、神を信じるときとは、私がいだく神の観念は増えも減りもしない。しかし、ある対象の存在を単に思念することとそれを信じることとのあいだに大きな相違があることは確かであり、この相違が、われわれが思念する観念の諸部分に

も観念の複合にもないのであるから、その相違は、われわれがその観念をいやく（思念する）いやく方（思念の仕方）になければならない、ということが帰結する。(Hume T 1.3.7.2)

こう述べたあとヒュームは、知覚、印象、観念に関してみずからが行ってきた説明に基づき、「意見」(opinion)つまり「信念」を「現前する印象に〔自然な〕関係をもつ、すなわち連合している、生氣のある観念である」(Hume T 1.3.7.5)と定義している。

この定義から明らかなように、ヒュームは「観念」と「信念」を「生氣の有無」という「知覚の強さの度合い」によって区別している。ヒュームが例としてあげるの、ある本を読んだふたりの人が、一方がそれを空想物語として読み、他方が実話として読んでいるような場合である。このとき作者の言葉は両者に同じ観念を生む。しかし、実話として読む人は登場人物の関心により深く共感し、かれらの行為、性格、交友関係、敵対関係を、自分自身に描き出し、かれらの顔立ち、物腰、風采を思い浮かべさせる。それに対して空想物語として読む人は、これらすべてをより少ない生氣と勢いで思い浮かべるのである (Hume T 1.3.7.8)。

ヒュームはさらに第8節で信念（信仰）が生まれる原因について検討を加え、その例としてローマ・カトリックの儀式について次のように述べている。

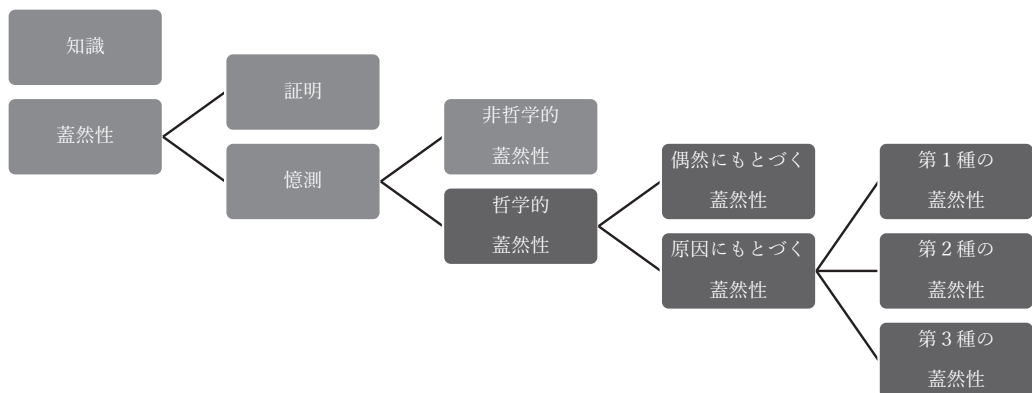
この奇怪な迷信の信者たちは、かれらが非難される原因である仰々しい儀式の言い訳として、そういう外的な動きや姿勢や行為が、かれらの信仰心に生氣を与え熱情を掻き立てるのに有効であるのを感じる、と主張するのが常である。信仰心も熱情も、もしもつばら目の前にない非物質的な対象にのみ向けられるならば、衰えてしまうだろうというのである。(Hume T 1.3.8.4)

4-7. ヒュームの蓋然性（確率）論

ヒュームは第11節から第13節で、「人間の科学」を基礎づける議論として「蓋然性」(probability)について論じている。ここでの議論は、「蓋然性」を明証性の度合いに応じて分類するという形で進められる。ただヒュームの論述方法の特徴とも言えるが、ヒュームは初めに分類の全体像を提示することはせず、みずからが重要だと考える事項から説明を始めているので、読者は第13節「非哲学的蓋然性について」まで読まないと、その全体像を理解できない。そこでここでは、以下に示す萬屋（2018: 41）の図を参照しながら考察を進めたい。

(2)で触れたように、ヒュームは7つの哲学的関係を、観念の比較のみに依拠し「知識」つまり「明証性」(evidence)の対象になるものと、それ以外のものに分けた。かれはこの区別に基づき、人間理性の働

図1. 蓋然性の種類の区別



(出典) この図は、萬屋（2018: 41）が伊藤（2002: 51）を参照して作成したものである。

きを「知識」と「蓋然性」に分け、後者をさらに「証明 (proofs) に基づくもの」と「純然たる蓋然性に基づくもの (憶測からの推論)」に分けている。「純然たる蓋然性に基づくもの (憶測からの推論)」は、「偶然 (chance) に基づく蓋然性」と「原因に基づく蓋然性」の2種類であるが、ヒュームは第11節を第12節でそれぞれの蓋然性について検討を加えている。そのため読者は、ヒュームの言う「純然たる蓋然性に基づくもの (憶測からの推論)」は「偶然に基づくもの」と「原因に基づくもの」の2種類だと理解しながら読み進めることになる。しかし第13節になると、「憶測からの推論」のひとつとして「非哲学的蓋然性」がとりあげられるので、読者はここで初めて、「純然たる蓋然性に基づくもの (憶測からの推論)」はまず「非哲学的蓋然性」と「哲学的蓋然性」に分けられ、後者がさらに「偶然に基づくもの」と「原因に基づくもの」に分けられることを理解することになる (図1. を参照されたい。推測に過ぎないが、「情念」についてのヒュームの議論にも見られるこのような分かりにくさは、発表当時、『人間本性論』が多くの人には理解されず、ときには誤読された要因のひとつとなったように思う)。

ヒュームによれば「偶然に基づく蓋然性」とは、サイコロを投げるときのように、これまでの経験ではある事象 (たとえば、1の面が上になること) の原因を特定することができない場合に、その事象が起こる (1の面が上になる) 蓋然性についていられる信念のことである (Hume T 1.3.11)。「原因に基づく蓋然性」とは、ある事象に関していくつかの原因が特定されているが、裏づけとなる経験が不十分なために確証にはいたっていない信念のことである。たとえば、時計が止まったのはおそらく歯車のゆがみが原因だろう、といった信念がそれにあたる (萬屋 2018: 40)。

「偶然に基づく蓋然性」についての考察は、サイコロを投げるとき心の動きを詳細に記述するかたちで進められる。例として挙げられるのは、ある人が4つの面に同じ数字 (たとえば1)、2つの面に同じ数字 (たとえば2) が書かれたサイコロを投げ、どの面が上になるかを予想する場合である。このときかれは、逆の偶然的事象の数に比例したためらいと疑いを伴いながらも、1の方が2よりもより起こりそうである

(より確からしい) と信じるに違いない。そして、このサイコロ投げを繰り返し続けたとき、2の目が出るものが減り、1の目が出るが多くなるにしたがって、かれの信念は新たな度合いの安定性と確信を得るのである (Hume T 1.3.11.9)。

次にヒュームは、サイコロ投げの結果を予想する際の前提となる条件を3つ挙げ、考察を続ける。第1は、重力、固体性、立法形などの諸原因であり、これらはサイコロの落下、落下の途中でのその形の保持、サイコロが一面を上に向けて静止することを決定する。第2は、6つの面が不偏であり、特にどの面にも傾かないという仮定である。第3は、各面に記された特定の数字である (Hume T 1.3.11.10)。

ヒュームはこれらの条件が思惟と想像力に及ぼす影響について考察している。第1は、過去の事例における原因と結果とのあいだの恒常的随伴が心に及ぼす影響であり、心はサイコロが投げられたとき、それが空中に静止していると見なすことはできず、自然にテーブルの上であり、ひとつの面を上に向けていると見なす。これが偶然についての計算をするのに必要な、偶然に混在する諸原因の効果である。第2は、サイコロのどの面が上になるのかを定めるものは何もなく、それは偶然によって決定されるという仮定である。第3は、サイコロの各面に記された数字 (図形) の影響である。4つの面に1が記され、2つの面に2が記されたサイコロの場合、1の衝動 (impulses) は2の衝動より強い。観念の生氣はつねに、想像力の観念の移行への衝動または傾向の度合いに比例し、信念とは観念の生氣と同じものである (Hume T 1.3.11.11-13)。

第12節では「原因に基づく蓋然性」が論じられるが、その冒頭でヒュームは、「偶然に基づく蓋然性」について述べたことは「原因に基づく蓋然性」を解明するための助けとなるとしている。ヒュームはその理由として、哲学者たちは普通人が偶然と呼ぶものには隠れた原因があることを見いだすという点をあげている (Hume T 1.3.12.1)。

「原因に基づく蓋然性」は3つに分けられる。第1のものは、ある事象に関する原因がひとつに絞られているとき、これまでの経験の量が不十分なままにいだかれる信念である。たとえば子どもが、マッチをすっ

て火がついたときにいдайような信念がそれにあたる(萬屋 2018: 41)。第2は、たがいに対立する複数の原因が関与しているとき、それらがどの程度の蓋然性で関与しているのかを判断する際にいだかれる信念である。たとえば時計職人が、時計の故障の原因として、ぜんまいや歯車以外にも、埃やごみの混入が関係しているかもしれないと考える場合がそれにあたる(Hume T 1.3.12.5)。第3は、個別の因果判断に基づいて、その結果と類似する事象から、その事象の原因を憶測する際にいだかれる信念である。たとえば、赤ワインで飲んだくれになった人は、白ワインが出されれば同じ激しさで白ワインに手を出すだろう、といった類推をする場合である(Hume T 1.3.13.8)。

ヒュームの蓋然性論については、それを「確率論」として見ることができるか否かをめぐっていくつかの異なる意見がある。数学における“probability”は「確率」であり、邦訳者である木曾好能は第11節と第12節のタイトルをそれぞれ「偶然に基づく蓋然性(確率)について」と「原因に基づく蓋然性(確率)について」としている。ただヒュームの論述には、蓋然性を「対立する証拠の差」によって理解しようとする箇所があり、それを根拠にヒュームの蓋然性論を確率論として見ることはできない、と主張する論者もいる。しかしヒュームは、第11節でサイコロ投げについての考察を始める前の段落で、「この真理は私の体系に特有のものではなく、偶然に関する計算方法を考案するどの人によっても認められている」(Hume T 1.3.13.8. 強調点は引用者)と述べている。それゆえヒュームの目的は、当時の「確率論」を基礎として、みずからの「蓋然性(確率)論」を構成することにあつたと見ることができるだろう(14)。

5. 結びに代えて

ホップズとヒュームは共に人間の心の働きを克明に描き、心が想像力によって認識対象のイメージを自在に加工する能力をもつことを強調した。4-1. で見たように、ホップズは『人間本性』において、われわれが事物の色や像と呼ぶものは脳や精神(spirits)、あるいは頭内部の物質において働く運動、刺激、変化についてのわれわれの幻影にすぎない、と述べている。

人間の想像力についての議論の中心は両者において因果推理(帰納推論)にある(15)。これまで見てきたように、ホップズとヒュームは共に因果的思考(認識)を人間に共通する心の習性(人間本性)として理解した。人間は灰を見た(ホップズ)・熱さを感じた(ヒューム)とき、過去の経験に基づき想像力によって、その原因が火事(ホップズ)・炎(ヒューム)であると推論する。それゆえ人間の自然本性を対象とする「人間の科学」は、因果推論を軸に展開されるべきなのである。

たしかにわれわれの日常生活において、因果的思考はきわめて重要な役割を果たしている。多くの人は何か失敗をしたときその原因を探り、同じ失敗を繰り返さないようにしようとする。社会においても重大事故が発生したとき、事故原因の究明と再発防止が人々の共通の関心事となり、「裁判」では被告の行為と事故とのあいだの「因果関係の有無」が争点となる。また何らかの分野で成功を収めた人物を見たとき、わたしたちはその成功の原因を探り、それを見習おうとする。

健康志向の強い現在の日本社会では、さまざまな病の原因を探り、その原因を回避する行動をとることが人々の日常生活の基本として受け入れられている。2021年4月時点では、新型コロナウイルス感染予防のために開発されたある製薬会社のワクチンの接種をめぐって血栓症とのあいだに因果関係が認められるか否かが、医療関係者と政府にとって懸案事項のひとつとなっている。また私たちの日常生活においては、ウイルス感染の原因と見なされる行動を回避することが社会規範であるのに、それを順守しない政治家や官僚、自粛を国民に呼びかけながらみずからはそれに反する偽善的行動をとっていた日本医師会会長が激しく非難されている。

ところで、人間の思考習性としての因果的認識については、ヒューム以後も複数の論者が興味深い議論を展開している。たとえば、「人間の科学」を表題とする論考(邦題『人間科学序説』)を残したピアジェ(J.Piaget, 1896-1980)は、『子どもの因果関係の認識』(1927)において、「ルソー研究所」におけるさまざまな実験に基づき、人間の「因果的認識」を「発達(発

生)」の観点から捉えようとした。ピアジェの「発生の認識論」はベルグソン (H-L. Bergson, 1859-1941) の「進化論」に依拠したもののだが、ピアジェは因果的思考習性を人間が「進化」によって獲得した「自然本性」だと見なした。この点は「人間科学の歴史」を考えるうえでひとつの核となる事項であろう(16)。

また因果関係の分析は、「社会科学の方法」を考えるうえでも中心的な論点とされてきた。社会科学方法論の創始者ヴェーバー (M.Weber, 1864-1920) は、一方では哲学者のリッカート (H.Rickert, 1863-1936) の影響を受けながら、他方では生理学者・統計学者のクリース (J.v.Kries, 1853-1928) の「確率論」に基づき、「適合的因果連関」の概念を精緻化することによって「社会の科学」を確立しようと試みた。ヴェーバーの議論では、「偶然的因果連関」と「適合的因果連関」の区別が重要な意味をもっているが、かれはその議論を通して「社会現象」についても「自然現象」と同様に因果関係の分析が可能であることを示そうとしたのである(17)。

[注]

(1) 前稿は、常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第38巻第2号(2021年3月)17-34頁である。

(2) この点については、前稿19-23頁を参照された。なお Russell (1985: 55) は、ホッブズ『法の原理』(1640) とヒューム『人間本性論』との相関図を示している。前稿で触れたように、『人間本性』(1650) は、ホッブズが1640年に執筆し手稿のまま回覧されていた『法の原理』の第1部が、本人の許可なく出版されたものである。

(3) 『物体論』(1655) 第3部では「運動と大きさの比率」、第4部では「自然学、自然の諸現象」が論じられている。前稿で示したように、『人間論』(1658) の第2章から第9章では「視覚」の問題が検討されているが、これを『物体論』、『人間論』、『市民論』から成る『哲学原論』の全体像の中において見ると、ホッブズの意図が明確に読み取れるだろう。

(4) この点については (Darwin [1887]1958 = 2006: 149-50) を参照した。ダーウィンは、1838年10月、ただ楽しみのために読んでいたマルサスの『人口論』

から、「有利な変異は保存され、不利な変異は減はされる傾向をもつであろうことに思いあたった」と書いている。

(5) この点については (Einstein 1979: 12-13, 18-21)、(廣松 [2002]2008: 136-37)、(松井 2007: 112-13) を参照した。アインシュタインは、ヒュームとマッハの議論のどの部分が助けとなったのかについては触れていない。

(6) この点については、(Mach [1906]1923 = [2002]2008: 3-4) を参照した。

(7) ホッブズのテキストには、現在の英語とは異なる綴りが散見されるが、本論では原文のまま示す。

(8) 『人間本性論』の邦訳では、“mind”に「精神」の語が充てられているが、本論ではホッブズ、ロック、ヒュームのすべてのテキストについて、“mind”は「心」と表記する。そのほうが比較をする際に有用だと考えるからである。「心」の概念の妥当性については、現代においてもさまざまな議論があり、筆者はまだそれについてまとまった見解を示すことができない。

(9) 『リヴァイアサン』の邦訳では、“imagination”は「造影」、「image」は「影像」、「fancy」は「想像」とされているが、本論ではヒュームとの比較を容易にするため訳語を統一し、“imagination”を「想像(力)」、「image」を「像」、「fancy」を「心像」とする。

(10) “Trayne”と“Mentall”の英文表記については、注(7)と同じ原則に従っている。なお“discourse”には、『法の原理』では「推論」、『リヴァイアサン』では「説話」・「議論」・「論究」という訳語が用いられている。この部分の訳注で水田が指摘しているように、ホッブズはここで、“discourse”には「企図がなく恒常的でないもの」と「規制され恒常的なもの」があるとしているので、「論究」としてしまうと前者の意味が消えてしまう。“discourse”という言葉には多様なニュアンスがある。たとえばハーバーマスの“Der philosophische Diskurs der Moderne” (1985) の邦題は『近代の哲学的ディスクルス』とされ、読者は本論の内容から「ディスクルス」の意味を理解しなければならない。『リヴァイアサン』のこの部分の訳語は「説話」とされているが、以上のような点を考慮して、本論では「ディスクルス」と表記した。

(11) この論争は、ともに亡命を余儀なくされパリに滞在していたホッブズとブラムホールが、これも亡命中であったニューカスル侯（ホッブズが家庭教師を務めたウィリアム・キャヴェンディッシュの従兄弟）のパリ邸で「自由意志」について意見を交わしたことから始まった。ホッブズは人間の「自由意志」を否定し、ブラムホールはそれを肯定する立場であった。「自由意志」については次稿で検討する。

(12) 出典は（Hobbes [1656]1966）の冒頭“To the Reader”の部分で、ページ番号は付されていない。

(13) 1744年はエディンバラ大学倫理学・精神哲学教授、1751年はグラスゴー大学論理学教授のポストに関する人事である。後者は、ヒュームがとくに晩年親交の厚かったアダム・スミス（A. Smith, 1723-90）が論理学教授から道徳哲学教授のポストに移ることによって生じたものであった。

(14) 萬屋（2018: 37-70）は、ヒュームの言う蓋然性が「確率」として解釈できることを論証している。

(15) 神野（1984: 256）によれば、ヒュームが「帰納」（induction）という語を用いたのは『人間本性論』付録においてのみである。ただヒュームの言う「蓋然的推論」（probable reasoning）は、現在の一般的な意味での「帰納推論」（inductive reasoning）にあたるものであると見なすことができる。なおヒュームの議論においては、「推論」（reasoning）と「推理」（inference）の区別が重要な意味をもっている。推論とは「私はそのようなひとつの対象がつねにそのようなひとつの結果に伴われていたのを見いだした」という論述形式のものであり、推理とは「私は外見上類似する他の対象が、類似する結果に伴われるだろうことを予見する」というものである（Hume E 4.2.21）。本論ではこの問題を十分検討することはできないが、神野（1984）、一ノ瀬（2001）、久米（2005）、萬屋（2018）では詳細な検討が行われている。

(16) ホッブズとヒュームは共に、ヒト以外の動物もまた因果的思考をすることを認めているが、「進化」の観点はない。

(17) この点については、田中（1969）、杉森（1973）、佐藤（2019）を参照されたい。

[文献：ホッブズとヒュームの著作]

※本稿におけるホッブズとヒュームの著作の表記は以下の略号を用い、(Hobbes LN)、(Hobbes LNC)を除く著作からの引用は、()内に著者、著作の略号、(巻)、部、章、節、段落の順に示す。(Hobbes LN)、(Hobbes LNC)は章と節の構成をもたないので、()内に引用箇所の数頁を示す。なお本稿で参照する著作のなかで、複数巻から成るのはヒュームの『人間本性論』のみであるが、たとえば第1巻第3部第4節第2段落からの引用は、(Hume T 1.3.4.2)のように示す。またホッブズの『物体論』は、部、章、小見出し、段落の順となる。

[Hobbes 著作の略号]

DC : *De Corpore, Elementa Philosophiae, sectio prima*, Thomae Hobbes Malmesburiensis Opera Philosophica quae Latine scripsit omnia (2):1-132, ed. W.Molesworth, John Bohn, [1655]1999. (= 2015, 本田裕志訳『物体論』京都大学学術出版会.)

EL : *The Elements of Law, Natural and Politic*, ed. Friedrich Tönnies, Frank Cass, [1640]1969. (= 2016, 田中・重森・新井訳『法の原理——人間の本性と政治体』岩浪書店.)

L : *Leviathan*, ed. N. Malcolm, Oxford University Press, [1651]2012. (= 1954-1985, 水田洋訳『リヴァイアサン』(1)~(4)岩波書店.)

LN : *Of Liberty and Necessity*, in; *The English Works of Thomas Hobbes IV*, ed. W. Molesworth, London: John Bohn, pp.229-78, [1654]1966.

LNC : *The Questions concerning Liberty, Necessity, and Chance*, in; *The English Works of Thomas Hobbes V*, ed. W. Molesworth, London: John Bohn, pp.1-455.[1656]1966.

[Hume 著作の略号]

T : *A Treatise of Human Nature*, ed. D. F. Norton/M. J. Norton, Oxford University Press, [1739-40] 2000. (= 2011-2, 木曾好能他訳『人間本性論』[第1巻~第3巻]法政大学出版局.)

E : *An Enquiry Concerning Human Understanding*, A Critical Edition, ed. T. L. Beauchamp, Oxford

- University Press, [1748]2000. (= 2018, 神野・中才訳『人間知性研究』京都大学学術出版会.)
- ※ホッブズとヒュームの著作以外の文献からの引用は、() 内に著者、原典初版の出版年を [] 内、本稿で参照した版の出版年を [] 外、頁数を:の後、続いて翻訳の出版年を=の後、頁数を:の後に示す。
- [ホッブズとヒュームの著作以外の文献]**
- Einstein,A., 1979, *Autobiographical Notes*, ed. P.Schilpp, Open Court.
- 長谷川幸一, 2006, 『人間諸科学の形成と制度化——社会諸科学との比較研究』東信堂.
- , 2013, 「ヒューマニズムと人間の科学(1)——人間性をめぐる議論の歴史」常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第31巻第1号, 1-25頁.
- , 2021, 「ヒューマニズムと人間の科学(2)——2つの人間本性論：ホッブズとヒューム①」常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第38巻第2号, 17-34頁.
- 廣松渉, [2002]2008, 「マッハの哲学と相対性理論——ニュートン物理学に対する批判に即して」『認識の分析』(訳者解説)法政大学出版局, 136-73頁.
- 一ノ瀬正樹, 2001, 『原因と結果の迷宮』勁草書房.
- 伊藤邦武, 2002, 『偶然の宇宙』岩波書店.
- 伊豆蔵好美, 2007, 「ホッブズ」小林道夫編『哲学の歴史5 デカルト革命 17世紀：神・人間・自然』中央公論社, 45 - 114頁.
- 泉谷周三郎, 1988, 『ヒューム』清水書院.
- , 1996, 『ヒューム』研究社出版.
- 神野慧一郎, [1984]1998, 『ヒューム研究』ミネルヴァ書房.
- , 1996, 『モラル・サイエンスの形成——ヒューム哲学の基本構造』名古屋大学出版会.
- 川添美央子, 2010, 『ホッブズ 人為と自然——自由意志論争から政治思想へ』創文社.
- 久米暁, 2005, 『ヒュームの懐疑論』岩波書店.
- Locke,L., [1690]1997, *An Essay Concerning Human Understanding*, ed. R.Woolhouse, Penguin Books. (= 1972-7, 大槻春彦訳『人間知性論』(1)～(4)岩波書店.)
- Mach,E., [1906]1923, *Über den Zusammenhang zwischen Physik und Psychologie, Populär =wissenschaftliche Vorlesungen, 5. Aufl*(= 2008, 廣松渉訳『認識の分析』法政大学出版局, 3-27頁.)
- 松井彰彦, 2007, 「人間の科学としての経済学」東京大学編『学問の扉』講談社, 108-20頁.
- Mossner,E.C., [1954]1980, *The Life of David Hume, 2ed.*, Oxford University Press.
- 中才敏郎編, 2005, 『ヒューム読本』法政大学出版局.
- Piaget,J., 1927, *La Causalité physique chez l'Enfant*, Librairie Félix Alcan. (= 1971, 岸田秀訳『子ども因果関係の認識』明治図書.)
- Russell,P., 1985, Hume's Treatise and Hobbes's the Elements of Law, in: *Journal of the History of Ideas*, Vol.46, No.1 (Jan. - Mar.), pp.51-63.
- 佐藤俊樹, 2019, 『社会科学因果分析——ウエーバーの方法論から知の現在へ』岩波書店.
- 杉森滉一, 1973, 「『客観的可能性』としての確率」『岡山経済学雑誌』第5巻第2号, 1-28頁.
- 高野清弘, 1990, 『トマス・ホッブズの政治思想』御茶の水書房.
- 田中浩, 1986, 『ホッブズ研究序説』(増補版)御茶の水書房.
- , 2016, 「ホッブズ『政治学』の近代性格——生命の尊重と平和の実現」『法の原理』(訳者解説)岩波書店, 363-92頁.
- 田中真晴, 1969, 「因果性問題を中心とするウエーバー方法論の研究」安藤・内田・住谷(編)『マックス・ヴェーバーの思想像』新泉社, 215-43頁.
- 杖下隆英, 1982, 『ヒューム』勁草書房.
- 梅田百合香, 2005, 『ホッブズ 政治と宗教』名古屋大学出版会.
- , 2010, 『甦るリヴァイアサン』講談社.
- Watkins, J.W.N., 1973, *Hobbes's system of ideas*, London: Hutchinson Publishing Group Ltd. (= 1999, 田中・高野訳『ホッブズ その思想体系』[新装版]未来社.)
- 萬屋博喜, 2018, 『ヒューム——因果と自然』勁草書房.

日本の社会福祉における対等性概念の形成過程に関する理論的考察

平塚 謙一 (常磐大学人間科学部)

Theoretical consideration of the formation process of the concept of equality in Japanese social welfare

Kenichi HIRATSUKA (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

Japan's social welfare has undergone drastic reforms since the 1980s. The achievements of these reforms in social welfare have been highly evaluated, but at the same time, the issues have been pointed out. Issues include the protection of user rights in contractual relationships. Others have pointed out that human service workers are suffering from "verbal injuries from users." The recent relationship between users and human service workers is also described as "reversing asymmetry" in some parts. It has been pointed out that one of the factors behind the turnover of human service workers is that the business management side takes punitive measures against human service workers in response to rants from users. In Japan (not limited to social welfare), the word "equality" has the implication that consumers (users) who pay money have an advantage.

In this paper, we examined the following through a comparison between Japanese and Western societies. Is the above-mentioned transformation of social relations an inevitable and universal situation that accompanies the modernization of society? Also, should it be understood that such changes in social relations are following the process of social development?

Then, based on a comparison of the historical transitions of Japanese and Western societies, the following themes were theoretically considered. This is the background behind the fact that in Japan, the word "equality" between consumers (users) and human service workers has been formed to mean consumer (user) superiority.

1. 研究目的と方法

1980年代以降社会福祉の抜本的な改革が推進され、とりわけ1997年以降はサービス利用契約制度（以下、契約制度と表記）の導入などを内容とする社会福祉基礎構造改革が展開された。1990年代後半は、社会の広範な領域において構造改革が展開されはじめた時期である。これらの改革は世界的な経済競争に照準した

市場原理の導入とともに、旧来の前近代的・伝統的な共同体の要素を一定程度残存させた社会関係から、普遍的な価値観を有し自立した個人同士による対等な立場での契約に基づく社会関係へと変革していくことなどが企図されたものであった。社会福祉基礎構造改革など社会福祉の抜本的な改革も、そうした一連の構造改革の一環である。それらの改革の一部である契約制

度の導入は、パターンナリストックであったサービスの利用者と支援者との社会関係から、“市場における自立した消費者と生産者の対等な関係性”のような、契約に基づく対等な関係性へと変容させていくことが目指されたものである。

この時期における社会福祉の抜本的改革には、功績と並び課題も指摘される。それは一方では契約関係における利用者の権利擁護に関する課題がある。そしてその他方では支援者の「利用者からの言葉による傷つき」(吉田 2014 : 55) などが指摘されており、近時の利用者と支援者の関係性は、一部で「非対称性が反転」(深田 2009 : 96-97) しているとも表現される。このことは、それに対する経営管理側の対応が合わさることによって、支援者の離職の一因ともなっていることが指摘される。そうした事態が生じてくる背景として、(社会福祉に限らず)日本においては、対等性という言葉は、金銭の支払いをする消費者(利用者)が優位という含意があることが関わっていると考えられる。

本稿では、日本の社会福祉において指摘される上記のような社会関係の変容は、社会の近代化に伴い必然的に生じる事態であって社会進化の過程を辿っているものと理解されるべきことであるのかということについて、また日本における消費者(利用者)と支援者との対等性という言葉が消費者(利用者)優位という意味を帯びるものとして形成されてきた背景について、社会進化の過程に関する諸外国との比較をとおして、理論的に考察する。

2. 社会福祉における契約制度の導入とその帰結—利用者と支援者の社会関係の変容—

2-1. 社会福祉のパラダイム転換

1980年代以降の社会福祉の抜本的改革は、社会福祉のパラダイム転換と称される(こうした改革の持つ性格について、パラダイム転換として評価すべきかどうかには異論も提起されているが、上記一連の社会福祉の抜本的改革を表すものとして、ここでは「社会福祉のパラダイム転換」という用語を用いる)。このパラダイムとは「政策や制度、その運営や援助の活動のように、それ自体社会のなかに対象化された客観的な

事物や活動として認識しうるような存在」ではなく、「そのような政策や制度、活動を方向づけ、支えている思想や理念、判断の基準、ものの考え方」であり、「総じていえばそれは、最終的には価値的な判断を含む認識のフレームワーク、すなわち準拠枠」である(古川 1997 : 69)。

社会福祉のパラダイム転換の生じた背景について、堀(1995)による整理¹((1)経済成長による豊かな社会の実現→財政制約の緩和→低成長経済→財政制約の強まり、(2)国民の生活水準の向上、(3)家族構造の変化、(4)ニーズの多様化・高度化、(5)価値観・考え方の変化、(6)国際的動向、(7)社会保障制度の充実、(8)その他)に加えて、古川は2つの要因について論じている。一つは「1970年代後半以降の先進資本主義諸国における新保守主義の興隆とその政治的帰結」であり、もう一つは「80年代末から90年代初頭にかけての東欧・ソ連邦社会主義体制の崩落ならびに冷戦構造の終焉とその帰結」である(古川 1997 : 74-75)。社会福祉の抜本的改革は以上のような国際的な政治経済等の情勢変化を受けて展開されてきたものである。

古川は社会福祉のパラダイム転換の諸相を堀による整理²も踏まえつつ、以下のように整理している。それは(1)普遍化、(2)多元化、(3)分権化、(4)自由化、(5)計画化、(6)総合化、(7)専門職化、(8)自助化、(9)主体化、(10)地域化である(古川 1994 : 297-308)。これらは第二次世界大戦後の社会福祉の基礎構造を、多くの側面において抜本的に変革するものであった。

さらにその後、1997年11月より中央社会福祉審議会の社会福祉構造改革分科会において社会福祉基礎構造改革の検討が行われ、1998年6月の中間まとめが提出されている。この社会福祉基礎構造改革の問題意識について、西村は次のように要約している。「①従来の社会福祉の仕組みは、戦後の混乱期・復興期に、貧困者や身体障害者、戦災孤児らの生活困窮者を救済するため、緊急に立案・提供されたものが基礎になっていた。②当時は、援助を必要とする人には行政による画一的な「処遇」として一方的にサービスをあてがい「救ってあげる」「保護の対象」という意識が濃厚で、制度の利用に際しては利用者の希望や選択は尊重されていなかった。そのため、福祉サービスの提供を行政

処分として行う「措置制度」が長く続いた。③利用者の意識も、福祉サービスを行政から与えられ保護されるという気持ちが強く、福祉サービスを受けることへの遠慮や抵抗、負い目が見られた。④今日、少子・高齢化や家庭機能の変化、低経済成長への移行などに伴い広く国民全体に福祉需要が増大・多様化し、生活の安定を支える社会福祉への期待が高まっている。⑤そこで、特定の困窮者だけを対象に行政の「処遇」「措置」を与えるという福祉サービスのあり方を改め、個人が人としての尊厳を損なわれることなく、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を送れるよう支えることを福祉サービスの理念とする」(西村 2012: 10)。

このような問題意識の下で、政府は社会福祉事業法(現・社会福祉法)など社会福祉の実施体制を規定する基本法令や諸制度を改め、社会福祉のサービス提供に関する基盤を以下のような方向に沿って転換させるとした。

- i 福祉サービスの利用者と提供者の対等な関係を確立する〔措置制度から契約によるサービス提供へ〕。
- ii 個人の多様な需要へ、地域での総合的な支援を構築する〔福祉サービス需要の総合的かつ継続的な把握と、保健・医療・福祉のサービスの効率的な提供体制〕。
- iii 幅広い需要に応える多様なサービス提供者の参入を促進する〔多様なサービス提供主体の参入を、それぞれの性格、役割等に配慮しつつ促進する〕。
- iv 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上を図る〔サービスの内容や費用負担について、社会福祉従事者の専門性の向上やサービスに関する情報の公開などを進めるとともに、利用者の選択を通じた適正な競争を促進するなど、市場原理を活用することにより、サービスの質と効率性の向上を促す〕。
- v 情報公開等による事業運営の透明性を確保する〔サービスの内容や評価等に関する情報を開示し、透明性を確保する〕。
- vi 増大する費用を公平かつ公正に負担する〔社会福祉のための費用を公平かつ公正に負担する〕。
- vii 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造〔福祉活動への住民の積極的かつ主体的な参加を通じて、福祉に対する関心と理解を深め、自助、共助、公助が

あいまって、地域に根ざしたそれぞれに個性ある福祉の文化を創造する〕。

これらの内容は、国から地方公共団体(とりわけ市町村)への権限移譲、福祉サービス提供主体の多元化、さらに後述する社会福祉各領域における契約制度の導入としなどとして具現化された。社会福祉法において規定された社会福祉サービスの第三者評価や、苦情受付制度なども、社会福祉基礎構造改革の方針に基づいて創設されたものである。

2-2. 契約制度の導入—利用者と支援者の対等な関係—

社会福祉基礎構造改革の諸相のうち、本稿では契約化すなわち契約制度の導入に着目する。契約制度は旧来の措置制度の限界を乗り越えるべきものとして導入が図られたものである。西村は社会福祉基礎構造改革における、旧来の措置制度に関する議論を以下のように整理する。「利用できる福祉サービスの内容や量が行政の「措置」で一方向的に決められる、利用者によるサービスの選択が困難、サービスが“選ばれるもの”でないため提供者主体になりやすく、効率性や創意工夫に欠ける、サービスの利用者と提供者の法的な関係が不明確である」というものである(西村 2012: 11)。

そして、こうした指摘を背景に、必要とする福祉サービスを利用者がみずから選択し、サービスの提供者(福祉施設や居宅サービス事業者など)と直接利用契約を結んでサービスを利用するという方向が採用された。

措置制度においては、社会福祉サービスは生存権を保障するためのものでありながら、「利用者の中には『お世話になっている』でお役所や福祉施設の職員さんには感謝こそすれ我がままを言わない」という負い目がどこかにある」と西村はいう。そして、「措置制度という仕組み自体がそのような意識の温床になり、利用者との間にパターナリズムが生じ易く、自己決定の機会を奪っていたのではないかという問題意識が基礎構造改革の出発点にあった。そうであれば自己決定の機会と権利を与えられる契約方式による福祉サービスの利用が広がることで、そうした負い目を払拭する契機になることが期待されるであろう」(西村

2012：12) という。

ここで問題となっているパターンリズムとは「援助者が利用者に対して権威とともに豊かな温情や配慮を持って接しながら、その特有な人間関係を背景にして援助者側の意向や都合を利用者に受け入れさせることを意味する。すなわち援助者は、利用者の立場をよく理解しその希望を受け止め、利用者との信頼関係を築き配慮や温情をもって接しながら、一方では限られた福祉サービスや、その利用にあたっての多くの制限や使い勝手の悪さを利用者を受け入れさせている側面がある」ということである（西村 2012：12）。そのような旧来の措置制度における支援が陥りがちであったとされるパターンリズムを解消し、利用者／支援者間の対等性の確立を企図したものである。

契約制度は、介護保険制度や障害者自立支援制度（当初は社会福祉法による障害者支援費制度）、また一部保育所の利用に導入されている。

2-3. 契約制度導入の帰結と課題

近年、社会福祉の領域を含めて、利用者（あるいは消費者や顧客）が過剰あるいは不当な要求やクレームあるいは暴力をふるうなどするケースがしばしば報道される。そうした事態をさして「カスハラ（カスタマーハラスメント）」という言葉も使われるようになってきている。NHK「クローズアップ現代+」の取材班がまとめたレポートでも、介護領域における「カスハラ」が紹介されている（NHK「クローズアップ現代+」取材班 2019：35-42）。そこでは、グループホーム利用者の家族が介護保険以外のことを要求してきたことや、それについて利用者家族の側からの「いやいや、高いお金払ってるんだし、それぐらいしても当たり前じゃないの？」（NHK「クローズアップ現代+」取材班 2019：39）等の発言が記録されている。金銭の支払いをしているということが、その金銭の対価であるサービスの利用に留まらない要求をすることが可能だという認識を、一部のこととはいえ利用者や家族にもたらしているということが伺える。

ほかにも自身が介護者でもありまた大学院生（論文発表当時）でもある深田は、修士論文提出直前に、交代要員を探して介護を半日休んだ。その後、被介護者

から「きみが論文を書いているときも、ぼくのいのちの鼓動は鳴りつづけている。きみは論文が書けなくても生きていけるけれど、ぼくはきみがいなくていけない」という手紙を受け取った。それを読んで「あなたのいつていることはわかるけれど、では、私はどうすればいいのか」という感情が生じたという（深田 2009：96-97）。その体験を受けての考察の一つとして、次のことを挙げている。「介護者と被介護者の非対称性が別の様相をもって現れている。一般的な介護に見られる支配—従属という関係ではなくっており、ここで場を支配しているのはどちらかということと被介護者のほうである。このとき、被介護者＝支配、介護者＝従属という関係に移行しており、本来の意味での非対称性が反転している」（深田 2009：96-97）。

それらの状況に加えて、グローバル化に伴う雇用環境の変化から、支援者は以前よりも利用者への「忠誠」を求められる。これらのことがヒューマンサービスにおける支援者を追い詰めているという指摘がある（渋谷 2003 など）³。

「非対称性が反転」するような事態は、契約制度の導入に伴い、あるいは広く言えば近代化の進行に伴い不可避的、普遍的に生じるものであるのか。諸外国の状況を概観すれば、今日に繋がる消費者主権の発祥地であるアメリカにおいては、消費者優位の傾向は変化してきているようである。Hochschild は旅客機（デルタ航空）の客室乗務員の感情労働についてフィールドワークを行い、アメリカでは 1970 年代以降客室乗務員たちによる感情労働の受け止め方に変化が生じていることを指摘している（Hochschild =2000）。Raz は「「スマイルトレーニング」の概念は現在、アメリカでは否定的な意味合いを持つ」という（Raz 2002：205）。笑顔を強制されたり、スマイルトレーニングを受けたりすることは、人間として侮辱されることだとして、抵抗が高まってきているという。Raz はアメリカでは雇用者も客も、店内が混雑して繁忙であるときには店員の笑顔がなくなり、普段より対応がよくなるでも当然と考えるという。それに対して、日本の雇用者や客は、そうした状況でも店員に笑顔がないのはサービスが悪いとみなすという違いも指摘している（Raz 2002：218-219）。このようにアメリカ社会学に

においても日本における状況の特殊性が指摘されているのである。

3. 世界情勢の変容から捉える社会福祉の抜本的改革

3-1. 20世紀後半における世界的な社会構造の変容

社会構造全体が変容していく過程のなかで、社会福祉基礎構造改革など社会福祉の抜本的改革がどのように位置づけられるものであるのか概観しておこう。第二次世界大戦後から1973年のオイルショック発生以前は、先進諸国とりわけ西欧諸国は、高い経済成長率を背景として、福祉国家政策を推進してきた。国による差異もあるものの概ね完全雇用に注力し、国内産業および労働者を一定程度保護することも目標とされていた。Hobsbawmはこの時期を「黄金時代」と呼んでいる(Hobsbawm =2018: 43)。しかし、古川による指摘にもあるように、1973年のオイルショックに起因する世界的なスタグフレーションが生じ、それに伴い財政赤字が拡大するなか、1979年イギリスでサッチャー政権、1981年アメリカのレーガン政権が成立した。それ以降、財政難を背景に広範な分野において民営化(プライバタイゼーション)や公共部門への市場原理の導入(ニューパブリックマネジメント)が進められた。それまでの福祉国家路線は多くの国々において見直しがなされ、社会支出の削減が政策目標とされることとなった。こうした動向は「福祉国家の危機」と表現された。1991年の冷戦構造崩壊後、「アメリカは覇権国家として、アメリカ基準の国際経済環境を構築しようとして、新自由主義政策にもとづくグローバル化を強力に推し進めた」(柿崎2016: 12)。グローバリゼーションは世界規模において様々な側面に関する共通基準を適用させ、世界規模で活動や営みを行うことを可能としていく改革である。それは経済面では、世界規模で共通ルールによって経済活動を行うことを可能とすることを基本的な方向性とする改革である。それは具体的には、直接投資の増大、関税率の低下と自由貿易の増大、資本の国際的流動化、世界的規模での最適な調達・販売、多国籍企業の収益増大世界共通的に適用される標準、基準等の増加参加規制緩和、所得税や相続税の最高税率低下、それに伴う社会保障・社会福祉の見直しなどである。また柿崎

は「アメリカ流の企業経営は、グローバル競争を口実として、歴史的に培ってきた労働者の諸権利を「既得権」として貶め、コストダウンのために正規労働者の削減と相関的に非正規労働の増加を大々的にもたらす梃子となっている」ことを指摘している(柿崎2016: 19)。そもそも産業革命以降、資本主義は原理的に国家の枠を超えて経済活動を行う志向性を持つが、これまで1929年の世界恐慌への対応(ニューディール政策等)や、第二次世界大戦後ソ連を中核とした共産圏への対抗としての福祉国家政策の推進などの時期を経て、現在は純粋に近い形で資本主義の原理を具現化させようとするものと捉えることもできる。

グローバリゼーションは、経済面のみでなく、それ以外のいわば文化的側面の内容も含んでいる。文化的側面の自由化と、国際的な経済活動の自由と私的所有をも重要視する思想は、アメリカ合衆国の建国初期から存在しており、アメリカ独立宣言やアメリカ合衆国憲法などにも反映されている。建国初期から受け継がれる古い思想であるが、近年はこの思想は、リベラリズムのその他の思想と区別され、リバタリアニズムという言葉で知られている(Bauz=1998: 46-51)⁴。1990年代以降のグローバリゼーションの内容はこうしたものである。大局的には経済的、また文化的な側面での近代化を促進する政策として俯瞰することができる。

前近代社会から近代社会への移行は、ルネサンスや宗教改革、絶対王政期における中央集権化とその後の市民革命、産業革命などを背景として数百年前から西欧諸国において進行してきた。近代化は、技術的・経済的側面、政治的側面、狭義の社会的側面、文化的側面(宗教に関する側面)に分類されている(富永1996: 34-36)。本稿では以下で、狭義の社会的側面に着目して、その歴史的な展開について確認する。

3-2. 社会的側面の近代化—社会福祉への契約制度導入の背景

狭義の社会的側面の近代化に伴い、共同体あるいは中間団体(社団 corps)が解体・弱体化され、国家による中央集権化が進んできた。国家の範囲内において一元的に、ほとんどあらゆる政策領域において共通基

準が適用されるようになり、これにより共同体の様々な独自性や裁量が消失してきた。

他の地域より先行して近代化が進んだ西欧では、早くから「個人」や「契約の精神」が形成されたことが指摘される。佐藤は近代化をもたらした背景について、西欧近代社会は個人を基本的な単位とする社会システムをとっていると述べ、そのような社会システムを形成する「初期設定」としては、まず、第一に「個人が一貫した主体」であり過去の選択の責任を引き受けられること、そして第二に「個人の自由を最大限実現できるルールが存在」していなければならないことを条件にあげる。そして「この二つ条件を人々が信じる上で、重要な役割を果たしたのが、じつはキリスト教の絶対神だった」と指摘する（佐藤 2002：157-158）。

キリスト教の信仰と近代化の関係についての Weber の宗教社会学は広く知られている。Weber はカルヴィニズムを念頭に置き、禁欲のプロテスタンティズムと社会の近代化の関係性について探求した。ピューリタニズムの倫理は、神の栄光のためにその誠めを実行するならば隣人愛は十分に満たされたことになるとする。この倫理によって、『隣人』との関係における『人間性』はいわば死滅したという Weber の主張を受けて、大塚は「禁欲のプロテスタンティズムは、脱呪術化に由来する内面的な孤独化の感情と、被造物神化の拒否に基づく感情的な対人関係（他者への信頼や過度の友情・政治的権威への追従など）の否定とから、人々の間の「人間的」な関係を消滅させる」という（大塚 1992：179）。そして大塚は「この厳しい宗教は、同胞倫理それ自体をこのように事実的に放棄することによって、近代社会における経済・政治・自然認識といった事象的な領域との価値葛藤を原理的に完全に解決するのである」という（大塚 1992：179）。「人間的」な関係が消滅し、同朋倫理を放棄しても、神の誠めを実行することにより隣人愛は満たされるという原理である。

Weber は近代化を計算可能性を与える手続きの一般化として定義したが（Weber 1922）、これをベースとして、Habermas が、計算可能性を与える手続きによって支配された領域を「システム」と呼び、この手

続きによって支配されていない領域を「生活世界」と定義した。宮台は「近代化とは、〈生活世界〉でまかなわれてきた便益を〈システム〉に置き換える「合理化過程」のこと」と表現している。そして「〈生活世界〉が〈システム〉に置き換わっていくプロセスの当初においては、〈生活世界〉を生きる「我々」が、より便利で豊かになるための便宜や手段として、〈システム〉を使うのだと、自己理解でき」た。ところが、「〈システム〉がある程度以上に広がって〈生活世界〉が空洞化すると、もはや「我々」が〈システム〉を使っているとは言えなく」なる。「我々」や〈生活世界〉というイメージすら、〈システム〉の構築物つまり内部表現だと理解するほかになく」なる。そこでは「主／従」「目的／手段」の図式が反転」する。

そして「不動の前提がそもそも存在」せず、「選択前提もまた選択されたものに過ぎない」という「再帰性」が、近代社会の特徴であり、宮台によればその意味で近代社会は「元々「底が抜けている（bottomless）」」。そしてやがて「その事実によくの人々が気付くようになる段階が「ポストモダン」に相当」する。このことを多くの社会学者のように「単に気付き（awareness）の有無の問題に過ぎないと考えれば、「ポストモダン」を「後期近代（late modern）」だと理解」し、気付きの有無が意味論（semantics）をドラステイクに変えてしまう事実注目する論者は、「ポストモダン」を「近代のあと（after modern）」だと理解」する（宮台 2014：112-114）。その変容に対する解釈の仕方については立場が分かれるものの、1970 年前後の時期を境としてそれ以前の社会とは区別される変容があったという見方は共通している。

ポストモダンの議論では「権威の終焉」などが指摘され、それに社会福祉などヒューマンサービスの領域において専門家が利用者などに対して有する権威も問題とされている。専門家の利用者に対する権威は非難され、その専門性を否定する議論も展開された。Illich によれば専門家はニーズを充足することだけでなくその存在を判断することも許されているが、実際は彼らがニーズを生みだしているという（Illich =1984）。専門家の判断がしばしば行政の都合に合う

ようになされ、ニーズが切り取られてきたという指摘もなされる。これは Foucault の言う知と権力の結託と通底するものである (Foucault =1977)。Margolin はこうした Foucault の説に立脚して、次のように述べている。「支配的なグループの人びとが、従属的なグループの人びとの家庭への立ち入りを許され、プライベートな空間を観察し、自分たちが見たことを記録し、そして、自分たちの観察を他のミドルクラスの援助者のネットワークと共有した。(中略)、お定まりの主体/客体の二分法が成立し、ソーシャルワーカーはまったくそれに安んじることができる。支配的なグループのメンバーは能動的であり、従属的なグループのメンバーは受動的である。一方が見、他方は見られる。一方は書き、他方は叙述の対象になる。一方が知識と指示を調達し、他方は感謝しながら知識を吸収し、指示に従う」(Margolin =2003: 398)。さらに「力を与えるという行い自体が、与えられる者の与える者への依存を強化し、「別の人たちを力づける権能を授けるという階級に基づいた制度的構造によって、階級差別のシステムは必然的に強化」されるという (Margolin =2003: 384)。

また医師やソーシャルワーカーなどによる旧来の支援のあり方をパターンナリズムとして批判する議論も展開された。これら反パターンナリズムの議論を Kleinig による整理から確認しよう。まず、専門家集団内で価値・知識その他からニーズの判断が一致しないという合意形成の難しさということに留まるのではなく、そもそも専門家がニーズ判断をすること自体の困難さが指摘されている。専門家(干渉を行う者)が、被干渉者の善き生のあり方に対して持っている関心や知識は、被干渉者が自分自身に対して持っている関心や知識と乖離しているというのがその根拠である。換言すれば、利用者のことはその利用者自身がかつとも知っているということになる。これは反パターンナリズム論の一種でパターンナリスティックな懸隔論と呼ばれる考えである。

しかし実際には、自分自身のことを自身でもよく理解できていないという事態も様々な理由によって生じ得る。反パターンナリズムはそのような場合であっても、他者に干渉する為の十分説得力ある根拠とはなら

ないという。それは干渉が行われることによって失われる価値が存在するからであるとする。「分別年齢」に達したすべての人々は自己評価及び自己決定の為の合理的選択能力を有していて、この能力に基づいて個性が形作られる。そのようにして個性が完成された場合、その人と他の人は平等になる。したがって、その人の判断・計画を他の人のそれに服従させることはできないとする。パターンナリスティックな関わりは個性の侵害・抑圧であるとされる。これは個性抑圧論と呼ばれる考えである。この専門家といえども根本的に他者のことを認識・理解することは困難であるとするものが第2の論点である。

第3に専門家であっても他者のニーズを決めるということに対する倫理的な妥当性の観点から批判である。専門家が介入することによって失われるとされるもう一つの価値は、本人が選択するという行為自体が個性の発展に有益だとするものである。自分自身で選択を重ねることによって、その人の選択能力が上がり、その人にとって善い選択をすることができるようになっていき、またそれによって、その人の個性が形作られていくとする。これは反パターンナリズムの主張の一つで、選択の発展的価値論と呼ばれるものである (Kleinig 1983)。

上記第1の論点に関連するものとして、Kitsuse & Spector は社会学者といえども自分の道徳や価値から離れて社会問題を定義することはできないはずであり、社会学者が「社会問題」を「客観的」に「実証」「分析」できるという実証主義の考えを批判した。それゆえ「人々が社会問題とみなす問題が、社会問題だ」と考えざるを得ないと主張した (Kitsuse & Spector 1977)。この社会問題の社会構築主義は、社会福祉における専門家のニーズ判断に対しても導入されている。医師やソーシャルワーカーなどの専門職によるニーズ判断が利用者自身によるニーズの判断よりも優れているという考えを否定し、誰よりも利用者自身によるニーズ判断が優先されるべきであるとした。それにより利用者その人がニーズと考えるものをニーズと捉えるべきであるとしている (上野 2008)。

ニーズの理解に影響を与えてきた Ignatieff の主張もそれと共通している。私たちはしばしば必要ではな

いものを欲し、同じように必要なものを自覚的には欲していないことがあるとする。そして自分に対してさえそうなのであるから「見知らぬ他人たち」が何を必要としているかについて分かると考えることは、傲慢であり危険なのではないかとする (Ignatieff 1984=1999)。

また Ignatieff は、「誰か人間のニーズについて論じるといことは、その人間には自分自身の心を知る能力が欠けていると仮定すること」になり、それは屈辱的なのであるという (Ignatieff 1984=1999: 45)。また Ignatieff は、私たちは各人の様々な差異、個性、来歴、そして文化的徳目を遂行するか等といったことにおいて、お互いに人間であることを承認するという。したがって、それぞれの人格を人間の存在として扱う為には、各人に対してそれぞれの業績、身分、特質および分に応じて、不平等に与えることが必要 (ニーズ) であるとする。にもかかわらず、人々を平等に扱おうとしたため、結果として人々を物のように扱うことになってしまったという (Ignatieff 1984=1999)。

社会福祉のパラダイム転換は、前出のような<システム>の導入により、前近代的、封建的とされるパターンリズム的な支援から脱却することが目指されたのである。例えば、福祉サービス利用の契約制度、福祉サービス第三者評価事業、苦情解決制度等はサービスの質やまた利用者の権利擁護を、近代的な<システム>によって担保しようとするものとして理解できる。

4. 社会関係の形成過程の理解と今後の展望

4-1. 西洋社会と契約

契約をめぐる西洋諸国と日本の歴史的背景の差異を確認しよう。近代化は西欧から始まったとされるが、その西欧の歴史を前近代までさかのぼると、西欧では「個人」の確立が近代化以前の13世紀前半から生じてきたことも指摘される。福田によれば、「1215年の第4回ラテラノ公会議は、悔悛の秘蹟の規則化や、キリスト教徒たるものは少なくとも年に一度は贖罪司祭にすべての罪を告白するよう義務付けを行った」。そしてフーコーはこうしたことを踏まえて、「告白」が「個人」を誕生させたと論じた (福田 2008: 63-64)。

また中根は「中世の西欧では、主従関係は、必ずし

も全人間を無期限に拘束することを前提としていないために、主君を変更することができたばかりでなく、同時に一人で、二人とか三人の主君に仕えるとも可能であった。そしてそれは、何ら道徳的非難をうけるものではなかった」ことなどから、「近代的コントラクトとは内容が異なるにしる、西欧にはコントラクトの精神が封建時代にさえはっきりみられたということができよう」(中根 1967: 166) という。近代が成立するのに必要な要素とされる「個人」の確立も、キリスト教の信仰と関わっていたということである。

他方、アメリカについては先程の<システム>の概念を用い次のように説明される。アメリカでは個人の善意・良識また、人々同士の信頼関係によって社会を運営しようとするのではなく、<システム>を極大化させることによって、社会を運営しようとしていると宮台はいう。宮台は<システム>の極大化による社会の運営について、社会の全員が悪人でも回るようなシステムと表現している。それでは米国社会が、不安ベースの実存と不信ベースのコミュニケーションで「もつ」のはなぜかといえば、宮台は「絶対神を頼みにする宗教社会だから」であるという。さもなければ、感情的安全を維持するホームベースが失われ、社会はアノミーに陥ってしまう」(宮台 2014: 172)。アメリカが「とりわけ「小さな国家」でやっつけようとするのは、社会に対する市場のマイナスの影響を、政治ではなく、宗教的な営みによって補完するのが当然だ、とする発想があるから」である。その意味で、単純な市場原理主義では「ない」という (宮台 2014: 172)。そして、「米国のリバタリアニズム (自由至上主義) が、市場原理主義と勘違いされがちなのは問題」で、「米国のリバタリアニズムのベースは「米国人には宗教的ベースが宿っているので、政府による市場の補完は、そうした心性に基づく営みを阻害する」と考える伝統的な思想」であるという (宮台 2014: 172)。

4-2. 近世日本において形成されたアクチュアリティ優勢の文化

契約制度の導入は、先述のように利用者と支援者の間に対等な関係性を構築することを企図したものである。旧来の日本における社会関係がどのような特徴を

持つものと考えられているか確認しよう。日本における社会関係について福田は「鎌倉時代には、自ら開墾した土地や譲り受けた土地、恩賞により取得した土地は自分のものであり、その権利を守るためには集団で武力を用いるのもやぶさかではないと考える農民武士の上に、天皇が君臨する形態の国家が成立した。注目されるのは農民武士の集団形成原理が血のつながりより、生活・運命を共にするものによる集団形成原理をとったことである」という(福田2008:62-63)。

こうしたことは前近代社会に普遍的なことでもなく、東アジア儒教圏においても共通することではなかった。福田は「中国や韓国では儒教原理による皇帝独裁の(中略)専制官僚体制の下では、被支配者によってつくられる集団はすべて政府権力によって危険な存在であり、人々は血縁集団のみをよりどころにせざるを得ない。(中略)血縁でしか信頼社会を形成しえない社会構造を、生活の共同の上立った信頼社会の形成を当然とする社会構造は、近代になって企業組織をつくりあげる時に、大きな差を生むことになる」という(福田2008:62-63)。

こうした背景について福田は、「小農経営は、日本社会を基本的に濃密な社会にした。日本社会では、江戸がだめなら大阪が、大阪が、さらには長崎があるさ、という風にはなりにくい。“一所懸命”にならざるを得ない必然があったと言える。濃密な社会でのコミュニケーションは、自ずと洗練されたものになるし、他者との協調を第一義とするものになる。これは、一面、個人の行動の主体性、自立性を欠き、所属する集団・組織に埋没してしまう恐れを持つ。しかし、良くも悪くも、「日本人」がそういう文化を持ってきたこと自体は承認しなければならない」という(福田2008:63)。

日本における社会関係の歴史について、佐藤は次のようにいう。「日本は「間人主義の社会」だといわれる。「間人主義」というのは西欧の「個人主義」に対応する概念で、(1)相互依存主義—社会生活では親身な相互扶助が不可欠であり、依存しあうのが人間本来の姿である。(2)相互信頼主義—相互依存関係の上では、自己の行動に対し相手も自己の意図を察してうまく応じてくれるはずだという相互信頼が必要である。

(3)対人関係の本質視—いったん成立した関係はそれ自体価値あるもので、その持続が無条件に望まれるといった人間関係の特徴を指す」とする(佐藤2002:152-153)。

4-3. 社会関係の形成過程の理解

西洋社会とは異なる特徴を日本社会は有してきたと考えられている。そうした差異は、不変の本質と捉えられるものか、展開される政策やその他の状況によって変化していく可変的なものとして理解されるべきものであるか。佐藤は「歴史的にみると、こうした間人主義はたかが三〜四〇〇年の深度しかもない」という。その存在を確認できる資料は、「すべて十七世紀末から十八世紀初め、年号でいえば元禄から享保にかけて出現してくる」のであって、戦国時代より前の中世社会においては、近世よりも「法」が重要視されていた時代であったという。近世と比較して、中世における「社会的コミュニケーションの様式は相当ちがう」という。「人々は(西欧近代的なルールとは若干性質が異なるが)客観的な法規である「法」に準拠していた」ためである。そのことから佐藤は「中世は一種の「訴訟社会」だった」と評している。「裁判でもお互いに証文を出し合って、その真偽を決する」(佐藤2002:153)。訴訟に備えてそうした取り組みをしていることが、共同体の間でのことか、共同体の内部でのことかによって、訴訟社会の意味するところが質的に異なると考えられる。前者のような共同体間や共同体外の他者との訴訟であれば、それによって日本中世における共同体の性格に対する旧来の理解が、修正を迫られるということはなかろう。しかし、佐藤はさらに「中世は個人の移動をかなり認める社会だった」ことも指摘している(佐藤2002:155)。「中世ではふつうの農民であっても、年貢さえきちんと払ってれば、現在の住所を離れ、別の村や都市へ勝手に移住でき」、「別の集団の人間になれる」(佐藤2002:155)。そのような「移動性を持つ社会では見ず知らずの人間が簡単に集団に入れる。だからこそ、この社会では「気持ちのわかりあい」ではなく、客観的な「法」が社会的コミュニケーションの主要なモードになっている」(佐藤2002:156)。

そうした中世における社会の特徴が大きく変わるの
は、徳川政権の確立以降であるとする。「それが近世、
つまり江戸時代に入ると「気持ちの分かりあい」の社
会、いわば「情の社会」に変わっていく。日本社会の
大きな転換点、いわゆる「日本的社會」ができる分か
れ目がそこにある（佐藤 2002：154-155）。「近世の社
会は個人の社会的な移動を原則として認めない。人間
は一つの社会的地位、一つの社会関係内に永続的にと
どまるもの」とされた。物理的に移動することはある
が「社会的にはやはり一つの社会関係内にとどまりつ
づける」（佐藤 2002：155）。また「農民にしろ町人に
しろ武士にしろ、社会的地位が一人一人きちんと記録
される」（佐藤 2002：155-156）。これらのことから「「気
持ちの分かりあい」に基づく社会的コミュニケーションは、この近世社会の社会秩序と深く関係している」
という。「定期的に密度の濃い接触があって、初めて
相手の気持ちも十分わかる。また逆に、一度入った関
係からなかなか抜け出られないからこそ、お互いの気
持ちをくんで譲歩しようという気持ちになる」のであ
る（佐藤 2002：156）。「戦国領国制から徳川政権の確
立にいたる近世社会の形成史は、そのまま、こうした
物理的移動を認めつつ社会的移動を閉ざす体制づくり
の歴史であった」とする（佐藤 2002：156）。そして「こ
のモードを保持したまま、日本は近代世界に突入して
いった。（佐藤 2002：157）。

「近代的なシステムの導入はそれをかえって先鋭化
した。職業選択の自由や移動の自由が法的に認めら
れ、関係に対する個人の参入／離脱の自由が公式に認
められた。その結果、個人は簡単にその関係から排斥
される危険にさらされたのである。（中略）関係の側
にも個人を切り捨てる自由がある」。「だからこそ関係
に自発的にしがみつくと」という（佐藤 2002：161）。

中根は「明治以来、現在にいたるまで、日本の経営
管理に一貫してみられるのは、いわゆる「企業は人な
り」の立場で、経営者と従業員は仕事を媒介して契
約（コントラクト）関係を結ぶというより、よく経営
者の言葉にあらわれているように、経営者と従業員と
は「縁あって結ばれた仲」であり、それは夫婦関係にも
匹敵できる人と人との結びつきと解されている」と
する（中根 1967：43）。そして「「ウチ」「ヨソ」の意

識が強く、この感覚が先鋭化してくると、まるで「ウ
チ」の者以外は人間ではなくなってしまうと思われる
ほどの極端な人間関係のコントラストが、同じ社会に
みられるようになる。知らない人だったら、つきとば
して席を獲得したその同じ人が、親しい知人（特に職
場で自分より上の）に対しては、自分がどんなに疲れ
ていても席を譲るといった滑稽な姿がみられるのであ
る」、また「実際、日本人は仲間といっしょにグルー
プでいるとき、他の人々に対して実に冷たい態度をと
る。相手が自分たちより劣勢であると思われる場合
には、特にそれが優越感に似たものとなり「ヨソ者」に
対する非礼が大っぴらになるのがつねである。（中略）
自分たちの世界以外の者に対しては、敵意に似た冷た
ささえもつのである」（中根 1967：47）という話によ
り例示している。こうしたことを中根は「日本人にと
っては、「ウチ」がすべての世界になってしまう」と
表現している（中根 1967：50）。

諸外国と比較しての日本文化について宮台は「日本
には、不安であるがゆえに超越神にすがると一言い換
えれば超越神の存在ゆえに不安に耐えられる—というタ
イプの宗教的文化」はない。また「血縁ネットワーク
でホームベースを作り出す血縁主義の文化もなく、階
級ごとにハビトゥス（ピエール・ブルデュー）が違う
階級分化の伝統」もない。あったのは、「長い間一緒
にいると絆ができる」という事実性（ファクチュア
リティ）優位の文化だけ」だったとしている（宮台
2014：177）⁵。

また中根は、上記のような人間関係に基づく日本の
組織について、「日本のリーダーほど、部下に自由を
与えるリーダーというものは、他の社会にはちょっと
ないであろう。日本の組織というのは、序列を守り、
人間関係をうまく保ってれば、能力に応じてどんな
にでも羽をのばせるし、なまけようと思えば、どんな
にでもなまけることができ、タレントも能なしも同じ
ように養っていける性質をもっている」という。そし
て「序列偏重で一見非常に弾力性がなく、硬直した組
織のようであるが、これは同時に、驚くほど自由な活
動の場を個人に与えている組織である」という（中根
1967：153）。

第二次世界大戦後、GHQの占領政策において、ア

アメリカの制度、文化、価値観などが指導された。それらの影響のもとアメリカ的な価値観を持った若者たちが、1968年の「政治の季節」を経て、戦前戦中の古い価値観に対して挑戦し、新しい文化や価値観を日本社会に広げていくこととなった⁶。

そうした土壌のうえに1980年代の大衆消費社会化のなかで消費者主権の考えが浸透したことにより、金銭の支払いをする消費者の方が優位という認識が浸透した。仲間うち以外の人たちをヨソとみなすことは、特定の場における、特定の関係でしか、他者をみないということである。人間を全人性を持つ存在としてではなく、生産者、サービス提供者などいわば特定の機能とみてしまうという傾向である。契約制度のなかで、支援者に対して全人性を持つ存在としての認識は弱いままであり、金銭の支払いにより自身が優位な立場にあるという認識が広がっている。

日本社会の状況にはアメリカの対日政策が与える影響も指摘されている。1949年の中華人民共和国建国、1950年からの朝鮮戦争勃発などを契機に、アメリカは第二次世界大戦直後の対日方針を転換させ、共産主義への防波堤として日本を強化する政策をとるようになる。それが、1980年代半ば以降はアメリカにとって日本は最大の競合相手となったのである。1985年に先進5か国(G5)蔵相・中央銀行総裁会議においてプラザ合意が発表され、この合意に起因する円高誘導によって日本の輸出超過の抑制がもたらされた。それは日本は産業の空洞化へと繋がる。宮台は第二次世界大戦以降、日本は対米追従の政策をとってきたが、「第二次竹下内閣の牛肉オレンジ交渉と日米構造協議を境に、対米追従と国土保全が両立しなくな」ったという。そして「米国の言うことを聞くと、国土が荒廃して地域共同体が空洞化する」ようになった(中略)とする。それでも日本側が米国の要求を呑むのは「いざとなれば米国に守ってもらえない以上、仕方ない」という理屈による(宮台2014:175)。日米の経済的な競合関係に基づき、日本に対してアメリカが政策的な干渉を強めてきたということである。1991年に米ソ冷戦構造が崩壊してアメリカを中心に経済的、政治的、(狭義の)社会的、文化的などあらゆる側面におけるグローバル化が推進されるにいたっ

た20世紀末からのことであると捉えることができる。日本では1990年代末から広範な領域にわたる構造改革が着手され、2001年に成立した小泉政権によって聖域なき構造改革として急速に推進され、その後の政権の既定路線となっている。

福祉サービス利用への契約制度の導入は市場における消費者/生産者関係の対等性を、社会福祉に導入することを企図したものである。その市場における消費者と生産者との関係性自体も、一定の意図をもった政策展開の影響を受けて変容してきたものである。アメリカにおいて1960年代にケネディ政権下で導入された消費者保護政策の導入である。これは消費者被害から消費者を擁護すること、消費者が主体的に生産者を選択する権利を保障することを目的としていた(Aaker & Day1978)。この立法は日本にも影響を与え、1968年に消費者保護基本法(現・消費者基本法)制定という形で、消費者保護の立法がなされている。

4-4. 今後の日本社会の展望—小社会の乱立—

富永はweberの述べる近代化は「西洋人によって創始されたものであったことは事実であるが、それらを伝播をつうじて学びとった非西洋諸国は、それ以前にけっして文化的に真空であったわけではなかった(中略)。伝播をつうじての近代化というのは、けっして単にほんらい無であったところに西洋文化がはいってきたといった単純なものではなかった。すなわちそれは、けっして単に模倣すればすむといったもの」ではないという(富永1990:38)。

グローバル化として近代化は世界的に進んでいるが、それに対する対応は国によって分かれている。宮台は、近代化(<システム>による<生活世界>の浸食)とくに近年のグローバリゼーションの進展に対する各国における影響や対処法略について論じている。欧州では20世紀後半から<生活世界>の縮減を食い止める方策をとっていたという。「先進国でファストフードをもじったスローフードの運動が興り、それがスローライフの運動に繋が」っているという。そしてそのスローフード運動の企図するのは、「顔が見える範囲に向けて作り、顔が見える範囲に売り、顔が見える範囲から買う」という近接性によって、<良きこと

に向かう内発的な動機を回復すること」だという(宮台 2014 : 333)。西欧では、生産者と消費者が権利義務など形式的関係のみからめとられることを意図的に回避しようとしている(宮台 2014 : 167)。しかし、日本はそうした対応ではなく、アメリカ型に追従していると宮台はいう。

そのようにアメリカ型に追従していくことの適切さについて考察する必要がある。それについて考察するには、アメリカ型の制度を適用することが適格的であるように日本社会が変容していくかどうかが焦点となる。佐藤は「従来のような「気持ちのわかりあい」能力を失った日本人の多くは、(中略)もはや「本当は誰もがわかりあえる」という幻想を維持することはできない。だから、たまたま「気持ちがわかりあえる」人間同士で小さな社会をつくる。一種の「サークル」社会、「同人誌」社会だ。(中略) こうした小社会、小宇宙がこれから気泡のように増殖していくであろう」。(佐藤 2002 : 164)。今後、アメリカ型の社会が日本の「社会の全体を覆う可能性はすくない」。日本社会のなかでアメリカ型に転換する以外の、「取り残された日本の社会空間は、従来の幅広い共感能力をもった人間が少なくなるにつれ、次第に共感域を縮小して凝集していく。その結果、各所各所にそれぞれバブルのような、局地的な日本の社会ができあがる。それらはもはや相互に結び付くことなく、あくまでも小宇宙としてとどまる」(佐藤 2002 : 168)。「小社会、小宇宙同士の接点では(中略)軋轢が激化する。これらの小社会に住む人間たちは、社会性として「気持ちの分かりあい」以外のモードをもたないがゆえに、外部の人間がまさに「人間」ではなくなるからだ(佐藤 2002 : 170)。「気持ちの分かりあえない」ソトに接した途端、粗野で不作法で暴力的になるか、卑屈で臆病で無責任になる」。というのは、これまで私たち日本人について、新しいことではなくこれまでもあったものであり、それが発現しやすくなっていくであろうというのである。これは 1970 年代、1980 年代よりも古い日本社会を分析対象としている中根(1967)による「ウチ」と「ヨソ」の記述と、ある部分で通底する指摘である。

5. 結語

「非対称性が反転」するといった事態は、普遍的・不可逆的なことではない。日本と西洋諸国において差異を生じさせているのは、それぞれの社会関係や、その背景にある歴史的に形成されてきた文化や価値観(世界観)である。欧米社会の歴史と、日本社会の歴史を遡ってみても、社会の発展過程は単線的なものではない。古代・中世・近代という西欧が念頭におかれた単線的な社会発展のモデルによっては、近世日本社会の内実について説明することはできない。近世社会の特徴は明治以降も多くの部分を引き継いでいる。日本社会の現状は欧米社会が歩んできた奇跡の途上に布置されるものではないのである。

近代西欧諸国が生み出した概念や制度等は歴史的展開のなかで帯びてきた文脈性や、それらの概念が前提にしている条件等がある⁷。西欧諸国やあるはアメリカにおいて発達してきた文脈と切り離して、超歴史的・脱文脈的なものとして捉えて導入してきた傾向があるろう。佐藤のいうように日本社会は日本人の民族性によって必然的に形成されたものというよりも、権力工学の帰結である。本質的で不変の民族性というものがあれば、そうした社会の実情も変わらないと考えることもできるが、しかしそうではなく権力工学の産物と捉えれば、社会の実情は変容していくと予測することができる。

他国から制度を導入する場合、それが自国の社会の状況と合致していないということが生じ得る。そうしたことの一つの結果として、これまで見てきた日本の社会福祉における状況が生じてきたものと理解することができる。ある目的を持った制度を導入することによって、それによって社会の状況自体が、企図したとおりに直ちに变容していくわけでない。

新たな制度を導入したことによって生じてきた課題を明確にして、その解消のための対応が求められる。社会福祉やヒューマンサービス領域の支援者などに対する支援の方策の検討を進める必要性が示唆される。

文献

- Aaker,D.A. and Day,G.S. Consumerism: Search for the Consumer Interest, The Free Press,4th ed.(= 谷原修身・今尾雅博・中村勝久共訳(1984)『コンシューマリズム』千倉書房.)
- Boaz,D.(1997) Libertarianism : A Primer by David Boaz,Free Press.(=副島隆彦訳(1998)『リバータリアニズム入門—現代アメリカの<民衆の保守思想>』洋泉社.)
- Hobsbawm,E.(1994) The Age of Extremes: The Short Twentieth Century, 1914-1991 Michael Joseph.(= 大井由紀 訳(2018)『20世紀の歴史—両極端の時代—』筑摩書房.)
- Hochschild,A.R.(=2004) 石川准・室伏亜希共訳『管理される心—感情が商品になるとき』世界思想社.
- Margolin,L.(1997) Under the Cover of Kindness : The invention of Social Work, Charlottesville and London. Unversity Press of Virginia (=中河伸俊・上野加代子・足立佳美共訳(2003)『ソーシャルワークの社会的構築—優しさの名のもとに』明石書店.)
- Raz,A.E.(2002) Emotion at Work :Normative Control, Organizations, and Culture in Japan and America. The Harvard University Asia Center.
- Locke,J.(1690) Two Treatises of government (= 加藤節訳(2010)『完訳 統治二論』岩波書店.)
- 上野千鶴子(2008)「当事者とは誰か?—ニーズ中心の福祉社会のために」上野千鶴子・中西正司『ニーズ中心の福祉社会へ—当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院.
- 大塚明子(1992)「近代化と宗教の比較社会学に向けて—「世界宗教の経済倫理」再検討の試み—『ソシオロギス』No.16.
- 柿崎繁(2016)『戦後世界と日本資本主義④現代グローバル化とアメリカ資本主義』大槻書店.
- 渋谷望(2003)『魂の労働—ネオリベラリズムの権力論』青土社.
- 社会保障関係審議会会長会議(1998)『社会保障構造改革の方向(中間まとめ)』
- 田尾雅夫(2001)『ヒューマン・サービスの経営—超高齢社会を生き抜くために—』白桃書房.
- 深田耕一郎(2009)「介護というコミュニケーション」『福祉社会学研究』6.
- 富永健一(1996)『近代化の理論—近代化における西洋と東洋』講談社.
- 富永健一(1990)『日本の近代化と社会変動—テューリントン講義—』講談社.
- 西村正広(2012)「今日の社会福祉政策における鍵概念」『地域政策学ジャーナル』第1巻第1.
- 中根千枝(1967)『タテ社会の人間関係—単一社会の理論』講談社.
- 福田優二(2008)「大衆消費社会モデルの崩壊「高密度表現社会」の展望」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第6号.
- 古川孝順(1994)『社会福祉学序説』有斐閣.
- 古川孝順(1997)『社会福祉のパラダイム転換—政策と理論—』有斐閣.
- 古川孝順(2002)「社会福祉政策の再編と課題」『戦後社会福祉の総括と二一世紀への展望 Ⅲ 政策と制度』ドメス出版.
- 宮台真司(2014)『私たちはどこから来て、どこへ行くのか』幻冬舎.
- 森島豊(2016)『人権思想とキリスト教—日本の教会の使命と課題』.
- NHK「クローズアップ現代+」取材班(2019)『カスハラ—モンスター化する「お客様」たち』文芸春秋.

¹ 堀が日本社会福祉学会第43回大会においてパラダイム転換の背景として示したものである。

²

基本理念	保護・救済	心身ともに健やかな育成・参加・総合的な福祉サービスの提供（社会福祉事業法第3条、ノーマライゼーションの実現）
目的	低所得者・弱者の保護	生活上の困難のある者すべてに対するサービスなどの提供
対象者	低所得者・弱者	福祉ニーズのある者すべて
公私関係	公私分離	公私連携（協働）
国と地方との関係	中央集権	地方分権
財源	公費負担・無料福祉	公費負担・利用者負担
サービスの決定	行政庁の裁量	利用者の選択・自己決定（措置→契約）
サービスの供給主体	公的供給・社会福祉法人委託	公私ミックス（福祉多元主義）
サービスの質	最低基準の維持	生活の質（QOL）の向上
サービス供給の視点	供給者側（対象者は単なるサービスの受け手）	利用者側（利用者がサービス内容などの決定に参加）
サービス供給の場	施設（福祉）	在宅・地域（福祉）

³ 支援者が利用者との関係性に課題を抱えた場合、施設側の対応が重要とされる。介護職員の離職理由としては、利用者との直接的なやりとりよりも、それに対して上司や施設がどのように対応したかが影響していることが、指摘されている。ヒューマン・サービスにおいては、送って（サービスを提供する側）のストレスが大きくなることが指摘されている（田尾2001:129-131）。そしてそれゆえに田尾は「ストレスそのものをなくすることはできないが、それを軽減できるような管理施策は、明らかに、人的資源論の見地から工夫されなければならない。そのためにもヒューマン・サービス組織は、効果的なストレス管理を行うべきである」（田尾2001:131）という。ヒューマン・サービスであるから、受け手との関係に、つまり、クライアントとの関係を軸にストレスを議論しがちになるが、当然、組織という要因も考えなければならない。適度の緊張、または過度の緊張を与えることなどは、経営管理の方策次第でストレスの程度は小さくなったり大きくなったりもする。ストレスを経験させやすい職場もあれば、それを少なくできるところもある（田尾2001:133）

このようなマネジメントの重要性が指摘されている

が、他方で渋谷は「新しい経営戦略」という Clarkeら（1994）の概念を援用して、今日のマネジメントに関する問題を指摘している。「顧客との関係を優先させるインセンティブが強く働き、結果として顧客との関係を裏切る行為を控えることが多い。これを自覚的に経営管理に取り込み、消費社会に適合的なかたちで製造業部門の産業労働者のインセンティブを水路づけようとしたのが、（中略）しばしば「新経営主義」（Newman and Clark1994）と呼ばれる一連のテクノロジーであるといえよう。フラーとスミスが適切にも「顧客による経営管理」（Fuller and Smith1996）と特徴づけるこのテクノロジーは、あらゆる産業セクターで使用されつつある。それは「押し付けがましい管理や官僚主義的コントロール」を弱めながらも従業員を管理するために「消費者からのフィードバック」を用いる（idid,p7）。顧客による採点表（カスタマーレポート）などの実践に端的に現れるように、それは従来の経営者からの（「上からの」）指令—それは必然的に抵抗の主体や対抗文化を職域内に作り上げることを容易にする—をいわば消費者からの指令に置きかえる。高い「クオリティ」への顧客の「ニーズ」という指令は、経営者、労働者双方の垣根をいともたやすく

取り扱う(中略)(Newman and Clark1994 p.19)(渋谷2003:34)。

これは労働者に対して「顧客の利益のためという考えを労働者に共有させ、そのことによって、労働者を統制するという経営戦略」であり、このような状況下では、労働者は「想像の上でつねに顧客と向き合うこと、さらには顧客になりきることを要請」されることになるという(渋谷2003:35)。一般的には使用者と労働者によって労働関係が構成されるのと異なり、ヒューマン・サービスの領域においては、「労使関係に顧客との関係が介在するため、感情労働に従事する者は、産業労働者のように、商品化されたものとして労働を自己からクールに切り離す態度や、労働条件をめぐって経営者とラディカルに対決するインセンティブが削がれていくわけである」という(渋谷2003:32)。そして「もはや自分の労働を自己の全人格から切り離すことは困難となる。このことは(中略)労働者の全人格が企業へと包摂される危険を伴う。第二により重要なポイントとして、労働者は、“お客様”の立場に自己をアイデンティファイすることによって、<労働者>としての社会的アイデンティティを維持することが困難となっている」(渋谷2003:36-37)。厳しい条件下での労働であっても、そのように努力、苦勞することが顧客のためということになると、労働条件の改善を要求しにくくなってしまうということである。

渋谷はClarkeら(1994)によりながら、「このテクノロジーは「民営化」にともない、いまや企業だけでなく、公共セクターをはじめ、公共性の高い機関や施設にも、効率性とアカウントビリティを保証するものとして導入されつつある」(渋谷2003:39)とする。そして「追及されているのは企業への同一化や忠誠ではない。何かへの「忠誠」が見出されるとすれば、それはむしろ顧客への忠誠/同一化、あるいは利用者の<サービスの質>に対する忠誠である。大学、病院、老人ホーム、第三セクターなどを通じてこの原理は社会全体に貫徹されつつあるという(渋谷2003:39-40)。

⁴ リバタリアンは経済的自由の尊重と個人的自由(人格的自由)の尊重という2つの軸から4つの政治的イ

デオロギーを位置付けている。リバタリアンは「個人の自由絶対尊重、制限された政府という考えを首尾一貫して信じている」(Bauz=1998:50)。その対極が権威主義で、経済的自由のみを尊重するのが保守主義、個人の自由のみを尊重するのがリベラル(リベラリズム)である(Bauz=1998:46:51)。

⁵ そうしたところへ、「廃藩置県以降の近代化は、ムラビトを引っ張り出して国民化するもの」であり、それにより急速な近代化がなされた」という。その結果、感情的安全を脅かされると直ちに国家にすがるのが不自然でなく」なった。戦後復興からしばらくは、国家の代わりに会社に頼るようになったが、「平成不況の深刻化で会社がダメになると、「何かというと国家に頼る」のが当たり前になった」という(宮台2014:177)。

⁶ その担い手となった団塊世代(1947年から1949年に生まれた世代)は、2025年に75歳以上後期高齢者となりきる。そうした強い権利意識と多様な価値観を備えた介護施設等へ入所してくる際には、施設などでは従来とは異なる利用者、支援者関係が構築されていくことが予測されてきた。若年者を対象とした社会福祉サービスにおいては一層そうしたことが言える。

⁷ 宮台のいうように、アメリカのリバタリアニズムや新自由主義的な経済政策の採用はキリスト教精神にもとづくボランティア活動の展開を前提としたものである。また自由主義経済を主張するスミスによる「神の見えざる手」の神とは、文字通りの意味の全知全能の「神」のことを指しているし、さらに、本稿で扱っている契約制度や、対等な関係性の前提となる人権でさえもが、西洋社会においてはキリスト教の信仰を根拠として展開されてきた。森島は「抵抗権の思想は、神への服従が人間である支配者への義務より上位であることが根拠とされて」おり、「自由なる人間の本性が神への服従と結びついていてる中で発展してきた」。そのため「この両者の分離は人権の歴史的形力の欠如に繋が」る(森島2016:45)。「自由権獲得の歴史的運動は、自然的な天賦人権論に基づくものではなく、「道義に根差し、眞理に基づく」福音主義的信仰運動において形成されて」きた(森島2016:46)。それに対して日本の人権運動においてはその始まりか

ら、一方において「基礎づけられた自由」の理解と教会形成が不十分なまま、他方において人間の自由と神への服従の結びつきが不明確なまま、この運動を担う「宗教的確信というエネルギー」なしで進んできた」（森島 2016：46）。

イギリス革命に正当化論拠を付与し、米仏革命も大きく影響したとされる Locke の著作においても「権力とは相互的であって、誰も他人以上にそれらをもつことはない。なぜなら、同じ種、同じ等級に属する被造物が、すべて生まれながら差別なく同じ自然の便益を享受し、同じ能力を行使すること以上に明白なことはないのだから、それらすべての者の主であり支配者である神が、その意思の明確な宣言によってある者を他の者の上に置き、その者に、明示的な任命によって疑う余地のない支配権と主権とを与えるのでない限り、すべての者が従属や服従の関係をもたず、相互に平等であるべきだということはあきらかであるからである」としている（Locke=1690:296）。

「地域と教育」をめぐる現代的位相 — 地域づくりのための指導者・支援者養成のあり方に注目して —

松橋 義樹 (常磐大学人間科学部)

Current Aspect of Community and Education
— Focused on training leaders and supporters for community development —

Yoshiki MATSUHASHI (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

Recently, measures have been taken to connect community development and education, especially to train leaders and supporters for community development. In this paper, the measures concerned with “Human Resources” by Ministry of Internal Affairs and Communications are studied. There are two Perspectives of the measures concerned with “Human Resources”. One is that the Measures aim for creating programs and manuals for training leaders and supporters for community development by extracting common ability and qualities of them, while assuming the roles of various residents in the community. The Measures are conscious of that programs and manuals being able to be arranged for local situation. Constructing measures regarding diversity in the community and considering political aspect of the measures. The other is that the Measures focus on training leaders and supporters inside the community, conscious of leaders and supporters outside the community. On the condition, leaders and supporters outside the community have been in short since several decades, on the other hand leaders and supporters inside the community have been in short recently. However, it must be considered if it is possible to deal with the issues spreading outside the community by training leaders and supporters inside the community.

I はじめに

「地域と教育」というテーマは、古くて新しいテーマであるといえる。加野芳正は、「〈地域社会〉と〈教育〉を結びつけた「地域社会と教育」という研究領域は、戦後の教育社会学勃興期においては中心的テーマであったが、高度経済成長が始まるとしだいに周辺部に追いやられていった」経緯を踏まえ、「コミュニティ

は伝統社会の遺産であり、かつてあった（とされる）地域社会を現代に取り戻し、そのことによって子どもの社会化を図るという発想には限界があるのではないか。」と指摘しつつ、「地域コミュニティは消滅しているわけではなく、学校や家庭に加えて子どもの生活空間の一つとして位置づけることができる」としてコミュニティの役割を見出そうとしている¹⁾。

他方、近年では、いわゆる「地方創生」という発想に基づき、「地域づくり」と「教育」との関連に注目した施策が進められてきている。「地域とともにある学校」および「学校を核とした地域づくり」をスローガンとした「地域学校協働活動」の推進はその象徴であるが、そこでは地域の資源を教育へ活用するという視点のみならず、教育の成果を地域づくりへいかに反映させるのかという視点がクローズアップされている。さらに、その具体的な反映方法として、地域づくりの「担い手」としての指導者・支援者を養成するという方策がとられる場合が多い。

実際に、名称はさまざまであるが、地域づくりのための指導者・支援者養成の取り組みが日本全国でみられる。地域づくりやまちづくりといった総合的な性格を持つもの、行政と住民の「協働」といったキーワードで示されるような自治体行政のあり方を変えることを意図したもの、地場産業など地域との関わりが深い産業の振興を意図したもの、地域の観光の活性化を意図したものなど、その範囲も分野を問わないものとなっている。

一方、旧自治省系統のいわゆる「コミュニティ政策」に代表されるように、地域づくりのための指導者・支援者養成に関しては、その担い手をどこに求めるかなどその方法論を問題にしなければ、これまでもさまざまな施策が展開されてきたことは事実である。それでは、現在に至るまでの施策は、その施策の実施主体にもよるが、その視点が変わらないまま展開されてきたものなのか、それとも何らかの要因に伴う視点の変化があったのか検討する必要がある。しかし、特に近年では、その時々々の個々の「先進的な」事例に注目が集まり、施策全体の視点を個々の事例を総括しながら検討するという作業は十分には行われていない。

そこで、本論文では、前述のコミュニティ政策の系譜を受け継いで2000年代から2010年代にかけて実施されてきた、総務省「人材力活性化」関連施策を取り上げ、その施策の視点について検討する。その理由として、コミュニティ政策が日本における地域づくりのための指導者・支援者養成施策の重要な地位を占めてきたこと、また、総務省において2000年代以降、「人

材力」をキーワードとして地域づくりのための指導者・支援者養成施策に重点を置くような動きが見られていること、しかしその動きについての分析は必ずしも十分に進められていないことが挙げられる。

Ⅱ コミュニティをめぐる政策における地域づくりのための指導者・支援者養成の位置

A 『新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書』の視点

自治省が1971（昭和46）年に設置した「コミュニティ研究会」は、1977（昭和52）年に「コミュニティ研究会報告」を、1983（昭和58）年には「大都市地域におけるコミュニティ形成」を報告するなどの活動を行ってきた。その後、2001（平成13）年に自治省が総務庁、郵政省とともに総務省に統合されてから、2007（平成19）年に新たに「コミュニティ研究会」が設置され、同年に『コミュニティ研究会中間とりまとめ』が公表されている。さらに、これを継承する形で2008（平成20）年には「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」が設置され、2009（平成21）年に『新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書』を公表している。

この報告書では、地域において「地域コミュニティやNPO、その他の住民団体など公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体が、自ら、地域の課題を発見し解決することを通じて、力強く「公共」を担う仕組みや、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮し、地域力を創造する仕組みを作っていくこと」²⁾が求められる中で、「地域を引っばるリーダーの存在、そのリーダーのもととまり同じ目的に向かって歩いていく住民の力など、人材力こそがアウトプットとしての地域の活性化に差をもたらす根源的な要素である」³⁾と指摘している。これは、後述する総務省「地域力創造に関する有識者会議」にそのまま引き継がれている見解である。

そこで、この報告書は「地域協働体」という組織の構築による取組について、事例を交えて提言を進めている。「地域協働体」とは、「地域における多様な公共

サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織等など地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントする組織」と定義されており、地域の実情に応じて地縁団体、機能団体、行政との関係を構築していくものとされている⁴⁾。

一方、地域コミュニティ組織等が直面する課題として、「自治会長等地域コミュニティのリーダーに負担が集中し、後継者が育たず、持続可能な活動が難しい。若い世代の発掘、育成が重要な課題となっている」⁵⁾ことが指摘され、「まずは、子どもや若年層が中心となって実行あるいは参加する行事を立ち上げることなどが有効な方策であり、人材面での課題を抱える組織においてはなるべく早期にその具体化を検討すべきであると考えられる」⁶⁾と述べられている。この点では、小委員会報告の時期と比較して、コミュニティ・リーダーをめぐる問題の解決方策が政策面で進展しているというよりもむしろ、地域コミュニティ組織等を取り巻く環境の変化に伴ってその問題への対応がより複雑化しているという認識が見えてくる。

B 「新しいコミュニティ政策」の視点に対する評価

前述の新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書に至るいわば「新しいコミュニティ政策」の視点に対しては、どのような評価がなされているのだろうか。

広原は、濱島朗、竹内郁郎、石川晃弘編『社会学小辞典』（有斐閣、1977年）における「コミュニティ」の項目についての解説を援用し、現在のコミュニティをめぐる状況を「新コミュニティは、伝統的共同体のように固定した社会＝経済的基盤に照応しておらず、むしろ、①「新しい公共」の思想と行動という価値理念の面での追及（地域生活過程における住民の思想と行動の新自由主義的体系化というコミュニティ規定）と、②生活環境施設の統合再編と民営化という管理面での改革（生活環境施設の民営化・統合化というコミュニティ規定）の二つの極に突出している」と指摘している⁷⁾。その上で、21世紀のコミュニティ政策論の主流を「分権協働型」と性格付け、「行政が住民と協働して「新しい公共」を構築するという名目のもとに、国家・自治体が国民生活を支えるナショナルミ

ニマム保障を放棄し、行政責任を棚上げして地域自治体再編を強行しようとする事実上の民営化イデオロギー」であるとする⁸⁾。

一方、和田清美は、まず「我が国のコミュニティ政策は、70年代のモデル・コミュニティをはじめとする施策展開の「開始期」から、80年代の全国の地方自治体への拡がりをみせるコミュニティ施策の「定着期」を経て、90年代に入り、特定非営利活動促進法（＝NPO法）が施行されると勢いNPO・市民活動が前面に出て、コミュニティ施策はNPO・市民活動支援施策にとってかわられる」という歴史を経たと総括する⁹⁾。その上で、「2000年代に入ると、少子高齢化の進展や地方分権一括法をはじめとした各種の制度改革などによって、コミュニティの再評価の動きが顕著となってくる」として、その延長線上に2000年代の後半に『新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書』に至るコミュニティ政策の形成・立案に向けた各種の報告書の登場を位置付けている¹⁰⁾。

和田は、前述の「地域協働体」について、それが「単に「各種団体が連携しあえる場」としての「プラットフォーム」としての機能だけでなく、地域の多様な主体から提供される公共サービスの仕組み＝総合的・包括的マネジメント機能が新たに付与されている」¹¹⁾点に注目する。そして、そこでは、「コミュニティの規定についてはふれず、いきなり「新しい公共空間」と「地域力の創造」という基本的視点から構成される「地域協働」の提案を行い、一気に「公共サービス」の領域へと踏み込んでいる」¹²⁾として、「まさに現段階におけるコミュニティ政策の形成過程は、コミュニティとは一体何かの本質的議論を欠いた機能論一とりわけ行政経営的な公共サービス提供論に終始している」¹³⁾と結論付けている。これは、「地域協働体」に関する議論がその担い手を含めて基盤となる要素に対する視点を欠落させている点を批判的にとらえており、地域の多元的な主体のあり方についてはその多元性が地域間の差異はあれどそれぞれの地域において所与のものとされている点を問題視しているという趣旨でとらえられるであろう。

また、和田とは異なる視点から、佐藤克廣は『新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書』に対

する批判的検討を加えている。佐藤は、「〔地域協働体〕という新しい概念を導入してはいるものの、事例のどれかを参考にしてコミュニティ作りをしてください、と言っているに過ぎないようにも見える」と評価しつつ、「こうした施策は、非難すべきことではなく、むしろ当たり前なことと捉える方が良いと思われる。つまり、全国各地のさまざまな課題を一律に解決しようとする自体が時代遅れかもしれないのである」と指摘している¹⁴⁾。

佐藤は、日本の近年のコミュニティ論は、伝統的コミュニティが持つ「住民生活干犯性」を無視しているという問題意識に立脚し、「新しい公共」や「地域協働」を取り入れたコミュニティ論の「目的が予定調和的で、そうした理想のコミュニティが実現した場合、それが望ましい地域社会なのかという疑問」を提示する¹⁵⁾。さらに、より根本的な問題として「今日の社会問題は、伝統的なコミュニティの枠を超えて広がっているとみるべきであろう。地域コミュニティの枠を超えて拡散している問題群にコミュニティという狭域的協働体、すなわちウチとソトを分けるような「地域コミュニティ」の仕組みで対応しようとするのは無理があるのではないだろうか」という疑問を提示している¹⁶⁾。

その上で、佐藤は、「〈公〉と〈共〉と〈私〉の関係性」に注目し、「〈共〉を〈公〉でもなければ〈私〉でもないという確固たる領域に位置付ける」という視点から、「社会の基本構造、利益配分の仕組みをどのようにするのかを議論しなければならないときに、コミュニティとりわけ「地域コミュニティ」という、今日とは条件が異なる時代に機能していた枠組みを、若干の意匠を変えているとはいえ、その精神や本質を変えないまま導入しようとするのは、かえって問題を複雑にすることになるのではないだろうか」と結論付けている¹⁷⁾。

佐藤は、「新しいコミュニティ政策」における伝統的コミュニティ的視点の存在を問題視している。もっとも、それが小委員会報告をもとにした自治省のコミュニティ政策における視点でもあり、かつ「新しいコミュニティ政策」にも受け継がれている視点であると解釈しているのか否かは、明確ではない。しかし、特

に国のコミュニティ政策がこれまで克服してこなかった、そしてこれからも克服することが困難であると考えられる課題として、「〈共〉を〈公〉でもなければ〈私〉でもないという確固たる領域に位置付ける」ことを取り上げていることが、広原や和田が目指すような政策意図との関連で重要な論点となるであろう。

Ⅲ 地域づくりを目的とする指導者・支援者養成の視点 ―総務省「人材力活性化」関連施策を例に―

A 総務省「人材力活性化」関連施策の位置

総務省において、地域づくりのための指導者・支援者養成施策を中心的に担っているのは、旧自治省の系譜を受け継ぐ「自治行政局」であり、その中で特に「地域自立応援課」である。地域自立応援課は、「地域振興室」「コミュニティ・交流推進室」「過疎対策室」の3つで構成されていたが、2010（平成22）年4月にコミュニティ・交流推進室に代わって「人材力活性化・連携交流室」が設置された。この人材力活性化・連携交流室は、「地方公共団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に関する施策への支援に係るもののうち、人材力の活性化及び国、地方公共団体、非営利活動法人、民間等の連携に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること」及び「地域間交流並びに他の地域からの移住の促進に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること」を担当することとされている¹⁸⁾。

現在の総務省「人材力活性化」関連施策は、この人材力活性化・連携交流室が担当する施策として位置付けられるものであるが、人材力活性化・連携交流室の設置以前から、現在の施策へ継承ないし現在も継続されている施策が存在している。それらの施策においては、総務省作成のデータベースである「地域人材ネット」に登録された地域外部の専門家が「市町村からの依頼を受け、年度内に延べ10日以上、地域独自の魅力や価値を向上させて地域の課題解決を図ろうとする取組を実施する」という「地域力創造アドバイザー事業」や、「地域再生計画の策定、産業振興・観光振興・企業誘致等、地域再生の取組について、具体的・実務的ノウハウ等を有する」地域外部の専門家を市町

村等が招聘する「地域再生マネージャー事業」¹⁹⁾ など、地域外部の専門家を核とした地域づくりを目指すものであった。これに対し、現在の総務省「人材力活性化」関連施策は、後述するように、地域外部の専門家の存在ないし地域内外の人的連携・交流を視野に含めつつ、地域内部における指導者・支援者の養成に主眼を置いた施策として理解することができるのである。

B 「地域力創造に関する有識者会議」最終取りまとめの視点

2008(平成20)年11月～2010(平成22)年6月まで計10回にわたり、総務大臣が主催する「地域力創造に関する有識者会議」(以下、「有識者会議」)が開催されている。この有識者会議は、その運営要綱において、「人口減少社会の到来、地方分権改革の進展など、地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、地方自治体・住民・企業等の協働により「地域力」を高める取組を支援する施策を進める必要がある」ことを背景とした、「「地域力」という観点は幅広いため「地域力を高めていくためにどのようなことが必要か」などについて議論し、また、コミュニティ施策の強化、地域情報化の推進、地域における人材力活性化の強化など、総務省が今後力を入れるべき地域力創造施策等について検討する」ことを目的とするものであると位置付けられていた。

有識者会議は、計10回の会議の内容をふまえた提言として、最終取りまとめ「地人材と資源で地域力創造を～まだまだできる人材力活性化」(以下、「有識者会議最終取りまとめ」)をまとめている²⁰⁾。そのタイトルからも伺えるように、「地域力創造」のための方法の基本を「人材力」の「強化」に置き、加えて「地域資源」の活用方策を提示しているものである。

有識者会議最終取りまとめでは、「地域力」なるものが、「人的要素」「社会的要素」「経済的要素」「自然的要素」の4つの主要な要素から構成されるものとして整理されている。このうち、「人的要素」の具体としては、「リーダー力」「公務員力」「研究力」「若者・老人力」「問題(魅力)発見力」「活動力・受容力」「住民力」「情報力」が示されている²¹⁾。そこでは、あ

くまでも、「○○力」といった表現を用いた単純な整理が意図されているのであり、これのみを取り上げて詳細に検討することの意義の問題もあるが、人的要素については、その中に、年齢階層なり身分なりといった「属性」に依拠する要素とそうではない要素が混在しており、人的要素あるいは人材力と銘打たれるようなカテゴリーの取り扱いの困難さを象徴しているものと理解することができるであろう。

むしろ、この人的要素については、会議における「どうもここで書いてあるのはすごくこの地域の人材のいろいろなリーダーが出てきて、ネットワークがあって、非常にかっちりといろいろなものがカバーされるという感じで、すごくかたい感じがするんですね。(中略)1つのことをやっているチームもずっと頑張っているわけじゃなくて、最近のいろいろなきだと仲間に入りやすくて、抜けやすいというか、あんまりかっちりしたものというよりも非常にフレキシブルなものがやっぱり最終的に長続きしているんじゃないかなと思うんですね²²⁾」という委員の発言にみられるような視点の有無が注目される。すなわち、ここでいう「人的要素」の多様性が、必ずしもコミュニティの構成原理としての多様性と必ずしも一致しないものであり、前者の多様性ではなくむしろ後者の多様性のあり方こそが人材力活性化の視点として重要視されるべきであることを示しているのではないだろうか。

有識者会議最終取りまとめでは、このような「地域力」の整理にもとづき、経済的条件や自然的条件が同じような地域でも、「活性化」している地域とそうではない地域との差を、「究極的には人材力のウエートが大きい」、具体的には「地域を引っ張るリーダーやリーダーを支える人々の存在、これらの人々のもと、まとまり同じ目的に向かって歩んでいく住民の力、そして、行政の立場と地域住民としての立場をあわせ持つ公務員の力」のアウトプットに求めている²³⁾。さらに、「もとより、地域リーダーとは全知全能のカリスマの人材のみが担えるというものではない。地域には様々な得意分野を持った多様な人材が存在するはずである」として、「それらの人々を発掘し、まわりの人々が支え、誰かに強制されるのではなく、緩やかにつながり、協力し合いながら活動していく。また、

様々な活動が重層的に展開されているのが通常であり、これらの取組を柔軟に連携させて地域づくりを行っていく」ことが、「人材力」の向上につながると説明されている²⁴⁾。

有識者会議最終取りまとめでは、この「人材力」の向上のための取り組みの柱として、「個々の人材力の育成・強化」「人材力の相互交流とネットワークの強化」「人材力を補完するための外部人材活用に対する支援」の3つが挙げられ、そのための「人材力活性化プログラム」の策定が提案されているが、以上の議論は、いわば新規性を強調したものであるというよりは、これまでも指摘されてきた内容を現在の状況に合わせて具体化させていくことを意図しているものであると解釈することが妥当である。その中で、「緩やかにつながり」「重層的に展開されている」といった部分が、この議論をふまえた実際の取り組みを進めていく上でその成否のポイントとなるのだといえるものであろう。

そこで、これも会議における「私は地域の中でなかなか折り合わないパーソナリティーが折り合っていくということが大事だと思っていて、よく地縁型とテーマ型とかと言うわけですけれども、それは別に利害が対立しているわけではなくて、違ったタイプのパーソナリティーなので、最初に出会ったときに協力の仕方がわからないということだと思います。そういう意味でも人材は非常に多様であるということを念頭に置くことは大事ではないか」という委員の発言が注目される²⁵⁾。地縁型とテーマ型とそれぞれ表現されるようなコミュニティにおける構成員の性格の差異とそのいわば折り合いのつけ方は、これまでの日本のコミュニティ政策において一貫して問題として存在し続けてきた事項だからである。

日本都市センターによる2000（平成12）年度～2001（平成13）年度の「市民と自治体との新しい関係構築のあり方に関する調査研究」では、コミュニティ政策の系譜として「開かれたコミュニティ組織が志向され、伝統的な住民自治組織をはじめとする地域の各種住民組織の連合方式が望ましいパターンのひとつとして認識されていた」という1970年代の「包括型コミュニティ」の形成、「公共分野における個別の政

策テーマに特化している」という1980～1990年代の「テーマ型コミュニティ」の形成を経て、「地域の共通課題、公共的課題に係る政策形成や政策決定をコミュニティ自らが担うという、地域住民による自治の視点が強化されたコミュニティ」としての「自治的コミュニティ」へと展開していくことが「予想」として示されている²⁶⁾。これは前述の倉沢の「社会目標としてのコミュニティ形成」の理論と符合するものであるが、「自治的コミュニティ」は地縁型とテーマ型との利害対立を前提とするものではなく、その（緊張を孕むことはあっても）協力関係の成果として生み出されるものであると考えられるのである。もちろん、地縁型とテーマ型がどの地域においても対等な「勢力」として存在していると想定することは現実的ではないが、いずれかが全く存在しない地域を想定することもまた現実的ではないであろう。

ただし、そこでは、広原が、この日本都市センターの整理に対して「（1）「包括型コミュニティ」がもはや地域住民を包括的に管理できなくなったこと、（2）「テーマ型コミュニティ」の基底に横たわる個別地域課題の拡大を無視できなくなったこと、（3）この二つの矛盾を解決するために、「自治的コミュニティ」という名で「包括型コミュニティ」と「テーマ型コミュニティ」を組み合わせる「近隣コミュニティ」を「近隣政府」に模様替えし、地域課題の解決に必要な資源やコストを地域住民の中から調達しようとする構想が浮上した²⁷⁾と指摘するような問題点についても検討する必要がある。

C 人材力活性化研究会「人材力活性化プログラム」の視点

有識者会議最終取りまとめでその策定が提案された、前述の「人材力活性化プログラム」は、同じく有識者から構成される「人材力活性化研究会」により、2010（平成22）年6月～2011（平成23）年3月まで計6回開催された研究会の内容をふまえて策定された²⁸⁾。「人材力活性化プログラム」は、「人」に着目し収集した事例から、地域で求められる様々な人材像や現状を示し、目指すべき人材力活性化の方向性に沿って、地域活性化に関わる団体や自治体に期待さ

れる取組」を示すとともに、「取り組むにあたって参考となる具体的な活性化事例や総務省関連施策等」及び「様々な活動を通じて人材力活性化に取り組む人材（平成22年度人材力活性化研究会構成員や「人材力活性化事例調査」の調査対象者）の取組内容と併せて、それぞれの現場から生まれた発言」も掲載されているものである。

「人材力活性化プログラム」は、「有識者会議最終取りまとめ」の中で示された、「人材力」の向上のための取組みの3つの柱を具体化したものとして位置付けられているが、これを策定するにあたり、「求められる人材像」を、「多様な個々の人材」「リーダーの役割を果たす様々な人材」「リーダーを支える人材」の3つに区分して整理している。この整理が、「人材力活性化プログラム」を構成する視点であると理解することが可能である。

まず、「多様な個々の人材」については、「住民相互の話し合いの場の創出」「活動のPRと参加者の拡大」「得意分野を活かせる役割分担」がその育成のために自治体や各種団体に期待される取組みであると説明されている²⁹⁾。そもそもこのような「人材」に「育成」という発想になじみにくいこともあるが、これらは取組みとして並列されるレベルのものでないこと、またその関係が整理されているものでもないこと、特に団体についてはその内外の該当者の区別がその有無も含めて明確ではないことなど、関連するあらゆる取組みの視点という域を出ないものであろう。

ただし、この部分について研究会において、委員から、「リーダーについての記述と混同する部分があるので、表現を工夫すべき」³⁰⁾という趣旨の指摘が出されていたことは注目すべきことである。実際、この指摘を受け、「多様な個々の人材」についての記述では「リーダーと共に」という表現が付け加えられているが、これは単に表現上の問題ではなく、特に「リーダーの役割を果たす様々な人材」との差異を明示すること自体が、少なくとも研究会が事例をもとにして想定する地域において本質的に困難であると考えられるのではないだろうか。

これに関連して、研究会においては、「地域活動の人間関係は、極めてインターネット的。パーソナルコ

ンピューター的な現代人は一見ばらばらで相互のつながりがなさそうに見えるが、あるサーバーがあると、そこへ何となくつながりたがる。そして、つながっているいろいろ勉強してその人自身が活性化すると、突然自分がサーバーを飛び越えて、プロバイダーくらいのリーダー的な機能を持ち始める人も出てくる。したがって、それぞれの階層の間には、常に動きがあり、あまり明確な切り分けができるものではない³¹⁾」との趣旨の指摘も出されている。人材力活性化プログラムにおいては3つの求められる人材像間の個人レベルでの往来には配慮されていることは確かであるが、それ以上に人材像を区分する階層の存在自体を自明のものとすることが疑問視される必要があるのだらう。

次に、「リーダーの役割を果たす様々な人材」については、「上から主導するのではなく、下からサポートしながら、関係者の力を引き出し、様々な意見をまとめ上げる「世話役」的なリーダー」として「高いコミュニケーション能力や信頼関係」を持つとともに、「行政の力を上手に引き出しながら連携するためには、公益を重視する意識とビジネス感覚を併せ持つ」ことが求められているとされ、その育成のために自治体や各種団体に期待される取組みとして、「組織内部での後継者育成と役割分担」と「地域リーダーの発掘と育成」が挙げられている³²⁾。旧自治省系統のコミュニティ施策と同様に、地域リーダーの発掘と育成への関心は高く、それが後述する「地域づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム」の策定にも結び付いていることは明らかであらう。

「リーダーを支える人材」については、様々な立場の人が関わる場面で「関係者の意見を引き出し、整理し、まとめたものを実感に基づいた言葉で提示できる調整能力に優れた人材」、また、団体を運営していく上で「内部においてリーダーと他のメンバーの言葉を通訳し、両者をつなぐ中間管理職的な役割を担う人材」とであるとされ、その育成のために自治体や各種団体に期待される取組みとして、「主体的に活動できる様々なタイプの人材の育成」「活動のPR」が挙げられている³³⁾。これがフォロワーに位置付けられる存在を想定したものであることは言うまでもないが、これもまた一般的な議論の整理・確認の意味合いが強

いと思われる。

なお、「人材力」の向上のための取り組みの3つの柱を具体化するという点については、「個々の人材力の育成・強化」については「活動の現場における人との出会いが人を育てる」という原則に基づいて対象別にその方向性が示され、「人材力の相互交流とネットワークの強化」については「地域内」と「地域を越えた」という2つの領域別にその方向性が示され、「人材力を補完するための外部人材活用に対する支援」については外部人材が「その能力を発揮できる環境・条件」に注目してその方向性が示されている³⁴⁾。ただし、その育成のために自治体や各種団体に期待される取り組みとして提示されている内容には、抽象的な項目と具体的な項目が十分に整理されておらず混在しており、むしろ研究会構成員が関係する事例や「人材力活性化事例調査」の調査対象事例として掲載されている事例の中から、自らの取り組みと分野等の重なり合う事例を参考にするという意味合いが強いものであろう。

そこで、研究会において、委員から出された「人材力活性化プログラムの構成について、求められる人物像を列記する方法と、求められる人材のコンピテンシーを列記する方法の2通りがある。どちらの方法を採用するかは、見やすさ、使いやすさを考えた上で検討する必要がある³⁵⁾」との趣旨の問題提起が重要になる。「人材力活性化プログラム」は、基本的には求められる人物像を列記する方法を採用しているが、前に指摘したように、それ以上に人材像を区分する階層の存在自体を自明のものとするのが疑問視される必要があるとするならば、むしろ求められる人材のコンピテンシーを列記することが望ましいと考えられる。

D 人材力活性化研究会「地域づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム」の視点

人材力活性化研究会では、前述の「人材力活性化プログラム」の策定と並行して、同じく2011（平成23）年3月に「地域づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム」（以下、「研究会カリキュラム」）を策定している。これは、地域活性化の活動が様々に展開をされている状況を生み出すために、「地域づくり活動

を自らの手で企画し実践できる人材、すなわち「リーダー」を当該団体の構成員や地域の中に育む必要がある」という考え方にに基づき、「活動の大小に関わらず、自身で考えた地域づくり活動を推進していく力をもった人材を「リーダー」と考え、「地域づくり活動を自らが考え、協働による取り組みを実践していくために必要と思われる基本的な知識・ノウハウとその学習方法」を整理しているものである³⁶⁾。

研究会カリキュラムでは、「統括責任者（全体型リーダー）」と「事業責任者（分業型リーダー）」の2つのリーダー「像」の育成が想定されている。両者は、「統括責任者と事業責任者の比較においては、事業責任者が特定の分野等においてノウハウや技をもって活動（事業）を牽引するのに対し、統括責任者は、活動（事業）と人材のマッチングにより多様な活動（事業）を同時並行で牽引する」という点で区別されるとともに、「事業責任者が一定の経験を経ることにより、統括責任者に成長する」ことも期待されるものと説明されている。また、「統括責任者」を中心とする円周上にそれぞれの「事業責任者」が位置付けられ、さらに「事業責任者」を中心とする円周上に「活動（事業）の支持者、応援団。活動の担い手として、定期的（または散発的）に参加する人材」である「サポーター」が位置付けられるという模式図が示され、その形成過程が「カリキュラムが想定する地域づくり活動の活性化のイメージ」であるとともに「統括責任者（全体型リーダー）の成長ステップ（イメージ）」であると説明されている³⁷⁾。

その上で、両者に求められる学習範囲が、「事業」と「組織」の軸、「創出」と「改善」の軸という2次元の座標平面で示され、「事業」の「創出」のための「活動（事業）を企画立案する力」、「事業」の「改善」のための「活動（事業）を運営する力」、「組織」の「創出」のための「必要なときに必要な人材とコラボレーションできる巻き込み力」、「組織」の「改善」のための「高度なスキルをもつ人材とコラボレーションできるつながり力（ネットワーク力）」の4つのカテゴリーが提示されている³⁸⁾。さらに、これらはそれぞれ複数の視点で整理され、科目群さらには個々の科目に分類された上でその学習内容と到達目標に加えて参考

資料・図書、参考研修、参考事例が示されているが、このカリキュラムにおいて重要な部分は、前述の4つのカテゴリーの妥当性であろう。

4つのカテゴリーは、「事業」が「活動」と、「組織」が「体制」と、「創出」が「企画」と、「改善」が「運営」とそれぞれ対応させられている。このことから、この4つのカテゴリーは地域活性化の取り組みのタイプを意識したものではなく、取り組みの段階を意識したものであると理解することができるであろう。その点から判断すると、研究会カリキュラムは、リーダー育成のための多様なカリキュラムの標準型と位置付けられるものである、というよりもむしろ、リーダー育成のための多様なカリキュラムの基礎部分として共通して位置付けられるべきカリキュラムとして提示されているものであると考えられる。

ここで、注目すべき部分は、「必要なときに必要な人材とコラボレーションできる巻き込み力」と「高度なスキルをもつ人材とコラボレーションできるつながり力（ネットワーク力）」という、「組織」の系に属する二つのカテゴリーである。人材力活性化研究会では、委員から、「“人材力の強化”に向けた今後の取組を進めていくのを、側面的に支援するプロデューサーが必要。制度の理念はよくても、それがうまく機能するためのプロデュースは国だけではできないので、それぞれの取組を推進していく人材を育てる必要がある。単に取組を担う組織や役職を作るのではなく、それをいかに機能させていくかという成果から逆算した形で、起業家精神やコミットメントを持った人がプロデューサーとなって取組を促進していく構造がつかれないか。そういう人材を育てるためのカリキュラムやシステムを検討していく必要がある」³⁹⁾という指摘が出されていた。ここでいう「プロデューサー」は、一瞥すると研究会カリキュラムにおける統括責任者とは異なる存在と理解されるものであるが、むしろそれは統括責任者として位置付けられることで制度を機能させる存在として実体を帯びるものではないだろうか。

統括責任者により求められる力として「組織」の系に位置付けられている二つのカテゴリーのうち、「必要なときに必要な人材とコラボレーションできる巻き

込み力」は「人材の把握」と「コミュニケーション力」として、「高度なスキルをもつ人材とコラボレーションできるつながり力（ネットワーク力）」は「振り返り」「情報発信力」「提案力」として、それぞれ具体化されている。これを前述の「プロデューサー」に求められる能力として位置付けた場合に適切な能力として提示されているか、改めて検討が深められることが望ましいと考えられる。

IV おわりに

総務省「人材力活性化」関連施策の視点は、以下の2点にまとめられる。

1点目は、有識者会議最終取りまとめから人材力活性化プログラムさらには研究会カリキュラムに至るまで一貫して、地域づくりのための指導者・支援者として、地域内における多様な属性の住民の役割を想定しつつ、それらに共通する能力・資質を抽出してその養成のプログラム化・マニュアル化を目指している、という点である。もちろん、そこでは指導者・支援者の最低限のパターン化は行われているが、求められる能力・資質にはそれぞれの地域の状況によって異なる部分が存在していること、また、共通して求められる能力・資質がその時々々の社会状況によって変化しうることから、国の施策という立場から、地域の状況によって異なる部分についてはそれぞれの地域でプログラム化・マニュアル化が可能になるための下準備を意識していると考えられる。

2点目は、これも有識者会議最終取りまとめから人材力活性化プログラムさらには研究会カリキュラムに至るまで一貫して、地域外部の指導者・支援者との関連を意識しつつ、地域内部の指導者・支援者の養成に重点を置いているという点である。前述のように、総務省では「人材力活性化」関連施策の実施以前には、地域外部の専門家を核とした地域づくりを重視していたが、それと比較すると、「人材力活性化」関連施策の視点は、地域内部における指導者・支援者の養成に主眼が置かれているものと理解できる。これについては、有識者会議において、委員から、「人材については、外部人材は今も昔も足りなかったんだらうと思います。今人材が大変だと言われているのは内部人材、

つまり地域のリーダーが欠け始めている。人材をめぐる大きな議論というのは多分そこが淵源だと理解しております」という見解が示されていることに関連して、地域内部における指導者・支援者に注目が集まったと考えられる。

それでは、以上の2つの視点は、総務省「人材力活性化」関連施策以前の一連のコミュニティ政策の視点とはどのような関係にあり、かつそこで変化が生じたとすればそれは妥当な変化だったのだろうか。

1点目については、有識者会議における議論を引用して指摘したように、現在の施策においてコミュニティの構成原理としての多様性を重視することは不可欠であると考えられるが、それは、小委員会報告をもとにした自治省のコミュニティ政策に対して広原が評価しているような、自治省が意図するそれぞれにふさわしい「役職有力者型」と「有限責任型」とのバランスを構築していく施策とは明確に異なっているものと理解できるであろう。しかし、その後の「新しいコミュニティ政策」において地域の多元的な主体の存在がどの地域においても所与のものとしてとされている、さらにいえば属性の多様性だけが強調されているという点は、「人材力活性化」関連施策においても必ずしも払拭されていない。そこで、改めて、コミュニティの構成原理としての多様性を尊重した施策の構築が求められるとともに、広原が注目するような政策の政治的側面に配慮しつつその理論化が課題となる。

2点目については、佐藤が指摘しているように「新しいコミュニティ政策」におけるコミュニティという「狭域的協同体」へのこだわりが現実の問題と齟齬を起しているとするならば、「人材力活性化」関連施策もまた「狭域的共同体」へのこだわりが強いものとして佐藤の批判の対象になるものと想定できる。ただし、これについては、総務省では「人材力活性化」関連施策の実施以前には地域外部の専門家を核とした地域づくりを重視していたという経緯をふまえた政策バランスを考慮する必要があると考えられるとともに、その政策バランスの妥当性を検討していく必要がある。

以上の「人材力活性化」関連施策の視点に対する評価に関連して、宮崎文彦は、行政の現場において頻繁

に目にするようになった「補完性原理」が「単に「行政サービス」を「公共サービス」に「希釈する」意味あいでも使われることを回避する」⁴⁰⁾という観点から、「補完性原理は、多様な主体による公共的な問題解決への寄与や利害調整にあたり、その多様な主体間の調整や調停を促す「参照原理」であり、個人の尊厳を基準として、より規模においても影響力においても小さい、個人に近いレベルにおいて問題の解決が可能となるように支援することを求めるものである」とまとめている⁴¹⁾。そして、それが「個人・コミュニティレベルの自治を「活かす」ことができるような支援、媒介」⁴²⁾として「個々人が（善き）市民として公共性の担い手としてふさわしいかどうかという問題よりも、公共性の担い手となりうるように支援を行うことが重要である。市民やNGOとの協働の文脈においては、コーディネーターやファシリテーターの重要性が指摘されることも多いが、本稿における支援行政とは、行政自身がこのようなコーディネーターやファシリテーターの役割を積極的に果たしていくべきことを求めるものである」⁴³⁾として行政の役割を規定している。

この議論は、基本的には、個々の地域におけるコミュニティの多様な担い手の一部としての行政の役割を規定しているものと理解できるが、これは「人材力活性化」関連施策を含めた国の「コミュニティ政策」の基本的視点としても位置付けることが可能ではないだろうか。小委員会報告をもとにした自治省のコミュニティ政策以降の一連の政策がこの視点を具現化してきたか、いわゆる「官製コミュニティ」批判などを考慮すれば疑問の残るところではあるが、今後の「人材力活性化」関連施策を含めた国の「コミュニティ政策」においてはこのような視点が最も重要であると考えられる。

注)

- 1) 加野芳正「教育と地域社会の新たな関係―コミュニティとローカリティの視点から」日本教育社会学会編『変容する社会と教育のゆくえ』（教育社会学のフロンティア2）岩波書店、2018、pp.269-273.
- 2) 新しいコミュニティのあり方に関する研究会『新

しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」2009, p.2.

3) *Ibid.*, p.4.

4) *Ibid.*, pp.18-21. なお、地域協働体と地縁団体、機能団体、行政との関係構築については、それぞれ、「例えば、地縁団体の代表者や推薦者を「地域協働体」のメンバーとして取り込むことが有効な方策である。なお、地域の実情に応じては、地縁団体それ自体が「地域協働体」に相当する役割を担うことも想定される」「地域協働体」の活動テーマや分野ごとに設けられた部門等の活動を機能団体が担うこととすることなどが考えられる」「地域自治区を設置し、長の付属機関である地域協議会と地域の公共サービス提供を担う実行組織としての「地域協働体」のメンバーを重複させることにより、「地域協働体」と行政が有機的に連携を図ることは有効な方策」と述べられている。

5) *Ibid.*, p.50.

6) *Ibid.*, pp.51-52.

7) 広原盛明『日本型コミュニティ政策』見洋書房, 2011, p.212., p.14.

8) *Ibid.*, p.42.

9) 和田清美「コミュニティ政策の新たな展開と混迷—社会学における都市政策研究の回顧と問題(Ⅱ)—」『都市政策研究』第2号, 2009, p.6.

10) *Ibid.*, pp.6-7.

11) 和田清美「新しいコミュニティ政策の動向と問題点」『都市政策研究』第4号, 2011, p.20.

12) *Ibid.*, p.21.

13) *Ibid.*, p.23. なお、和田は、これに関連して、コミュニティ政策が「現在の「財源論」に端を発した「新しい公共論」とは形態は同じであっても、その目的、なかならず発想を異にしてい」という点から、その政策的意義が「今こそ再評価されるべき」と述べている(和田清美『大都市東京の社会学—コミュニティから全体構造へ』有信堂, 2006, p.255.)。

14) 佐藤克廣「コミュニティ政策の展望—批判的考察—」『法学新報』第118巻第3・4号, 2011, pp.423-424.

15) *Ibid.*, pp.428-429.

16) *Ibid.*, pp.428-429. なお、佐藤は、合わせて、「今

日の日本のコミュニティが抱えているとされる社会問題の多くの原因は、私企業の経営の変質にある」として、「問題の原因は、「地域」にあるのではなく、企業活動という生産の側にあるのに、コミュニティ論は、目に見える問題の解決を急ごうとするあまり、大きな構造変化を等閑視し、弥縫策を講じているのではないかという疑いが残る」と指摘している(佐藤, *op.cit.*, pp.430-431.)。

17) *Ibid.*, pp.432-433.

18) また、人材力活性化・連携交流室には、室長に加え、「地方公共団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に関する施策への支援に関する専門的事項に関する事務」を行う「地域支援専門官」を置くこととされている。

19) ただし、「地域再生マネージャー事業」の実施主体は、財団法人地域総合整備財団である。

20) なお、この「有識者会議最終取りまとめ」には「資料編」が存在しており、近年の総務省の関連する取り組みの一覧、地域力創造に関する有識者会議が全ての地方公共団体の首長を対象に実施した「地域力創造に関する首長アンケート」の調査結果の概要、「有識者会議最終取りまとめ」の中で取り上げられている事例の具体、関係府省等(農林水産省、厚生労働省、観光庁、国土交通省、経済産業省、環境省、内閣官房地域活性化統合事務局)に対して実施したヒアリングの際に関係府省等が使用した資料が掲載されている。

21) 地域力創造に関する有識者会議最終取りまとめ『人材と資源で地域力創造を～まだまだできる人材力活性化』2010, p.23. なお、この4つの主要な要素以外に、「…的要素」という表現で、その他の要素が存在することが示唆されているが、これについて、「有識者会議最終取りまとめ」では特に解説が加えられていない。また、「人的要素」のうち「住民力」と「情報力」は、「社会的要素」にも含まれるものであるとされている。

22) 有識者会議第10回における西村幸夫委員の発言(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/c-sinko/100826_1.html#02, 2021年5月1日閲覧)。

23) 地域力創造に関する有識者会議最終取りまとめ, *op.cit.*, p.3.

- 24) *Ibid.*
- 25) 有識者会議第4回における名和田是彦委員の発言 (http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chihoc-sinko/090428_1.html#02, 2021年5月1日閲覧)。
- 26) 日本都市センター編『近隣自治とコミュニティ自治体のコミュニティ政策と「自治的コミュニティ」の展望』(市民と自治体との新しい関係構築のあり方に関する調査研究中間報告書)2001, pp.10-13.
- 27) 広原, *op.cit.*, p.70. なお、広原は、合わせて、「[包括型コミュニティ]」の形成が国家目標となり、社会目標としてのコミュニティが追究されたことは事実であったにしても、「テーマ型コミュニティ」は住民運動のなかから自然発生的に生まれたものであって、国や自治体のコミュニティ政策の結果として形成されたものではない」と指摘している(広原, *op.cit.*, p.69)。
- 28) 人材力活性化研究会編『人材力活性化プログラム』2011, pp.3-6. なお、「人材力活性化研究会」は、「人材力活性化プログラム」の策定以降も継続されており、「人材力活性化プログラム」の成果の共有やプログラム自体の改善のための活動として、都道府県単位での「一日人材力活性化研究会」を開催している。
- 29) *Ibid.*, p.4.
- 30) 人材力活性化研究会第6回委員会議事概要 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jinzai/43423_5.html, 2021年5月1日閲覧)。
- 31) 人材力活性化研究会第5回委員会議事概要 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jinzai/43423_4.html, 2021年5月1日閲覧)。
- 32) 人材力活性化研究会編『人材力活性化プログラム』, *op.cit.*, p.5.
- 33) *Ibid.*, p.6.
- 34) *Ibid.*, pp.7-19. なお、「個々の人材力の育成・強化」に関する説明における「対象別」とは、「子ども(小学生・中学生・高校生)」「大学生」「地域活動を生業としている人・したい人」「生業と地域活動を両立させたい人」「これまでの経験・知識・スキルを地域活動に活かしたい人」という分類されているものである。
- 35) 人材力活性化研究会第4回委員会議事概要 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jinzai/43423_3.html, 2021年5月1日閲覧)。
- 36) 人材力活性化研究会編『地域づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム』2011, p.2.
- 37) *Ibid.*, pp.4-5.
- 38) *Ibid.*, pp.6-7.
- 39) 人材力活性化研究会第3回委員会議事概要 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jinzai/43423_2.html, 2021年5月1日閲覧)。
- 40) 宮崎文彦「公共哲学としての「補完性原理」」『公共研究』第4巻第1号, 2007, p.58.
- 41) 宮崎文彦「行政・コミュニティ・公共性―支援・媒介的行政による協働と自治の実現」広井良典・小林正弥編『コミュニティ公共性・コモンズ・コミュニティアニズム』(双書持続可能な福祉社会へ:公共性の視座から第1巻)勁草書房, 2010, pp.201-202.
- 42) *Ibid.*, p.203.
- 43) 宮崎文彦「公共哲学としての「補完性原理」」『公共研究』第5巻第4号, 2009, p.234.

依存症者を主対象とする就労継続支援 B 型事業所における就労支援

若林 功 (常磐大学人間科学部)

若林真衣子 (東京通信大学)

八重田 淳 (筑波大学)

Work support activities of type B of continuous employment support centers whose main users are persons with addictions

Isao WAKABAYASHI (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Maiko WAKABAYASHI (*Tokyo Online University*)

Jun YAEDA (*University of Tsukuba*)

Abstract

The purpose of this study is to understand the actual situation of type B of continuous employment support centers whose main users are persons with addictions. Semi-structured interviews were conducted with the chief staffs of 3 employment support centers. The findings are as follows: (a) center users are persons with addictions (mainly alcoholism) and have difficulties to rehabilitate themselves because of dual disorders (addiction and other mental disorder), (b)users started utilizing centers by referral of alcoholism hospitals and welfare offices outside the prefecture, (c)offered programs in the centers include users' peer support meetings and facilitating to participate self-help meetings held in the communities, which are thought to be important in the traditional addiction rehabilitation, besides work trainings, (d)major outcomes gained by centers' users include achievement of keeping regular hours, extending time to utilize centers, building relationships and deepening bonds between users in the centers, (e)centers have directed focus on building networking in the community, and (f)concerning wage increase and transition to competitive employment from employment support centers, insufficient outcomes are reported.

1. はじめに

本研究は、依存症者を主対象とする就労継続支援 B 型事業所（以下、B 型事業所）において、どのような対象者に対し、どのような運営や支援が行われ、その支援の成果はどのようなものかを明らかにすることを

目的としている。そこで本節ではまず、就労継続支援 B 型事業の概要や、B 型事業所をめぐる課題について示す。次に依存症者の就労支援の現状や依存症者の就労支援における B 型事業所について説明することとしたい。

(1) 福祉的就労における就労継続支援 B 型事業の位置づけ

精神障害者の就労支援において、企業等で雇用契約を結んで働く一般就労だけでなく、障害者総合支援法を根拠とする福祉的就労も重要な位置を占める。福祉的就労には主に、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援があり、就労継続支援 A 型は通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会等を提供するもの、就労継続支援 B 型は通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供等を提供するものである。また就労移行支援は、企業等への就労を希望し、企業等の通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し等を提供するサービスである（厚生労働省、2020）。

厚生労働省（2019）によれば、これらの福祉的就労の種類のうち、利用者数はそれぞれ、2018 年 3 月時点で、就労継続支援 A 型 6.9 万人、就労継続支援 B 型 24.0 万人、就労移行支援 334 万人となっており、就労継続支援 B 型を利用する人が最も多くなっている。また、B 型事業所の利用者は増え続けている。厚生労働省によれば、B 型事業所の総利用者数は、平成 20 年度は 51488 人であったのが平成 29 年度には 239606 人と増加し、また障害種類別でも身体、知的、精神の各障害とも利用者数が増加している。

その構成割合は障害種類別に見ていくと、平成 20、29 年度ともに知的障害者の割合が最も高い（平成 20 年度：28087 人で 54%、平成 29 年度：127280 人で 53%、4.53 倍に増加）。精神障害者については平成 20 年度では 16301 人（31%）だったのが、平成 29 年度には 82334 人（34%）と、5.05 倍に増加した構成割合も増加している（厚生労働省、2019）。

(2) B 型事業所をめぐる課題

B 型事業所はもともと、障害者総合支援法の前身、障害者自立支援法によってスタートした事業であるが、障害者自立支援法施行以前は、障害者授産施設や小規模作業所等といった施設であった。そして障害者

自立支援法施行によって、障害者授産施設は就労移行支援事業所もしくは就労継続支援事業所に、また小規模作業所は B 型事業所もしくは地域活動支援センターⅢ型に移行した（吉野、2020）。

このようにかつては授産施設等としてまとまっていたものが、就労継続支援 A 型や就労継続支援 B 型、就労移行支援に機能が分かれたという経緯もあり、B 型事業所については一般就労への移行率は年 1% 程度となっている（厚生労働省、2019）。また利用者に支給される工賃（雇用契約に基づくものではないため最低賃金法が適用されておらず、給与ではなく工賃と呼ばれる）は 2018 年度で月 16118 円（全国平均）と生活をしていくためには十分とは言えない額となっている（厚生労働省、2020b）。

2015 年 12 月 4 日に出された社会保障審議会障害者部会報告書（厚生労働省、2015）において、「どの就労系障害福祉サービスを利用する場合であっても、障害者がある適性に依りて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃・賃金の向上に努めるべきであることや一般就労への移行をさらに促進させるための取り組みを進めるべきである（p.12）」、「就労継続支援 B 型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなど、メリハリを付けるべきである（p.12）」と、工賃向上や一般就労への移行についての指摘がなされている。

工賃の向上の必要性については、これ以前の 2007 年からは「工賃向上増 5 か年計画」、2012 年からは「工賃向上計画」といった国の施策が進められてきている。そして、都道府県による障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援することや企業の経営手法の導入の支援（事業所の経営改善に向け、経営コンサルタントや企業経営の経験のある企業 OB 等の積極的活用）、共同受注窓口を活用した品質向上支援などが行われている（厚生労働省、2012）。結果として、2006 年度は全国平均で 12222 円だった工賃が、2018 年度には 16118 円に伸びてはいる。しかしながら、この額は生活を送るためには十分とは言えない額ではある。

このように B 型事業所において、一般就労への移行を促進することや工賃向上は、課題であり続けてい

る。

(3) 依存症者への就労支援

精神障害者の就労支援というと、疾患種別では統合失調症、うつ病等、さらには発達障害を有する人への支援がこれまで注目され取り組まれてきている（例えば高山・山口, 1994; Oshima, Sono, Bond, Nishio, & Ito, 2014; 障害者職業総合センター, 2014）。一方で、精神障害や精神疾患には、これらとは異なる疾患である「依存症」も含まれる。

依存症にはアルコールや薬物、ギャンブル等の依存症があり、本質的には物質や行動がコントロールできなくなってしまう疾患である。

厚生労働省による一般国民向けの説明^{注1)}では依存症の特徴として、

- ・「孤独の病気」: 学校や職場、家庭などうまくなじめない、常にプレッシャーを感じて生きている、自分に自信が持てないなどの不安や焦りからアルコールや薬物、ギャンブルなどに頼るようになってしまい、そこから依存症が始まる場合もあること。
- ・「否認の病気」: 「自ら問題を認めない」ため、本人が病気と認識することは困難であること。

が示されている。

さらに、家族はアルコールによる暴力やギャンブルによる借金の尻ぬぐいなどに翻弄され、本人以上に疲弊するケースが多くみられることについても指摘されている。

このような依存症は、依存症自体が治癒し物質や行動がコントロールできるようになること、例えばアルコールで言えばアルコールを程々に楽しめるようにな

る、節酒できるように治療することは困難であるとされている。

一方、アルコール依存の社会復帰について、若林(2016)は「断酒を続ける事によって、健常成人と一見変わらない社会生活を送ることが可能であり」としており、治療目標を「断酒の継続による社会的適応」とする小杉(1997)の見解を紹介している。すなわち、依存症の就労については、伝統的には、断酒の継続によって就労を含む社会的適応を支援することができるし、そのように断酒の継続を支援することで、特別な就労支援（特に障害者雇用枠での一般企業での就労、就労前の準備訓練等）を行わなくても就労を含めた社会適応が可能といった見解がこれまでなされてきたと言える。

そのようなこともあり、就労に関して言えば障害者雇用促進法や障害者総合支援法の枠組みというよりは、当事者間のネットワーク構築、例えば断酒会への定期的な参加等により、アルコール等の依存対象を断つことを継続させ、それによる企業就労を含む一般社会への参加を維持・継続することに、これまでは支援の重きが置かれてきた。

ところで、アルコール依存の分野では、アルコール依存症には2つのタイプがあるとの指摘がされている。Cloninger, Sigvardsson, & Bohman (1996)によれば、タイプIは25歳以降に発症し遺伝及び環境要因の双方が作用し、飲酒への統制の喪失、損害回避傾向等の特徴があり、一方タイプIIは遺伝的要因が強く25歳以前から発症し、飲酒をやめることが困難であり新奇な物事を求める傾向等がある(表1)。

表1 Cloninger, Sigvardsson, & Bohman (1996) によるアルコール依存症の2つのタイプの違い (翻訳:筆者)

特徴	タイプI	タイプII
要因	遺伝要因と環境要因	主に遺伝要因
性別の分布	男性にも女性にも作用	女性より男性に作用
通常の発症年齢	25歳以降	25歳以前
一般的なアルコールに関連する問題	飲酒の統制の喪失、過飲、飲酒への罪悪感、依存症重症度の進行	禁酒困難、喧嘩や逮捕としばしば結びつく飲酒、通常は依存症重症度は進行しない
特徴的な人格特性	高い損害回避傾向、低い新奇性追求傾向、不安を和らげるための飲酒	高い新奇性追求傾向、多幸感を誘発するための飲酒

このような2つのタイプのうち、タイプⅡの人は早期の発症を経験し社会経験が乏しいため、社会に出るためには社会に参加する前段階の訓練がタイプⅠよりも必要と考えられる。そのため、タイプⅡのような層の人々にとっては、B 型事業所での就労や対人面等について経験を積むことが、社会復帰を図るためには重要であることが指摘できるだろう。佐古（2016b）は、依存対象を断ち切って地域生活を送れるようになった次の回復のステップの場として、B 型事業所等の福祉的就労（作業所）の場が重要であることを指摘している。

また、近年の文献では、病院と併設した就労支援施設の活動や IPS（Individual Placement & Support; 個別就労とサポート）の考え方のアルコール依存症への適用可能性の展望を述べた大石（2014）や、地域での就労支援・生活支援の拠点づくりの活動を記述した佐古（2016a）など、依存症者への B 型事業所等における就労支援に関する実践的な報告が少しずつ見受けられるようにはなっている。また、依存症者を支援する（病院ではない）社会復帰施設が全国各地に見受けられるようにはなっている^{注2)}。

一方で、これまでのところ、依存症者を主対象とする B 型事業所の運営がどのように行われ、どのような効果もたらされているのかに関する研究は十分蓄積されてきていない状況にある。また B 型事業所については、前節で述べたように、工賃向上や一般就労への移行を視野に入れることなど、これまでの B 型事業所にまつわる課題の解決が念頭に置かれた政策が展開されるようになってきているが、これらの取り組みと、社会復帰がスムーズにはいかないタイプの依存症者が多く利用していると考えられる、依存症者を主対象とする B 型事業所の運営がどのように関係しているのか、明らかにされてきていない。

2. 目的

以上を踏まえ本研究では、依存症者を主対象とする B 型事業所から運営についての聴き取りを行い、どのような対象者に対し、どのように運営が行われているのか、またどのような成果が出ているのかについて、工賃向上や一般就労への移行などがどうなっているの

か等の一般的な B 型事業所の施策からの視点も含めて把握することを目的とする。

これらを明らかにすることによって、

- ・一般的な B 型事業所への施策の視点から捉える本研究の視点により、依存症者を受け入れてきた B 型事業所にとって、今後の事業所の方向性について考えるヒントとなり得る
- ・これまで明らかにされてこなかった依存症者を主対象とする B 型事業所の運営の実際について把握することができ、依存症者を受け入れてきていない B 型事業所にとっても、依存症のある利用希望者が来所した際に、どのように対応するべきか参考となる可能性がある

といった意義があることが考えられる。

3. 方法

(1) 対象事業所

3 か所の事業所を対象とした。3 か所の事業所については、運営している法人が設立後 10 年以上経ていることを調査対象の要件とした。インターネットで調べ、コンタクトを取った。

(2) 調査時期

2020 年 2 月～2021 年 2 月に行った。

(3) 調査内容

訪問あるいはオンラインによるインタビュー調査を実施した。調査協力者は責任者の職員各 1 名（3 事業所で計 3 名）であった。インタビュー時間は約 90 分程度であり、事業所運営と支援実態について、インタビューガイドの面接項目の問い（事業所の概要、運営方針、支援内容、支援体制、支援上の工夫）に対して自由に回答してもらい、半構造化面接法を用いて実施した。

(4) 倫理的配慮について

調査対象者には、所属組織機関及び調査対象者共に、承諾書及び同意書を提示し、本調査の趣旨及び内容、調査データの取り扱いについて書面を提示して説明し、署名による同意を得た。なお本調査の倫理審査については、常磐大学・常磐短期大学研究倫理審査（100109 号）、筑波大学研究倫理審査（第東 2019 - 75 号）、東京通信大学研究倫理審査（東通倫研第 201803

号)の承認を経ている。

(5) 分析方法

インタビューを音声データで保存し、設問項目毎に記述を分類し、調査協力者の発言を整理した。また調査協力者から施設の概要や、近年の利用実績等に関する資料を訪問時に提供された場合もあり、その場合はそのような資料も分析の対象とした。

4. 結果

結果の概要を表2に示す。3か所の事業所については、それぞれ事業所①～③とした。

(1) 施設概要及び利用者

いずれの事業所も NPO 法人運営の B 型事業所であ

る。多機能型あるいは法人内で他の事業所を有している場合 (①、③) と、B 型事業所のみを運営している場合 (②) とがあった。

利用者については、事業所①はアルコール依存症で社会復帰が困難なタイプ、事業所②③については、アルコール依存症と知的障害と重複している利用者や発達障害との重複が疑われる利用者が一定程度いるとのことであった。

(2) 作業内容

作業内容は、洋菓子製造、レストラン、農業などであり、B 型事業所が取り組むものとして一般的な作業種目が採用されていると言える。なお、扱っている作業はそれぞれ特別なものではないものの、一つの事業

表2 聴き取った内容の概要

	事業所①	事業所②	事業所③
施設概要	・NPO法人運営。B型事業所の他、生活訓練も実施(多機能型)。	・NPO法人運営。B型事業所のみ。	・NPO法人運営。B型事業所以外に運営法人内に総合支援法外の自主事業(宿泊施設)も実施。全員がこの入所施設から通所。
利用者	・アルコール依存症者(定員10人)	・アルコール依存症者と他の統合失調症・軽度知的障害者など半々程度(定員20人)、依存症と障害が重複している利用者もいる。	・依存症者の回復施設、アルコール依存や薬物依存を対象としているが、アルコール依存症の利用者が最も多い。中には知的障害や発達障害との重複障害の存在が感じられる利用者もいる。定員20人。
作業内容	・ポストイング、洋菓子の製造販売、商品梱包、外部施設での清掃、その他単発作業	・レストラン(ランチ)、野菜の宅配等。宅配については様々な方法で様々な種類を扱っている。	・農業を取り入れている(白菜、人参、大根、葱など様々)。また法人内の別事業所ではレストランも行っている。
入所経路	・専門病院からの紹介が中心。また生活訓練事業を併設しているため、まずは生活訓練から開始する人がほとんど。	・近隣の様々な依存症者を診ているクリニックから来所。	・県外の自治体(福祉事務所)から紹介されてくる人が多い。
依存症者の特徴に対応した取り組み	・ミーティングの重視。また当事者グループ(断酒会、AA)につなげることも重視。 ・企業就職者(依存症のクローズ就職者)がおり、就職後も関係を継続。	・ミーティングを実施しているが、知的障害との重複等ミーティングに乗りにくい利用者もいる。 ・アルコール依存症者その他の種類の障害者(統合失調症等のある人)と相互作用で、お互いの障害理解が進んでいる。	・地域のミーティングへの参加を促している。 ・家族や友人のための家族会ミーティングも実施。

表 2 聴き取った内容の概要 (つづき)

	事業所①	事業所②	事業所③
工賃向上について	<ul style="list-style-type: none"> ・5000円程度 (2018年度) ・なかなか工賃向上は達成できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかなか工賃向上は達成できていない (8000円程度<2019年度>)。 ・また当事業所では高工賃を期待する場ではない旨、利用者に説明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4000円弱 (2019年度) ・作業 (農業) 自体を指導する人材が不足していると感じている。 ・県の行っている工賃向上コンサルタントなどは多忙もありなかなか活用できない。
施設内でのステップアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・生活訓練 (不安定な状態) からB型事業所へ施設内で移行する人が多い。 ・その過程の中で通所時間が長くなる人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週3日以上 (最初は1日2時間でも) からスタート。 ・少しずつ調子が整い、勤務時間が長くなる人もいる。 	<p>宿泊施設が併設されているため、体力が回復していない人も日中は作業の場にいてもらうようにしている。そのため一定時間以上働けないと利用できない等の利用要件はない。</p>
企業就労への移行	<p>依存症についてクローズにして就職している人もいる。(数は多くはない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症のみの場合はクローズにしての就職、ただし重複している障害 (統合失調症等) の場合は障害者雇用枠での就職。 ・当事業所の次に就労移行事業所につなげるということはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に頼っており、現在の施設生活から抜けられない人がいる。 ・一方で、自分がこれまで持っていたツテなどで日雇いの仕事に就職してしまうケースもある。 ・就職して施設から社会復帰できたというモデルはまだ作れていない。
地域への関わり	<p>元自治体との連携のもと、依存症への啓発を地域で進めるための講演会や事例検討会などの活動にも取り組んでいる。</p>	<p>自立支援協議会の就労部会に参加、精神障害者就労に焦点を当て、企業側も事業所側も複数の団体が連携して利用者の受け入れを試したりするなどして、当該事業所のみで抱え込まない体制を整えた。</p>	<p>施設立ち上げ時に地域の人たち (専門職でない不動産業者や電気業者など) に助けてもらい、つながりを構築。またその関係性をその後も維持。自治体との関係性の構築。</p>

所における作業の種類はいずれの事業所でも豊富に用意されていた。

(3) 入所経路

事業所①②については病院からの紹介による通所開始が多いとのことであったが、事業所③は県外からの福祉事務所からの紹介により (同法人内の宿泊施設への) 入所開始が多いとのことであった。

(4) 依存症者の特徴に対応した取り組み

いずれの事業所でも依存症者の特徴に対応した取り組み、特に B 型事業所内部でのミーティングを開催し利用者に参加してもらうこと、さらに地域の依存症者の当事者活動であるミーティングへの参加が励行されていた。

(5) 工賃向上について

工賃については、いずれの事業所でも全国平均程度の工賃を下回っていた。いずれの事業所においても、工賃向上について意義は認めているものの、その実現に苦慮している様子が窺えた。

(6) 施設内での利用時間の伸長

いずれの事業所でも、利用開始時の依存症の影響が強く残り、また体力不足で体調が整わない時期から、少しずつ B 型事業所の利用時間が長くなっていくという、リハビリテーションの機能をしっかりと有していることが認められた。

(7) 企業就労への移行

事業所②では、知的障害や統合失調症と重複してい

る利用者の場合、障害者雇用枠で就職できている事例があるものの、アルコール依存症ということで障害者手帳を取得して企業に就労したという事例は見られなかった。また依存症であることを非開示にして支援なしで就職している事例はあるとのことであった。事業所①も同様に依存症であることを非開示にして就職している事例もあるものの多くはないとのことであった。事業所③では、生活保護に頼っており、なかなか現在の施設生活から抜けられない人が多いことや、一方で特に依存症であることを非開示にして日雇い労働といった不安定な職業に自己就職してしまい事業所としてフォローアップができない事例もあるとのことであった。

5. 考察

本研究は、存症者を主対象とするB型事業所では、どのような対象者に対し、どのように運営が行われているのか、またどのような成果が出ているのかについて把握することを目的とした。これらの観点に沿って考察を行っていくこととする。

(1) どのような利用者に対するB型事業所なのか

アルコール依存症においては、25歳以降に発症するタイプの他、遺伝的要因の影響等があり依存症の発症年齢が早期(25歳以前)であり社会経験が十分なく、単にアルコールという依存対象を断ち切ることの継続を支援するだけでは支援が十分でないタイプが存在し、このようなタイプを主な対象として、依存対象を断ち切って地域生活を送れるようになった次の回復^{注3)}のステップの場として、B型事業所等の福祉的就労(作業所)の場が重要とされる(佐古, 2016b)。では、本報告の調査対象であったB型事業所では、実際に遺伝的要因の影響が強い依存症利用者は多いと言えるのだろうか。

本研究では利用者に対し個別に詳細なエピソードを聞くなどの調査を行っていない。そのため、遺伝的な要因が強いかどうかの詳細な把握はできなかった。

一方で、事業所①はアルコール依存症ではなかなか社会復帰が困難なタイプ、事業所②③については知的障害と重複している利用者や発達障害との重複が疑われる利用者が一定程度いるとの話があった。これらの

ことから、遺伝的な要因が強いのか判断はできないものの、少なくとも他の障害との重複があるなどとして、これまでの依存症者支援で行われてきたような、当事者活動で他者とのつながりを作り自己洞察を深めることで社会復帰を目指すといった支援のみでは社会復帰が難しい利用者が多く在籍していることが窺われた。またこのようなことが、下記に示す工賃向上や安定した企業就労について、望ましい成果が容易には得られていないことに影響している可能性があることも考えられよう。

(2) どのように運営が行われているのか

(a) 利用開始のきっかけ

利用者の利用開始のきっかけについては、依存症専門病院の関わり(事業所①)や、近隣病院からの紹介(事業所②)といった、医療機関との関わりが比較的強い場合があった。これらのことは依存症の支援において、専門医療との関わりが重要であることから極めて当然であるともいえるが、基本的特徴の一つと言えよう。

また、事業所③では行政の一組織である福祉事務所との関わり(利用に向けた紹介)があるとのことであった。これは事業所③が、依存症者の生活支援・就労支援を行っていることが県外の自治体の福祉事務所から知られているからこそ紹介されているとも言えよう。

そして上記(医療機関及び行政機関から紹介があること)については、依存症者の就労を含めた支援についての専門的サービスを提供しているというこれまでの実績があるからこそであるともいえる。また、そのような依存症者の特徴を把握したうえで適した就労支援サービスを提供できる施設が、他の障害に比べ少ないという社会的状況もこの状況に影響していると言えるだろう。依存症という疾患の持つ特徴や依存症を取り巻く社会状況が利用開始の契機にも影響を与えているということが言えよう。

(b) 利用開始してからのサービスの特徴

依存症者の支援において、アルコールなど依存対象と関わらなくてもよい機会・環境を提供することが重要である。一方、B型事業所業は、通って人と会ってやり取りをする、一定時間に作業をするなどの生活リズムが確立されるといった特徴を有する。このB型

事業所の持つ基本的特徴は、依存対象を断ち切った生活の構築に寄与していることが指摘できよう。これは B 型事業所が持っている機能としては非常に基本的ではあるが、とても重要な要素であると考えられる。

また、いずれの事業所でも行われている特徴的なサービスとして、事業所内におけるミーティングの実施や当事者グループへの参加促進が挙げられる。ミーティング等において自分自身と依存対象の関係について心理的に振り返ること、また当事者ネットワークへ参加することが促されること、これらを通し依存対象との関係を断った生活の構築が図ろうとしている。そしてそれらにより、「依存対象を断ち切ることの継続」が目指される。

もともと、アルコール依存症者への社会復帰支援では、自己の見つめ直し、自助グループへの関わるということに伝統的に取り組まれてきている。今回の調査の対象となった福祉的な就労支援をメインとする B 型事業所においても、その取り組みが用いられていることが確認された。なお、このような取り組み（依存対象との関係の振り返り、当事者グループへの参加促進）は他の障害種類を主対象とした B 型事業所ではあまり取り組まれることのない、依存症者を主対象とした B 型事業所ならではの取り組みと考えられる。

作業内容については、洋菓子の製造販売・商品梱包・外部施設での清掃（事業所①）、レストラン（事業所②）、農業（事業所③）、となっている。これらの内容を豊中市（2014）による調査と比較してみると、一般的なものであると言える。そのため、作業内容そのものは、特に依存症のある人が利用者であるからといって特別な種目が選択されているわけではないと考えられる。

一方で、それぞれの事業所は利用者数が大きいものではないが（10 人～20 人）、規模に比して多様な作業種に取り組まれていると言えるのではないだろうか。そして、その作業種類が多様であることは一つの特徴である可能性があることが指摘できよう。

（3）B 型事業所サービスによるアウトカム

（a）生活リズムの整備、施設内での利用時間の伸長

いずれの事業所でも、利用開始時の体力不足で体調が整わない時期から少しずつ利用時間が長くなってい

くという、リハビリテーション的機能をしっかりと有していることが認められた。すなわち、既存の支援ではなかなか回復が困難なタイプの依存症者の回復に B 型事業所としてサービスを提供し、結果として利用時間が長くなり B 型事業所の中での作業時間に耐えられるようになるという一定の効果が発揮されていることが確認できたと言えよう。

（b）利用者同士のつながりの構築

生活リズムの整備とともに、利用者同士のつながり・人間関係の構築も B 型事業所の持つ基本的な機能であるが、いずれの事業所でも利用者同士のつながりが形成されているエピソードを聞くことができた。この点は、B 型事業所という場で同じ時間を共有する体験の蓄積ということに加え、施設内でミーティングが開催され、ミーティング自体が重視されているという影響もあるものと考えられる。

（c）工賃向上の難しさ

訪問した B 型事業所は、障害者総合支援法に基づく施設であり、工賃向上についても目は向けられており、他の一般的な B 型事業所同様、あるいはそれ以上に豊富な作業の種類を用意して、利用者の能力を十分に発揮できるような環境を整備しようとしているように見受けられた。

一方で、いずれの事業所でも全国平均程度の工賃を下回っており、工賃向上について意義は認めているものの、その実現に苦慮している様子が窺えた。この理由として、利用者一人一人の「回復」のペースを重視しているため、工賃向上が最優先事項としては捉えられていないこと（最優先事項としてそもそも捉えるべきかということもあろう）や、そのように「回復」を重視した活動（地域でのネットワーク構築も含む）が優先されるため、経営コンサルタントなどを招いて経営改善を図るといったことまで手が回っていないということが可能性として考えられよう。

なお、精神障害者において B 型事業所で工賃向上を目指す志向性と利用者満足や生活困難度の改善とが繋がっていないという報告もある（全国精神障害者地域生活支援協議会，2020）。この点は、依存症者を対象とする B 型事業所でも同様である可能性がある。そのため、依存症者を対象とした B 型事業所でも、

工賃向上のみを優先した運営ではなく、今後も「回復」に力点を置いたサービス提供が行われていくのではないかと考えられる。

(d) 安定的な一般就労へ繋げることの困難さ

いずれの事業所でも依存症がある(あった)ことを開示して、障害者手帳を取得して障害者雇用枠で就職するといった事例は、知的障害や統合失調症を重複する場合(事業所②)を除いて見られなかった。

この要因として、まず障害者手帳をそもそも取得したくない、あるいは取得できない人が少なくないことが挙げられる。そのため、障害者雇いで支援実践が行われてきたような方策(障害者手帳を取得し障害者雇用枠で就職をし、合理的配慮により仕事を遂行しやすくし過度にストレスが発生しないようにする、給与と障害年金を合わせて生活し、長く勤めることを目指す)が使用しづらいことが考えられる^{注4)}。またこのような方策での支援には、仮に依存症患者本人が心理的にこのような支援を受けることを了承したとして障害者手帳の取得が必要となるが、依存症単独ではうつ病などの併発がなければ精神障害保健福祉手帳の取得ができないことを明確に示している自治体も存在する。そのため障害者雇用という方法論に制度上乗りにくい人が多いということが考えられる。

また、依存症のある人の場合、障害年金ではなく生活保護を受給している事例が多く、そのため本調査でも生活保護からの抜け出すことの困難さが語られる場合があった。今後、B型事業所の利用者で依存症のある人の企業就労支援を行っていくためには、これまでの障害者就労支援のノウハウが通用しない面も多々あり、例えば生活保護を受給している人の一般企業への就労の希望や意欲を引き出すためのノウハウの構築が必要となってくる事が考えられる^{注5)}。

一方、事業所③では自分がこれまで持っていたツテなどで日雇いなどの不安定な仕事に就職して(戻って)しまうケースもあることが語られた。これまでじっくりと職業選択や職業生活の維持の方法等、すなわちキャリアについて考えてきた経験が少なく、職業相談をすることもなく職業人生を歩んできた層に対し、どのようなアプローチをすれば有効なのか。こうした点についても障害者就労支援・職業リハビリテーシ

ン分野で十分な知見は蓄積されていない。今後そうした知見を蓄積することは、依存症患者への就労支援を進める上で重要となる事が考えられる。

(e) 地域との関わりの構築

事業所のアウトカムには、利用者に対する直接的援助によるものだけではなく、事業所としての関わりが地域にどのような影響をもたらしたのかといった地域への影響(事業所利用者からすると間接的援助)も含まれるだろう。

事業所①では地元自治体との連携のもと、依存症への啓発を地域で進めるための講演会や事例検討会などの活動にも熱心に取り組んでいる。事業所②では地域における就労支援ネットワークへの参加、事業所③では施設立ち上げ時に構築した地元支援者(非専門職)とのつながりが維持されていた。いずれの事業所でも地域との関係・つながりを構築することが重要と考えられており、また実際にその成果が生み出されていた。このような地域への関わりが行われる要因として、依存症患者への偏見が大きいこと、また地域資源の少なさがあり、その状況を改善するためには、地域への関わりが不可欠かつ切実なものとなっていることが考えられるだろう。

(4) 本研究の限界と今後の課題

今回の報告は事業所3か所の訪問に基づいた報告であり、さらに依存症を主対象とするB型事業所への訪問調査等を行い、依存症患者を主対象とするB型事業所の支援の実態について詳細に分析して、明らかにしていく必要がある。また可能であれば、本調査のような定性的な調査だけではなく、定量的な調査により全国の依存症患者を対象とするB型事業所の実態について明らかにすることも必要であろう。

さらに、本調査は事業所の責任者からのみの聴き取りによるものであり、事業所の利用者からの聴き取りを行っていない。B型事業所に通い、どのような成果が発生したのかという点については、利用者からの話を聴き、当事者の視点から把握することも重要であろう。加えて、どのようにB型事業所への通所をどう意味づけているのか、今後のキャリア等についてどのように捉えているのかを把握することも併せて必要であると考えられる。

6. 結論

本報告は、依存症者を主対象とする B 型事業所において、どのような対象者に対し、どのような運営や支援が行われ、その支援の成果はどのようなものかを明らかにすることを目的とし、3 か所の B 型事業所に対し聞き取り調査を行った。主な結果は以下の通りであった。①対象者には、依存症に加え発達障害などの障害が併存するなど社会復帰がこれまでの依存症者支援のみでは社会復帰が困難な人が含まれる。②利用開始は医療機関や自治体の福祉事務所からのリファールによるものであった。③支援内容としては、通常の B 型事業所の要素に加え施設内でのミーティングや地域の当事者ミーティングへの参加が促進されるといった依存症支援特有の支援方法が含まれる。④地域への関わりが行われていた。⑤生活リズムが整い、利用時間が伸長する、事業所内での人間関係が構築されるといった成果が認められる。⑦工賃向上や企業への就労という面では現在のところ十分な成果は出ていなかった。

今後、依存症者の就労支援をさらに進めるためには、これまでの障害者就労支援の枠組みでは対応されなかった要因（障害者手帳取得困難あるいは希望しない、生活保護からの脱却が困難）について取り組んでいく必要があると考えられる。またそもそも、どのような成果（アウトカム）が望ましいのかという問題も含め、依存症者を主対象とする B 型事業所における支援のあり方について検討を続けていく必要があるだろう。

注)

注 1) 厚生労働省：依存症対策、<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789.html>>（アクセス日：2021 年 5 月 7 日）

注 2) 厚生労働省科学研究「アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究」を基にした、(研究代表者：久里浜医療センター 樋口進) アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症 全国医療機関/回復施設リスト <<https://list.kurihama-med.jp/fac/index.html>> では、各種の依存症の回復施設が

掲載され、就労継続支援事業所も含まれている。

注 3) ここで言う「回復」とは、一般的な意味での疾患からの回復だけではなく、精神保健福祉分野で使用されてきた「リカバリー」のことも指していると考えられる。リカバリーとは、行實 (2020) によれば、「長期の隔離収容、服薬による副作用、離職や離婚、社会的偏見、貧困、孤立、ホームレスなどによる疾病や障害によって失ったものを自らの手で取り戻す過程であり、希望、誇りを取り戻すことでその人にとって人生の中で新しい意味と目的を作り出すこと」とされる。

注 4) 入職時や就職後の合理的配慮については、障害者雇用促進法で事業主の提供の義務が規定されている。なお、障害者雇用促進法第 2 条第 1 号では、合理的配慮の対象となる障害者は「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害があるため長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされ、障害者手帳を持たない者を対象から除外していないことに留意されたい。

注 5) この点に関し、高橋・大島 (2011) は生活保護受給者に対し心理・教育アプローチを用いて支援した例を紹介しており、参考になるものと思われる。

文献

- Cloninger, C. R., Sigvardsson, S., & Bohman, M. (1996) Type I and Type II Alcoholism: An Update, *Alcohol health and research world*, 20 (1), 18-23.
- 小杉好弘 (1997) 専門外来治療—離脱治療・リハビリテーション, *日本臨床*, 55, 422-428.
- 厚生労働省 (2012) 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針
- 厚生労働省 (2015) 障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～ <<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000107988.pdf>>（アクセス日：2021 年 5 月 7 日）
- 厚生労働省 (2019) 障害福祉サービスにおける就労支援, 第 5 回 ICT アクセシビリティ確保部会資料 <https://www.soumu.go.jp/main_content/000621668.pdf>

- (アクセス日:2021年5月7日)
- 厚生労働省 (2020) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第15回 資料2 (2020年9月24日) <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000674639.pdf>> (アクセス日:2021年5月7日)
- 大石雅之 (2014) アルコール依存症と就労 (当院における過去の反省とデイケアから就労支援へのシフト), 日本アルコール関連問題学会雑誌, 16 (1), 21-28.
- Oshima, I, Sono, T., Bond, G. R., Nishio, M., & Ito, J. (2014) A randomized controlled trial of individual placement and support in Japan, *Psychiatric Rehabilitation Journal*, 37 (2), 137-143.
- 佐古 恵利子 (2016a) アルコール依存症の就労・生活支援 (地域で暮らす), 日本アルコール関連問題学会雑誌, 16 (1), 29-34.
- 佐古 恵利子 (2016b) ニーズを実現するアルコール作業所の開所, (監) 新しい今日を生きる人びと 依存症からリハビリへ地域福祉の方法と実践, あるほんと文芸房, 199-216.
- 障害者職業総合センター (2014) 精神障害者の職場定着及び支援の状況に関する研究, 調査研究報告書 No.117
- 高橋浩介・大島巖 (2011) 生活保護における心理教育アプローチの有効性とその導入・実施への示唆, 日本社会事業大学研究紀要, 57, 111-133.
- 高山大起・山口竹千代 (1994) 精神障害者のための「病院一体型大規模職親制度」の職業リハビリテーションとしての意義, 職業リハビリテーション, 7, 33-40.
- 豊中市 (2014) 就労系福祉サービスに関する実態把握と課題に関する全体的調査, 厚生労働省 2013 (平成25) 年度障害者総合福祉推進事業 <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000067292.html>>
- 若林 真衣子 (2016) アルコール依存症者の回復過程における自己意識の変化について, 保健福祉学研究 (東北文化学園大学), 14, 27-35.
- 行實志都子 (2020) リハビリ, (監) 日本職業リハビリテーション学会 (編) 職リハ用語集編集委員会 障害者雇用・就労支援のキーワード 職業リハビリテーション用語集, やどかり出版, 34-35.
- 吉野敏博 (2020) 就労継続支援B型, (監) 日本職業リハビリテーション学会 (編) 職リハ用語集編集委員会 障害者雇用・就労支援のキーワード 職業リハビリテーション用語集, やどかり出版, 78-79.
- 全国精神障害者地域生活支援協議会 (2020) 精神障害者における就労継続支援B型事業実態調査報告書

謝辞

本研究にご協力いただいた事業所の方々に感謝申し上げます。本研究は厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業 19GC1006 及び JSPS 科研費 JP18K02140 の助成を受けたものである。

幼児向け語りの構想における基本的要素

渡邊 洋子 (常磐大学人間科学部)

The basic elements of telling a story to children in Kindergarten

Yoko WATANABE (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

When teachers want to tell a story to children in Kindergarten, they sometimes use typical stories such as "Momotaro" or "Naita Akaoni". Other times they may want to tell original stories or arranged stories to children. To do this in an enjoyable and imaginable way, they have to rewrite the contents of the stories.

In this report we take basic elements for consideration using the stories "Yama no Sekurabe" and "Hito wo kuwanaku natta Oni". These stories have some arranged stories to children. So we compare these stories, then we can find the basic elements when we write original stories or rewrite the stories.

The basic elements, 20 contents are found from the texts. In this report, we think about these elements.

1. はじめに

幼児に向け、「素話」、「パネルシアター」、「エプロンシアター」、「劇」等を行う機会は多い。その際、既に完成された作品をそのまま使用する場合もあるが、オリジナル作品を創作したい、既にある作品であっても目の前にいる幼児向けにアレンジを加えたいと感じる指導者もいるだろう。オリジナル作品やアレンジした作品を創作し幼児向けに語る場合、あらすじや登場人物を決め、内容にふさわしい歌をどの場面に取り入れるか等を決め、物語を書き始める。その文章で、どのような要素が組み込まれていたら、幼児が楽しめる作品になるのか、豊かな「言語」環境の一役を担える文章となるのか、本稿ではその基本的要素を考えてい

きたい。

幼児が楽しみ、しかも豊かな言語環境を提供できる絵本の読み聞かせや紙芝居などから幼稚園教諭を目指す学生たちが学ぶことは多い。さらに、既成の作品を扱うばかりではなく、オリジナルで作品を創作したり、アレンジしたりしながら、幼児に合わせたお話づくりを経験することで身に付けられる力は計り知れない。「保育内容指導法(言葉)」において、地域に伝えられている昔話を題材にし、学生自身が幼児向けに作品をアレンジする学修を取り入れている。幼児と向き合い教育活動を行う際、その力が発揮されることは、幼児に向け、豊かな言語環境を整える第一歩となると考えるからである。

絵本の中には、言葉と読み手が一体となりやすく、その相乗効果で幼児を惹きつける作品がある。読み聞かせを行っているといった絵本に出会うことがある。リズム感のあるオノマトペの繰り返しに幼児が自然と体を揺らしている。読み手が「おーい！」と声をかければ、幼児が続けて「おーい！」と声をかけてくる。読み聞かせを聞いている幼児が登場人物になりきって感情移入している。そのように幼児にとって親しみやすく、楽しめる文章にするにはどのような工夫が求められるのか。

この学修を進める際、幼児に向けた物語ではどのような文であることが望ましいか、様々な観点から検討している。出版されている絵本等から学ぶことも多いが、絵やストーリー展開の面白さに惹かれ、その作品を支える言葉の選び方、文章の技術、文体などを分析することが難しい。また、文章自体を検討する上でも、作品ごとにそれぞれ工夫が凝らされているため、それぞれの絵本にそれぞれの魅力があり、基本的な要素として取り出すことが難しい。

地域に伝えられている昔話は、伝承の過程で、相手の発達段階に合わせ、様々な年齢層に向けた作品が残されている。オリジナルの作品を、相手の年齢層に合わせるよう噛み砕いて書き換える場合が多いので、書く際どのように工夫したら幼児に楽しんでもらえる文章になるか、内容の面白さが伝わるか、その点に注力されている。

今回は、「山の背比べ」と「人を食わなくなった鬼」を取り上げる。

「山の背比べ」は、地域の昔話として全国に似た種類の話が多く伝えられている作品である。山同士の競い合いという壮大なスケールの物語を、どのように表現したら相手に伝わるか、それぞれの書き手が工夫しているため取り上げている。

「人を食わなくなった鬼」は岡山県の昔話である。短くまとまった作品の中に、語りの工夫がちりばめられている作品となっているため本稿で取り上げている。

まず2で平成29年告示の『幼稚園教育要領』において示されている「言葉」領域の内容、言語環境を考察していく。それをもとに3と4において具体的なテ

キストを用い、基本的要素の検討を進めていきたい。

2. 『幼稚園教育要領』における位置付け

2.1 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

平成29年3月に告示された『幼稚園教育要領』では、第1章総則の第2に「幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が記載されている。その3の(9)では「言葉による伝え合い」として以下の内容が述べられている⁽¹⁾。

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

ここで述べられている「絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け」ることが、この稿の基本的な姿勢として重要になる。豊かな言葉や表現が身に付くようにするために、どのような言葉や表現の入った文章にするのが良いか、その基本的な要素の検討を進めたいからである。

同じく総則第2、3の(10)には、「豊かな感性と表現」に関して以下のように記載されている⁽²⁾。

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付く、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる。

言語環境を整える中で育まれる感性は蓄積され、いずれ表現する喜びや意欲として表出される。言葉に親しみ楽しむことと、表現する喜びを味わうことの運動的、発展的な行き来を踏まえ、この稿を進めて行きたいと考えている。

2.2 「言葉の楽しさや美しさに気付く」

『幼稚園教育要領』、「言葉の獲得に関する領域」「言

業』の内容(7)には「生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く」ことの大切さが述べられている。『幼稚園教育要領解説』では以下のように具体的な言葉とともに説明している⁽³⁾。

言葉はただ単に、意味や内容を伝えるだけのものではない。声として発せられた音声の響きやリズムには、音としての楽しさや美しさがある。

例えば、「ゴロゴロ ゴロゴロ」というように言葉の音を繰り返すリズムの楽しさや「ウントコショ ドッコイショ」というような言葉の音の響きの楽しさなどもある。また「サラサラ サラサラ」というような言葉の音の響きの美しさもある。言葉を覚えていく幼児期は、このような言葉の音がつまみ楽しさや美しさに気付くようになる時期でもある。

幼児は、幼稚園生活において絵本や物語などの話や詩などの言葉を聞く中で、楽しい言葉や美しい言葉に出会うこともある。教師や友達が言葉を楽しそうに使用している場面に出会い、自分でも同じような言い方をし、口ずさむことでその楽しさを共有することもある。また、教師の話す言葉に耳を傾けることにより、言葉の響きや内容に美しさを感じ、改めて言葉の世界の魅力にひかれることもある。(中略)

このように、幼児期においては、幼稚園生活を通して言葉の様々な楽しさや美しさに気付くことが、言葉の感覚を豊かにしていくことにつながるのである。

(中略は渡邊による。)

「ゴロゴロ ゴロゴロ」, 「ウントコショ ドッコイショ」, 「サラサラ サラサラ」など, 「オノマトペ⁽⁴⁾」の具体的な言葉を提示しながら、幼児の感覚を豊かにしていくために、それらの言葉環境がどのような影響を与えていくものであるか示されている。絵本や物語を聞くこと、またさらにオノマトペの響きなどから、幼児は言葉の音のリズム・響きの楽しさや美しさに気付くこと、その重要性が述べられている。

本稿3・4で検討していく内容にオノマトペも関わ

ってくる。幼児がオノマトペに触れることは、言葉の楽しさや美しさに気付く、言語感覚を豊かにする上で大切な機会であることがこの部分からも確認できる。

2.3 「イメージを蓄積すること」

『幼稚園教育要領』, 「言葉の獲得に関する領域「言葉」」の内容(8)には「いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする」ことがあげられている。『幼稚園教育要領解説』では、この項目について以下のように解説されている⁽⁵⁾。

特に、幼児は、初めて出会い、体験したことを言葉でうまく表現できず、それは感覚的なイメージとして蓄積されることが多い。生き生きとした言葉を獲得し、その後の幼児の表現活動を豊かにしていくためには、幼稚園生活はもとより、家庭や地域での様々な生活経験が具体的なイメージとして心の中に豊富に蓄積されていくことが大切であり、体験に裏付けされたものとして言葉を理解していくことが大切である。

このような心に蓄積された具体的なイメージは、それに関連する情景やものなどに出会ったとき、刺激を受け、生き生きと想起され、よみがえってくることもある。(中略)

このように蓄積されたイメージをその意味する背景や情景などを理解した上で、徐々に言葉として表現することが、言葉の豊かさにつながっていくのである。つまり、幼児のイメージの豊かさは、言葉の豊かさにつながっていくことになるのである。

(中略は渡邊による。)

ここで述べられている内容は本稿に直接関わる重要な内容となっている。以下、指摘されている内容を確認して行きたい。

①幼児が「体験したこと」は「感覚的なイメージとして蓄積される」こと。幼児が体験していることは、直接表出されず、また大人が問いかけても、まだ幼く言葉にすることが出来ないで理解しているかどうか判断することが難しいため、どのように幼児に影響し

ているか確認できないこともある。しかし、これまでの研究の積み重ねにより、体験したことは「感覚的なイメージとして蓄積され」ていくことが明らかとなっていることがこの部分から窺える。この指摘は、教育の方向性を考える上で重要である。

②「生き生きとした言葉を獲得し、その後の幼児の表現活動を豊かにしていくためには」「様々な生活経験が具体的なイメージとして心の中に豊富に蓄積されていくことが大切」であると述べられている。幼児の中に蓄積されるイメージは、漠然としたものや抽象的な状態としてではなく、「具体的なイメージ」として「心の中に豊富に蓄積」されていくことが大切である。なぜなら、それが、単なる「言葉の獲得」ではなく、「生き生きとした言葉の獲得」に繋がり、「その後の幼児の表現活動を豊かにしていく」ことに直結していくからであるとの指摘である。次の③との関わりで重視したい事柄である。

③「体験に裏付けされたものとして言葉を理解していくことが大切」であることが述べられている。言葉一つ一つには色や味わいがある。「くやしかった」という一言には、けんかをして、どうしても相手に譲れない苦しい思いをわかってもらえず「悔しかった」という「体験に裏付けされた」痛みを伴う強い思いが込められているかもしれない。言葉一言一言には、伝える側のそういった喜怒哀楽や伝えたい内容の細やかな陰りや喜びが、相手にわかってほしいという思いとともに込められている。大人になって難しい言葉を駆使する言葉の使い手となった折もこの基本は変わらない。言葉に思いを込めたり、また、言葉に込められている思いを受け止めるという意味では、大人への要求は、子ども時代よりさらに高くなるといっても良い。その言葉に含まれる苦しみや辛さ、限りない喜びが、血や肉のように自分の一部として醸成され、体験や経験に裏打ちされたその人の人生の重みをもって語られる言葉として発することができる、そういった言葉の使い手になることが要求される。また、受け取る側の理解も同様である。ここで指摘されている③は、具体と抽象、自分自身の生活実感と世の中で使われている言葉とが密接につながり合い、概念を表すような抽象的な言葉であっても、実感のこもった言葉としてやり

とりできる使い手になれるかどうかの大切な第一歩となる。特に、これからの幼児は、例えば、情報があふれる中で本質を直感で見抜くことや、AIの話す言葉を、その背後に隠されたシステムに思いを馳せて不足を補いながら受け止めること、実感とは乖離した言葉が飛び交う社会に振り回されず、主体的に生き抜いていくことが要求されるであろう。知識としての大量の情報はAIが処理してくれるとなれば、難しい抽象的な言葉を駆使し、よどみなく話すことが上手な話者であること以上に、なぜその方法を選択するのか、なぜその決断に至ったのかなど、言葉一語一語に込められた思慮の奥深さが多くの聞き手の心を揺さぶる、心に響く言葉の使い手になることが望まれるのではないだろうか。また、そういった姿勢や指向は幼児が将来「言葉の豊かさ」を獲得していく基本になると考える。

④「心に蓄積された具体的なイメージは、それに関連する情景やものなどに出会ったとき、刺激を受け、生き生きと想起され、よみがえってくることがある」。幼児が将来言葉の使い手となったとき、それまで蓄積されてきた感覚的なイメージが「生き生きと想起されよみがえってくる」状況が述べられている。これまでの研究の積み重ねの中で発見されているこれらの状況を受け止め、今後の教育に生かしていくことが重要であろう。

⑤「蓄積されたイメージをその意味する背景や情景などを理解した上で、徐々に言葉として表現することが、言葉の豊かさにつながっていく」。③とも関わる部分である。「蓄積されたイメージ」が、繰り返される場面の中で成長とともに醸成され、「その意味する背景や情景などを理解した上で、徐々に言葉として表現する」経過を、この部分は伝えている。また、そのような肉付けされた言葉としての表現が「言葉の豊かさにつながっていく」ことが明確に述べられていることに着目したい。

⑥「幼児のイメージの豊かさは、言葉の豊かさにつながっていく」。幼児の頭や感覚、体の中で起こっている「イメージ」の「蓄積」を念頭に置かず、幼児がすぐに語り始めないから、もしくは舌足らずな言葉で語っているからと、幼児からの表出の部分にのみ意識をおいて幼児の言語環境を整えようとすると、「言葉

の豊かさ」を勘違いしたまま教育している場合があることがここから理解できる。示唆に富んだ指摘である。幼児の「蓄積されたイメージ」の豊かさは、そのまま「言葉の豊かさにつながっていく」ことを教育者は常に意識して言語環境の充実に努めていきたい。

2.4 「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」

『幼稚園教育要領』、「言葉の獲得に関する領域「言葉」」の内容(9)では「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」項目が示されている。絵本の読み聞かせや物語に親しむ環境づくりに関して、『幼稚園教育要領解説』では以下のように述べられている⁽⁶⁾。

教師や友達と共に様々な絵本や物語、紙芝居などに親しむ中で、幼児は新たな世界に興味や関心を広げていく。絵本や物語、紙芝居などを読み聞かせることは、現実には自分の生活している世界しか知らない幼児にとって、様々なことを想像する楽しみと出会うことになる。登場人物になりきることなどにより、自分の未知の世界に出会うことができ、想像上の世界に思いを巡らすこともできる。このような過程で、なぜ、どうしてという不思議さを感じたり、わくわく、どきどきして驚いたり、感動したりする。また、悲しみや悔しさなど様々な気持ちに触れ、他人の痛みや思いを知る機会にもなる。このように、幼児期においては、絵本や物語の世界に浸る体験が大切なのである。

ここでは、幼児期になぜ絵本や物語の世界に浸ることが大切なのか、丁寧に示されている。

2.5 「言葉が豊かになるようにすること」

『幼稚園教育要領』、「言葉の獲得に関する領域「言葉」」の「内容の取り扱い」(4)には「言葉が豊かになる」ようにすることがあげられている。『幼稚園教育要領解説』では、この項目について以下のように解説されている⁽⁷⁾。

例えば、雨が降っている様子を表すときに「雨が降っている」と言うだけではなく、「雨がしとしと降っている」「今日は土砂降りだね」と雨の降り方を表す言葉を一言付け加えると、その様子をより細やかに表現することができる。そのような表現に出会うと、幼児は「雨が降る」にも、いろいろな言葉があることを感じるができる。

また、絵本や物語、紙芝居の読み聞かせなどを通して、お話の世界を楽しみつつ、いろいろな言葉に親しめるようにすることも重要である。特に語り継がれている作品は、美しい言葉や韻を踏んだ言い回しなど幼児に出会わせたい言葉が使われていることが多い。繰り返しの言葉が出てきて、友達と一緒に声を出して楽しめるものもある。お話の世界を通していろいろな言葉と出会い親しむ中で、自然に言葉を獲得していく。言葉を獲得する時期である幼児期にこそ、絵本や物語、紙芝居などを通して、美しい言葉に触れ、豊かな表現や想像する楽しさを味わうようにしたい。

本稿3・4で考察する物語づくりの過程で参考になる部分である。「言葉が豊かになる」ために、どのようなことに配慮していくと良いのか、ここに示されているのは「雨が降っている」というだけではなく、「雨がしとしと降っている」や「土砂降りだね」など、降り方を表す言葉を加えて細やかに表現していく具体例である。また、語り継がれている作品は「美しい言葉や韻を踏んだ言い回しなど幼児に出会わせたい言葉が使われていることが多い」という点も述べられている。

以上のことを踏まえ、3・4の検討を進めていきたい。

3. 幼児向け語りの構想における基本的要素の検討ー「山の背比べ」・「山の背くらべ」・「富士山と八ヶ岳の背くらべ」

日本の民話に「山の背くらべ」というお話がある。1のはじめにでも述べたとおり、全国に類似の話が多く残されている作品の一つである。ここでは、その中

から、富士山と八ヶ岳が背くらべをしたという話を取
り上げている。

3.1 「山の背比べ」『郡内の民話』文・内藤恭義 なま よみ出版

検討を進めるため、まずは『郡内の民話』に掲載さ
れている話を以下に取り上げる⁽⁸⁾。

山の背比べ

①天地創造の神が、家来の②女神浅間さんに向
かって③「日本中の山が見渡せるような高い山を
造れ」と④富士山を造ることを命じ、⑤男神権現
さんに向かっては⑥「日本のまん中らしく、日本
中の山を率^{ひき}いていけるような大きな山を造れ」と
⑦八ヶ岳を造ることを命じた。

⑧やがて二人の神様が造った山は、⑨どちらが
高いともいえない大きな山になった。こうなる
と、⑩どちらが高いか神様だって自慢したくなる
ものである。⑪やがて双方⑫自分の方が高いとけ
んかを始めた。⑬お互いに噴火を繰り返して相手
をおどしながら少しづつ高くなった。⑭おかげで
溶岩が流れ出し、富士は猿橋まで溶岩流で桂谷が
埋まり、八ヶ岳は葎崎まで七里岩の台地が造られ
た。

⑮このままではあたり一面焼け野が原となり、
ほかの山まで埋まってしまうので、⑯山々の神様
が相談して、⑰神様同士のけんかの仲裁は仏様に
限ると⑱阿弥陀様に仲裁を頼んだ。

阿弥陀様は両方の神様に⑲「あした高さを測っ
て高かった方が日本一。朝日が差すまでに高さ比
べをやめなさい」と命じた。

⑳双方の神様は一晩中噴火を続けて土を積もら
せ、夜明けとともに噴火をやめた。㉑いままでは
お互いに相手の方が高いと判ると噴火していたの
で、その度に、どちらかが高くなったのはあたり
まえ。㉒今度は同時に噴火比べするのだから㉓
12時間もすればかなり差がつくだらうとたかを
括っていた阿弥陀様であったが、㉔朝起きてみて
驚いた。㉕甲府盆地の中央に立ってみても、御坂

峠のてっぺんからみても、富士山へ駆け登ってみ
ても八ヶ岳へ駆け登ってみてもどうにも高さがわ
らないのである。裁定役を請けた以上裁定は下さ
ねばならぬ。止むなく阿弥陀さんはちょっと苦勞
したがこれは㉖水盛りの方法しかないと判断し㉗
脇侍の観音勢至に㉘手伝ってもらって長い長い樋
を作り苦心して両方の山の頂上から頂上へと樋を
渡し、㉙真ん中へ水を注いでみると、㉚水は富士
山の方へと流れていった。勝負は判然とした。

ところが㉛富士の女神は、夫のニニギノミコト
に身の潔白を証明するために、燃えさかる火の中
に入って子を産んだくらいの気性の強い神様であ
ったので、㉜負けた悔しさに我慢がならず、㉝う
つぶん晴らしに阿弥陀様のかけた樋を振り上げ、
八ヶ岳の頭を思い切りめちやくちやに、自分より
低くなるまでたたいたのである。

㉞八ヶ岳のてっぺんは土が飛び散り、でこぼこ
にへこんで、八つの峰にわかれてしまった。㉟八
ヶ岳はすっかりしょげかえってしまって、その後
噴火することはなかったが、㊱富士山の方はそれ
でもまだ気が収まらず、しばしば噴火を繰り返
していたが、㊲宝永四（一七〇七）年の噴火 ㊳を
最後に、㊴どうやら気持ち収まったようであ
る。㊵いまではチャッカーと平和のシンボルとな
っている。

（ルビは編著者 内藤恭義による。）

（挿絵（鈴木茂治）は紙面の都合により割愛した。）

（丸数字と傍線、ルビ「ママ」は渡邊による。）

小学校高学年以上向けの作品である。幼児向けでは
ないので言葉は難しい。しかし、この作品から学べる
ことは多い。地域の伝承として、文化、地名、富士山
や八ヶ岳の噴火の歴史等、数え切れないほどの知恵に
富んだ民話となっている。本稿は、幼児向け作品とし
て、どれが最もふさわしいかを検討するものではなく、
それぞれの作品から、幼児向けの作品を書く際
に取り入れると効果的な基本的要素を取り出すことにあ
る。その観点に立って、以下、検討を進めていき
たい。

(1) 固有名詞〈地名・人名〉・名詞〈数詞・その他の名詞〉の活用

①天地創造の神、②女神浅間さん、④富士山を造る、⑤男神権現さん、⑦八ヶ岳を造る、⑬おかげで溶岩が流れ出し、富士は猿橋まで溶岩流で桂谷が埋まり、八ヶ岳は韭崎まで七里岩の台地が造られた、⑮山々の神様、⑰阿弥陀様、⑳12時間、㉑甲府盆地の中央に立ってみても、御坂峠のてっぺんからみても、富士山へ駆け上ってみても八ヶ岳へ駆け上ってみてもどうにも高さが変わらないのである、㉓水盛りの方法、㉔脇侍の観音勢至、㉖宝永四(一七〇七)年の噴火

上記の固有名詞や名詞から、この作品を面白く読む年齢範囲が見えてくる。その考え方を裏返すと、幼児に向けた作品では、使われる固有名詞や名詞は、年齢に合わせ、必要性、楽しめる範囲、また、名前に触れて親しめる範囲に押さえることの有効性が見えてくる。物語の中で固有名詞やそれに類する言葉を限定的に取り上げることで、登場人物が誰であるか、場所がどこであるか等を明確にし、聞き手に印象づけることが可能となる。

数詞は本来、明確に内容を伝えるための表現であるが、その数字の意味する内容が受け取れる年齢であることを要求する言葉でもある。幼児に向けては、想像できるものを使った置き換えの表現が多く見られる。

(2) 「会話」表現

③「日本中の山が見渡せるような高い山を造れ」、⑥「日本のまん中らしく、日本中の山を率いていけるような大きな山を造れ」、⑱「あした高さを測って高かった方が日本一。朝日が差すまでに高さ比べをやめなさい」

「会話」は、表現そのものが描かれるため、最も具体的な描き方であるとされる。語り手による説明や解説より、話し言葉のままが表される「会話」部分は、幼児にとっても伝達力の高い表現となる。「会話」は説明部分より聞き手に伝わりやすいが、「会話」の内容の難易に左右されることは言うまでもない。その「会話」が、どの程度の年齢層を想定してやりとりされているか、その部分も重要である。

(3) 比喩表現〈直喩・隠喩⁽⁹⁾〉

③「日本中の山が見渡せるような高い山を造れ」、⑥「日本のまん中らしく、日本中の山を率いていけるような大きな山を造れ」

生活実感のある言葉に喩えて表現することで、自分のことに置き換えられ、山への命令であるが身近に感じる効果が生まれている。幼児は特に、理解できる言葉が少ない中で、説明や解説を増やすより、生活実感の伴う身近に感じる言葉で端的に喩えることにより、より伝わりやすくなる。

(4) 擬人法の活用⁽¹⁰⁾

「山の背比べ」という題名を含め作品全体に擬人法が使われている。それにより、富士山と八ヶ岳、女神浅間さんと男神権現さんが身近な存在として認識できるよう、工夫されている。この作品は上記(1)「固有名詞・名詞」で見えてきたように難しい言葉が多用されているが、富士山と八ヶ岳が背比べをしたという人の行動に喩える着想自体が作品を成り立たせている大きな魅力となっている。

(5) 対句表現

③「日本中の山が見渡せるような高い山を造れ」、⑥「日本のまん中らしく、日本中の山を率いていけるような大きな山を造れ」、⑳甲府盆地の中央に立ってみても、御坂峠のてっぺんからみても、富士山へ駆け上ってみても八ヶ岳へ駆け上ってみてもどうにも高さが変わらないのである

「日本中の山が見渡せるような高い山を造れ」「日本中の山を率いていけるような大きな山を造れ」という対句での比較は、この二つの山のけんかの元となる大事な命令となっている。対句になっていることで、端的に比較しやすい表現となっている。

「甲府盆地の中央に立ってみても、御坂峠のてっぺんからみても、富士山へ駆け上ってみても八ヶ岳へ駆け上ってみても」という繰り返しの対句表現は、リズムカルで、様々な場所へ行って、比較して、なんとか優劣をつけようとする様子が伝わってくる表現となっている。

幼児向けにも、生活実感のある言葉での対句表現を

取り入れることで、楽しみながら想像を膨らませる表現と考えられる。

(6) イメージしやすい表現⁽¹¹⁾

⑨どちらが高いともいえない大きな山になった、⑪自分の方が高いとけんかを始めた、⑫お互いに噴火を繰り返して相手をおどしながら少しずつ高くなった、⑭このままではあたり一面焼け野が原となり、他の山まで埋まってしまう、⑰双方の神様は一晩中噴火を続けて土を積もらせ、夜明けとともに噴火をやめた、⑲甲府盆地の中央に立ってみても、御坂峠のてっぺんからみても、富士山へ駆け上ってみても八ヶ岳へ駆け上ってみてもどうにも高さが変わらないのである、⑳手伝わってもらって長い長い樋を作り苦心して両方の山の頂上から頂上へと樋を渡し、㉒真ん中へ水を注いでみると、㉔水は富士山の方へと流れていった、㉖うつぶん晴らしに阿弥陀様のかけた樋を振り上げ、八ヶ岳の頭を思い切りめちゃくちゃに、自分より低くなるまでたたいたのである、㉘八ヶ岳のてっぺんは土が飛び散り、でこぼこにへこんで、八つの峰にわかれてしまった

いずれも映像が目にかぶような表現となっている。

⑪の場合、「やがてけんかを始めた。」と書いてしまいがちだが、「やがて双方自分の方が高いとけんかを始めた。」と「自分の方が高い」という言葉を入れることにより、山同士が背伸びをして競い合っている姿が思い浮かぶ。同様に、⑨「どちらが高いともいえない」、⑫では、「相手をおどしながら少しずつ」、⑭「あたり一面焼け野が原となり、他の山まで埋まってしまう」、⑰「一晩中噴火を続けて土を積もらせ、夜明けとともに噴火をやめた」、⑲「甲府盆地の中央に立ってみても、御坂峠のてっぺんからみても、富士山へ駆け上ってみても八ヶ岳へ駆け上ってみても」、⑳「手伝わってもらって長い長い樋を作り苦心して両方の山の頂上から頂上へと」、㉒「真ん中へ」、㉔「の方へと流れていった」、㉖「うつぶん晴らしに」、㉘「振り上げ、八ヶ岳の頭を思い切りめちゃくちゃに、自分より低くなるまで」、㉘「てっぺんは土が飛び散り、でこぼこにへこんで」といった表現を入れることで、よりイ

メージしやすい表現となっている。物語を書いている際、この枝葉とも思える表現を入れて良いものか迷うことが多い。思いついて書き込んでいたとしても、推敲の折、不要な言葉として削除してしまう場合が多く見られる。なぜ削除したかを問うと、多くの場合、話の流れに必要なのはあらずに即した説明であり、それ以外の表現は余計なものだからという返答が戻ってくる。話の筋からは不必要であり、削らなくては行けないという認識が働きやすいのではないかと感じる。あらずに沿って説明中心に書いている場合は、面白みが生まれにくいことに気付く。では、あらずに膨らます際、どう膨らませれば良いのかという課題にぶつかるが、そこに困難を感じる人が多い。(5)は、その課題へのヒントが具体的な形で示されている。

2.5の「言葉が豊かになるようにすること」で示された内容と直接つながる部分である。

(7) 時間の経過を表す表現

⑧やがて、⑱あした、朝日が差すまでに、⑲一晩中、夜明けとともに、㉑いままでは、㉑今度は、㉒12時間、㉓朝起きてみて、㉔その後、㉖宝永四(一七〇七)年の噴火、㉗を最後に、㉘いまでは

幼児向けの場合、作品を文字で確認することは難しく、読み聞かせなど口頭で伝える場合が多い。その際、時間の経過のわかる言葉が、物語の進行、ものの順序を伝える基本的な要素になる。また、社会生活を営む上で欠かせない言葉として、その後の生活に反映されることが期待される表現である。

(8) 人柄・性格の伝わる表現

⑨どちらが高いか神様だって自慢したくなる、⑫お互いに噴火を繰り返して相手をおどしながら少しずつ高くなった、㉑富士の女神は、夫のニニギノミコトに身の潔白を証明するために、燃えさかる火の中に入って子を産んだくらいの気性の強い神様、㉑負けた悔しさに我慢がならず、㉖うつぶん晴らしに阿弥陀様のかけた樋を振り上げ、八ヶ岳の頭を思い切りめちゃくちゃに、自分より低くなるまでたたいた、㉘八ヶ岳はすっかりしょげかえってしまっていて、その後噴火することはなかった、㉘富士山の方はそれでもまだ気が収まら

ず、しばしば噴火を繰り返していた

登場人物の人物や性格は、その作品の魅力ともなる。物語を書く際、誰を登場させるか、登場人物は考えるが、どんな人物か、どのような性格か人物像を決めずに書き始め、人間模様が描けない課題にぶつかることが多い。この作品のように、山の話でありながら、山同士が背比べをし、負けた側が悔しがるという擬人化された作品から学ぶことは多い。

幼児向けにも、成長に合わせ、性格をまとった人物を登場させることで、物語の中に入りやすくなる。

(9) 伝統文化・歴史に関する表現の工夫

①天地創造の神、②女神浅間さん、⑤男神権現さん、⑬おかげで溶岩が流れ出し、富士は猿橋まで溶岩流で桂谷が埋まり、八ヶ岳は斐崎まで七里岩の台地が造られた、⑮山々の神様、⑯神様同士のけんかの仲裁は仏様に限る、⑰阿弥陀様、⑱甲府盆地の中央に立っていても、御坂峠のつべんからみても、富士山へ駆け上ってみても八ヶ岳へ駆け上ってみても、⑳水盛りの方法、㉑脇侍の観音勢至、㉒宝永四(一七〇七)年の噴火

例えば、②の「女神浅間さん」であれば、「浅間神社には活火山である富士山のご神体コノハナサクヤヒメという女神がまつられており、地元では「浅間さん」として親しまれているが」などの言い方も可能である。しかし、この作品では、短い表現で、親しみやすさを感じられるように「さん」付けの工夫を施しながら、しかも女の神様であることがわかるよう「女神浅間さん」と表記している。また、それは⑤の「男神権現さん」と好対照である。6文字の短い中に情報がたくさん詰まっている。提示の仕方によっては作品の印象が難しくなり、積極的に触れたり読んだりすることを敬遠してしまいがちな部分であるが、一つ一つ表現を工夫している点から学びたい。

3.2 「山の背くらべ」〔北巨摩郡〕

これは『新版 日本の民話 17 甲斐の民話』に掲載されている「山の背くらべ」という作品である⁽¹²⁾。

「山の背くらべ」〔北巨摩郡〕

①八ヶ岳は②昔は、③富士山よりも高かった④ということでした。

⑤あるとき⑥富士山の女神の浅間様と、⑦八ヶ岳の男神の権現様とが、高さの争いを始めました。

⑧「おれの方がお前よりずっと高えぞ。」

⑨八ヶ岳の男神が主張しますと、富士山の女神もなかなか負けてはいません。

⑩「何を証拠にそういうでえ。いんえ、私の方が高えさ。」

⑪二人がいくら争っていてもきりがありません。

⑫「自分で自分のことはわからぬもんだから、そんじゃあ、お他人に見てもらわざあ。」

ということになって、二人は⑬阿弥陀如来のところへ行って仲裁を頼みました。

⑭「それは困った事だ。それじゃあ一つ、こういことにしざあ。おれはお前たちの頭から頭へ桶をかけて、水を流し込んで見る。水は正直だから、低い方へ流れて行くにきまっている。そうすると水の流れて行った方が負けだぞ。」

⑮如来様は⑯苦心の末、八ヶ岳の頂上から富士山の頂上へ、⑰どうにか桶をかけ渡しました。そうして⑱桶に水を流しこんでみると、それは富士山の方へ流れて行きました。

⑲「気の毒だが、女神、お前の方が低いぞ。さあ、喧嘩はやめた、やめた。」

⑳如来様がこう言い渡したので、この争いは富士山の負けときまりました。けれども、㉑女でこそあれ、気の強い女神はくやしくてなりません。そこで㉒すきをうかがって、太い棒で八ヶ岳の頭を、力まかせにガンとたたきました。すると頭が㉓グシャリッと㉔八つに割れて、㉕今のように㉖硫黄岳、横岳、阿弥陀岳、赤岳、権現岳、旭岳、西岳、編笠山の八つの峰ができました。

㉗それ以来、この山を八ヶ岳と呼ぶようになり、また八ヶ岳は富士山よりも、㉘割れた頭の分

だけ低くなったのだ④ということです。

はなし 北巨摩郡白州町 中山弘
「口碑伝説集」所収
(ルビは編者 中山弘による。)
(丸数字と傍線は渡邊による。)

(1) 固有名詞〈地名・人名〉・名詞〈数詞・その他の名詞〉の活用

①八ガ岳, ③富士山, ⑥富士山の女神の浅間様, ⑦八ガ岳の男神の権現様, ⑬阿弥陀如来, ⑮如来様, ⑰黄岳, 横岳, 阿弥陀岳, 赤岳, 権現岳, 旭岳, 西岳, 編笠山

この作品も固有名詞が取り入れられているが、3.1と比較すると、数詞は使われておらず、固有名詞も控えめとなっている。ルビからも、想定している読者年齢が窺える。この作品を読み味わいつつ地域への興味を喚起できるよう、作者が必要と感じる必要最小限の固有名詞に限定している。作品に取り入れる固有名詞や名詞が理解できるか、興味がわくかは、読み手や聞き手の年齢に直接影響する一つの要素となることが3.1との比較からも確認できる。

(2) 「会話」表現

⑧「おれの方がお前よりずっと高えぞ。」, ⑩「何を証拠にそういうでえ。いんえ、私の方が高えさ。」, ⑫「自分で自分のことはわからぬもんだから、そんなあ、お他人に見てもらわざあ。」, ⑭「それは困った事だ。それじゃあ一つ、こういうことにしざあ。おれはお前たちの頭から頭へ樋をかけて、水を流し込んで見る。水は正直だからな、低い方へ流れて行くにきまっている。そうすると水の流れて行った方が負けだぞ。」, ⑰「気の毒だが、女神、お前の方が低いぞ。さあ、喧嘩はやめた、やめた。」

3.1では、天地創造の神の言葉や阿弥陀様の声が会話として語られており、命令口調で威厳があり、上から響き渡ってくる様な効果もたらされていた。また、富士山と八ヶ岳は直接会話がなく無言で噴火を続けている描き方がされているため、口も聞かず、相手より少しでも高くなろうと競り合う激しさが伝わってくる。あえて、直接喧嘩をしている当事者同士の会話

を出さないことにより、激しい噴火の競い合いが伝わってくるという工夫がなされている。

3.2は八ヶ岳や富士山が方言を使って直接会話している仕立てになっていることから、富士山や八ヶ岳に親しみが持ちやすい工夫がなされている。また、阿弥陀様も方言を使いながら仲裁することで、親しみの持てる人物像が思い浮かぶ工夫がなされている。誰のどのような「会話」をどのような表現で描くかによって対象として想定している年齢の違いが明らかとなる。

(3) 「会話」の前後に描かれる話者への説明

⑨八ガ岳の男神が主張しますと、富士山の女神もなかなか負けてはいません, ⑪二人がいくら争っていても
きりがありません, ⑲如来様がこう言い渡したので

八ヶ岳の「主張」という言葉によって、例えば筋を通すことを大切にするような、社会的な立場で男神八ヶ岳が自分の意志を伝えようとしていることが窺える。富士山の「なかなか負けていません」という言葉からは、負けん気の強さで感情的にそこは譲れないと感じている富士山の気持ちが伝わってくる表現となっている。また、「会話」の前後に、誰の話した言葉かわかるようにすることで、読む場合だけでなく、読み聞かせを聞く場合も想定し、作品を書いていることが伝わってくる。

(4) 擬人法の活用

この作品も3.1同様に、タイトルを含め作品全体が、富士山と八ヶ岳が背くらべをするという擬人法で成り立っている。それにより、火山の噴火や山の成り立ちという壮大な大地の営みが、親しみやすい身近な内容として感じ取れる工夫がされている。

(5) オノマトペ

⑳ガンと, ㉑グシャリッと

この二つのオノマトペは、この作品のクライマックスを背負う大事な表現となっている。他の部分でオノマトペを使わず、この部分に焦点化して取り入れるところに着目したい。それにより、クライマックスの効果を高めている。オノマトペが入っているか否かだけでなく、どのような取り入れ方をしているか学べ

る部分である。

(6) 時間の経過を表す表現

②昔、⑤あるとき、⑤今のように、⑦それ以来

3.1では数詞を使った表現をすることにより、より正確に起こった歴史的な事実を伝えようとしている。それに比べ、こちらの作品は、大まかな時間の経過が伝わる表現となっている。あえて大まかな表現にすることにより、内容に焦点を絞り、何が起こったかに着目できるようになっている。

(7) 程度・状況を表す表現

⑧ずっと、⑨なかなか、⑩苦心の末、⑪どうにか、⑫すきをうかがって、太い棒で、力まかせに、⑭八つに割れて

3.1の(6)でも触れているように、物語を創作する際、ここに挙げる様な言葉は、書きたいストーリーとは直接関係のない枝葉末節に思え、削除してしまう場合がある。しかし、「ずっと」や「なかなか」の一言を入れるだけで、その気持ちの強さが読み手に伝わってくる。「すきをうかがって」、「太い棒で」という言葉も、ここに書かれているのといないのでは女神の人柄を伝える上で印象が異なってくる。特に、「力まかせに」は、この言葉を聞いた途端、目をつむりたくなる様な破壊的な勢いをもたらしている。こういった表現の工夫を作品に取り入れることで、あらすじの説明中心になってしまいやすい物語に、表情がつき、物語の内容に引き込むきっかけをつくる。

(8) イメージしやすい表現

⑮樋に水を流しこんで見ると、それは富士山の方へ流れて行きました、⑯すきをうかがって、太い棒で八ヶ岳の頭を、力まかせにガンとたたきました、⑰割れた頭の方だけ低くなった

状況を描くという意味では、上記(7)の「程度・状況を表す表現」と重なるところもあるが、(7)で取り上げる言葉より長いフレーズで場面を描いている部分を取り出している。説明ではあるが、目に浮かぶような表現になっていて、その場面が思い浮かべやすい工夫がされている。

(9) 人柄・性格の伝わる表現

⑱八ヶ岳の男神が主張しますと、富士山の女神もなかなか負けてはいません、⑳女でこそあれ、気の強い女神はくやしくてなりません、㉑すきをうかがって、太い棒で八ヶ岳の頭を、力まかせにガンとたたきました

八ヶ岳と富士山の背比べは、この二人の性格であれば無理もないことだと感じる様な表現となっている。また、八ヶ岳の男神権現さんは、理路整然としているが、その分、ここまでやられてしまったら気持ちが折れてしまうだろうと、最後には気の毒になる。それは、「女でこそあれ、気の強い女神はくやしくてなりません」や「すきをうかがって、太い棒で八ヶ岳の頭を、力まかせにガンとたたきました」と表現されている富士山に対し、八ヶ岳はたたかれた後の思いが描かれていないために、茫然自失の状況に陥っていることが感じ取れるからである。

あえて説明しないことで伝わる表現があることがここからも明らかとなる。同時に、その面白さを味わう年齢の幅も見えてくる表現である。

(10) 方言

⑳「おれの方がお前よりずっと高えぞ。」、㉑「何を証拠にそういうでえ。いんえ、私の方が高えさ。」、㉒「自分で自分のことはわからぬもんだから、そんなじゃあ、お他人に見てもらわざあ。」、㉓「それは困った事だ。それじゃあ一つ、こういうことにしざあ。おれはお前たちの頭から頭へ樋をかけて、水を流し込んで見ると。水は正直だからな、低い方へ流れて行くにきまっている。そうすると水の流れて行った方が負けだぞ。」

会話を方言にすることにより、登場人物を身近に感じる効果がある。特にこの作品は八ヶ岳と富士山という山が登場人物のため、あえてくれた物言いの方言を使っていることが窺える。また、方言をとおして地域の文化を伝承していく願いが込められていることが伝わってくる。作品によっては、会話だけでなく、地の文も方言にしている場合や、語り手の地の文中心に方言にしている場合もあり、それぞれ設定の面白さを醸し出している。

(11) 伝統文化・歴史に関する表現の工夫

⑥富士山の女神の浅間様、⑦八ヶ岳の男神の権現様、
⑨八ヶ岳の男神、富士山の女神も、⑬阿弥陀如来

山の神様や仏様が登場する作品である。浅間様、権現様という名称も使いながら、できるだけ抵抗感をなくすように、富士山の女神の浅間様、八ヶ岳の男神の権現様と、端的な説明を入れている。この工夫から学ぶことは多い。

(12) 伝聞の表現

④ということです

伝聞の表現を作品の最初と最後に入れることによって、「昔そうということがあったらしい」という、長い時間の経過が伝わる。また、入り口と出口の扉の役割を果たしていることにも気付く。この言葉によって口碑伝説の良さが伝わるとともに、そのスタイルをこの作品でも伝えていく文化伝承の意識が感じ取れる表現となっている。

3.3 「富士山と八ヶ岳の背くらべ」——北巨摩郡——

次に取り上げる作品は『山梨国語教育研究会編 山梨の伝説』に収められた「富士山と八ヶ岳の背くらべ」——北巨摩郡——という物語である⁽¹³⁾。基本的なストーリーは3.2と類似しているが、方言は使われておらず、出来事を確実に読み取れるよう、表現を抑えた語り口となっている。

「富士山と八ヶ岳の背くらべ」——北巨摩郡——

①八ヶ岳は、②むかしは③富士山よりも高かった。

④あるとき、⑤富士山の女神の浅間さまと、⑥八ヶ岳の男神の権現さまとが、⑦どちらが背が高いか争いを始めた。

⑧「わたしのほうが、高い。」

⑨「いや、わたしのほうが高い。」

と、⑩たがいにゆづらなかつた。

そこで、二人の神は、⑪しかたなく⑫阿弥陀如来さまという仏さまに、⑬ちゅうさいをたのむことになった。⑭如来さまもたいへんこまり、

⑮「それは、こまったことだ。⑯うん、それでは、水は正直だから、水で高さを決めよう。わたしはおまえたちの頭から頭へ、といをかけて、水を流しこもう。水は、高いほうから低いほうへ流れるからな。」

富士山の女神も、八ヶ岳の男神もしょうちした。

如来さまは、⑰苦心のすえ、⑱やつと八ヶ岳の頂上から富士山の頂上にといをかけた。⑲やがて、そのといに水を流しこむと、⑳なんと水は富士山の方へ流れていった。

㉑「もう、あらそいはするな。女神、お前のほうが低い。」

と、㉒如来さまに言いわたされ、富士山の負けと決まった。

しかし、㉓女でも気の強い富士山の女神は、㉔負けたくやさしさに八ヶ岳の頭を太い棒でたたいた。すると、㉕八ヶ岳の頭は八つに割れて、今のようになつてしまった。その八つの峰が、㉖現在の㉗編笠山、権現岳、旭岳、西岳、阿弥陀岳、赤岳、横岳、硫黄岳 ㉘だということである。

文・清水 邦雄

(ルビと傍点は清水邦雄による。)

(丸数字と傍線は渡邊による。)

(1) 固有名詞〈地名・人名〉・名詞〈数詞・その他の名詞〉の活用

①八ヶ岳、③富士山、⑤富士山の女神の浅間さま、⑥八ヶ岳の男神の権現さま、⑫阿弥陀如来さまという仏さま、⑯編笠山、権現岳、旭岳、西岳、阿弥陀岳、赤岳、横岳、硫黄岳

可能な限り固有名詞や難しい名詞を排し、小学校低・中学年でも一人で読めるよう、配慮された内容となっている。また、浅間さま・権現さまには、「富士山の女神の」・「八ヶ岳の男神の」と端的な説明を入れ、それだけで理解できるよう工夫されている。3.2と異なるのは、八ヶ岳の峰の順序である。

(2) 「会話」表現

⑧「わたしのほうが、高い。」、⑨「いや、わたしのほうが高い。」、⑩「それは、こまったことだ。⑪うん、それでは、水は正直だから、水で高さを決めよう。わたしはおまえたちの頭から頭へ、といをかけて、水を流しこもう。水は、高いほうから低いほうへ流れるからな。」、⑫「もう、あらそいはするな。女神、お前のほうが低い。」

作品全体をとおして、話の筋が読み手に明確に伝わるよう配慮がなされている。したがって、会話も「わたしのほうが、高い。」「いや、わたしのほうが高い。」と、伝わるぎりぎりまで削ぎ落とした表現となっている。ここから学ぶことは多い。読み手として想定する年齢が低いと、多くの言葉を使わず、たった一言で状況が伝わるよう工夫している。この作品の場合、特に、小学校低学年の児童が一人でこの本を読むことを想定して作品を構成していることが窺える。そのため、あらずじが読み取りやすくなるよう工夫されている。

(3) 「会話」の前後に描かれる話者への説明

⑩たがいにゆずらなかつた、⑭如来さまもたいへんこまり、⑮如来さまに言いわたされ

「たがいにゆずらなかつた」から、浅間さまと権現さまの争いが加熱し、収まらないさまが伝わってくる。そぎ落とした表現であるゆえに、誰の発言が確実に読み取れる。

(4) 擬人法の活用

3.1, 3.2同様、作品全体が擬人法で描かれている作品となっている。

(5) 時間の経過を表す表現

②むかし、④あるとき、⑨やがて、⑮現在の

端的な表現の中に、時間の経過のわかる言葉と出来事が整理されて配してあるため、話の順序を過たず読み取ることができる。

(6) 程度・状況を表す表現

⑪しかたなく、⑬ちゅうさいをたのむことになった、

⑭如来さまもたいへんこまり、⑰苦心のすえ

「ちゅうさい」という言葉は児童には難しい。この言葉を入れずにわかりやすい言葉であらわすか、このまま覚えてほしい重要な言葉として作品に取り入れるか、ずいぶん検討を加えたのではないだろうか。この作品において、固有名詞以外で音読みの熟語は、「ちゅうさい」、「正直」、「苦心」、「頂上」、「現在」の5つの言葉のみである。「ちゅうさい」以外は比較的用慣れた熟語であり、読み仮名も振ってある。「ちゅうさい」は、「ちゅうさいをたのむことになった。」という文の流れから、意味がおぼろげにしかわからなくても、仲立ちをしていることが伝わることを期待したようにも感じる。小学校中学年までに習う漢字以外の漢字に読み仮名をルビでつけているのにもかかわらず、「仲裁」と漢字を使わず、「ちゅうさい」としたところにも配慮が窺える。言葉の取捨選択の過程の見える作品である。

(7) イメージしやすい表現

⑦どちらが背が高いか争いを始めた、⑱やつと八ヶ岳の頂上から富士山の頂上にといをかけた。⑲やがて、そのといに水を流しこむと、⑳なんと水は富士山の方へ流れていった、㉑負けたくやしさに八ヶ岳の頭を太い棒でたたいた、㉒八ヶ岳の頭は八つに割れて、今のようになつた

どのような様子になっているか、イメージしやすい表現になっている。オノマトペは使われていない。3.2と比較することで、作品の特徴や効果が見えやすくなっている。

(8) 人柄・性格の伝わる表現

⑭如来さまもたいへんこまり、⑳女でも気の強い富士山の女神

3.2に比べ、そぎ落とされた表現の中で、「如来さまもたいへんこまり」といれることで、如来さまの優しいお人柄が伝わってくる文となっている。3.2「女でこそあれ、気の強い女神はくやしくてなりません。」に比べ、3.3「女でも気の強い富士山の女神は、負けたくやしさに」ということで、状況を説明する色合い

が強くなっていることに気付く。この二つの作品を読み比べることで、オノマトペの効果、程度や状況を伝える表現、イメージしやすい表現の工夫の仕方が学べる。年齢に応じ、省くところは省くと伝わりやすい。ただ、説明口調でまとめた書き方をするより、程度や状況を入れ、その時の思いをそのまま書くことで読み手や聞き手はその時の状況をイメージしやすい言い方になることが明らかとなる。

(9) 伝統文化・歴史に関する表現の工夫

⑤富士山の女神の浅間さま、⑥八ヶ岳の男神の権現さま、⑫阿弥陀如来さまという仏さま

絞り込んだ表現を使いつつ、読み手に内容が伝わるよう、それぞれ必要最小限の説明をつけていることがここから窺える。

(10) 伝聞の表現

⑳だということである

削ぎ落とした表現でありながら、伝聞で口から口へと語り継がれてきたことを端的に表す言葉を最後に一つだけ入れている。3.2は入り口と出口の役割であったが、3.3では、出口のみを示している。大変参考になる書きぶりである。

4 「人を食わなくなった鬼」(岡山県の民話)

ここで取り上げる作品は岡山県の民話「人を食わなくなった鬼」である⁽¹⁴⁾。

「人を食わなくなった鬼」(岡山県の民話)

①むかしむかし、②あるところに、③とても気の強い男がいました。

④ある日の事、男が山で仕事をしていると⑤突然
⑥おそろしい人食いオニが現れて、男を⑦パクリと飲み込んでしまいました。

でも、⑧気の強い男の人は、⑨少しも恐れりません。

⑩「ほう、これがオニのどか
男が先に進むと、⑪赤い壁に囲まれたところへ出ました。

ふと前を見ると、上から⑫ひもの様な物が三本ぶらさがっています。

⑬「なんだ、これは？」

⑭男は、一本のひもを⑮引っぱってみました。

⑯そのとたんに、オニが大きなクシャミをしたのです。

⑰「は、は、はっ、はくしょん！」

⑱(なるほど、これはクシャミの出るひもだな)

⑲男は、もう一本のひもを⑳引いてみました。

㉑するとオニは、大きな口を開けて、

㉒「わっはっはっは、わっはっはっは」

と、㉓笑い出したのです。

㉔(おもしろくなってきたぞ)

㉕男は、最後のひもを㉖引っぱってみました。

㉗するとさっきまで笑っていたオニが、急に泣き始めたのです。

㉘「うえーん、うえーん」

㉙(これはおもしろい。クシャミのひもに、笑いのひもに、泣きのひもか。・・・もしいっぺんにひもを引っぱったらどうなるだろう?)

㉚男の人は三本のひもを㉛一緒ににぎりしめると、㉜思いっきり引っぱって見ました。

㉝さあ、大変です。

㉞はくしょん!

㉟わっはっはっは。

㊱うえーん、うえーん。

㊲オニはくしゃみをしたり、笑ったり、泣いたりと大騒ぎです。

㊳ですが男は、ひもを引っぱるのをやめません。

㊴オニは苦しくて苦しくて、今にも倒れてしまいそうです。

㊵(さあて、そろそろ出るとするか)

㊶男は三本のひもをはなすと、㊷クシャミのひもを㊸力一杯引っぱりました。

㊹は、は、はっ、はくしょん!

㊺オニはもの凄いクシャミをして、㊻口から男をはき出しました。

㊼男は、苦しそうに涙を流しているオニに言いました。

㊽「やい、オニよ。もう一度飲み込んでみる

か?」

④「ブルブル。とんでもない!」

⑤オニは首をブンブンと横に振ると、⑥あわてて逃げてしまいました。

⑦そんな事があってから、⑧オニはもう二度と人間を食べなくなったという事です。

⑨おしまい

(丸数字と傍線は渡邊による。)

(1) 固有名詞〈地名・人名〉・名詞〈数詞・その他の名詞〉の活用

②あるところに、③とても気の強い男がいました、⑥おそろしい人食いオニ

物語に普遍性を持たせるため、あえて地名を入れず、登場人物も固有名詞ではない「男」「男の人」といった名称にしている。物語の性質によりこの表現方法が選択できると、語りたい内容に直接肉迫できる。

(2) 「会話」表現

⑩「ほう、これがオニののどか」、⑬「なんだ、これは?」、⑰「は、は、はっ、はくしょん!」、⑱「わっはっはっは、わっはっはっは」、⑳「うえーん、うえーん」、㉑「やい、オニよ。もう一度飲み込んでみるか?」、㉒「ブルブル。とんでもない!」

短めの言葉で「会話」が表現されていることも特徴である。気の強い男の姿がその短い言葉から伝わってくる。また、最後にはオニが完全に参ってしまったこともこの会話表現から伝わってくる。

(3) 「会話」の前後に描かれる説明

⑩そのとたんに、オニが大きなクシャミをしたのです、⑱するとオニは、大きな口を開けて、㉑笑い出したのです、㉒するとさっきまで笑っていたオニが、急に泣き始めたのです、㉓さあ、大変です、㉔オニはくしゃみをしたり、笑ったり、泣いたりで大騒ぎです、㉕男は、苦しそうに涙を流しているオニに言いました、㉖オニは首をブンブンと横に振ると

「会話」だけでなく、「会話」の前後の押さえが明確であることがこの物語の特徴となっている。どのような状況で言った誰の言葉なのか逐一わかる。また、単

なる説明でなく、表情豊かな二人の様子が伝わってくる表現となっている。「会話」だけでなく、この部分が幼児の興味をそらせない重要な工夫点となっている。

(4) 比喩表現〈直喩・隠喩〉

⑫ひもの様な物が三本ぶらさがっています

喉の中に垂れ下がっているものを生理学的に正確に説明するのではなく、比喩で表している。どこまで実際の説明をするか、どのように喩えて伝えるかは、実際に幼児向けの文章を書く際、悩む部分である。幼児向けに行われるこの表現の手法は非常に有効である。

(5) 対句表現

⑭男は、一本のひもを⑮引っぱってみました。⑯そのとたんに、オニが大きなクシャミをしたのです。⑰「は、は、はっ、はくしょん!」⑱(なるほど、これはクシャミの出るひもだな)

⑲男は、もう一本のひもを⑳引いてみました。㉑するとオニは、大きな口を開けて、㉒「わっはっはっは、わっはっはっは」と、㉓笑い出したのです。㉔(おもしろくなってきたぞ)

㉕男は、最後のひもを⑲引っぱってみました。㉖するとさっきまで笑っていたオニが、急に泣き始めたのです。㉗「うえーん、うえーん」

㉘男の人は三本のひもを㉙一緒ににぎりしめると、㉚思いっきり引っぱってみました。㉛さあ、大変です㉜はくしょん!㉝わっはっはっは㉞うえーん、うえーん。㉟オニはくしゃみをしたり、笑ったり、泣いたりで大騒ぎです。

㊱男は三本のひもをはなすと、㊲クシャミのひもを㊳力一杯引っぱりました。㊴は、は、はっ、はくしょん!㊵オニはもの凄くクシャミをして㊶口から男をはき出しました

3回目まではあえて明確な対句表現が多くなっており、4回目、5回目と徐々に形を変えながら対句表現が続いている。次も、次もと行為を待つ幼児の期待を裏切らない言い回しとなっている。

(6) オノマトペ

⑦パクリと、⑰「は、は、はっ、はくしょん!」、⑳「わっはっはっは、わっはっはっは」、㉓「うえーん、うえーん」、㉔はくしょん!、㉕わっはっはっは、㉖うえーん、うえーん、㉙「ブルブルブル」、㉚ブンブンと

幼児にも様子が伝わるオノマトペが繰り返し使われている。工夫されたオノマトペによってこの作品の魅力が一段と増している。

(7) 繰り返し

⑮引っぱってみました、⑰「は、は、はっ、はくしょん!」、⑳引いてみました、㉒「わっはっはっは、わっはっはっは」、㉖引っぱってみました、㉓「うえーん、うえーん」、㉔はくしょん!、㉕わっはっはっは、㉖うえーん、うえーん、㉙オニは苦しくて苦しくて、㉙「ブルブルブル」、㉚ブンブンと

繰り返しを効果的に多用することで、何度も面白さが再現され、次の行為につながり、雪だるまのようにその辛さと傑作さが大きくなっていく。

(8) リズムカルな表現

⑰「は、は、はっ、はくしょん!」、⑳「わっはっはっは、わっはっはっは」、㉓「うえーん、うえーん」、㉔はくしょん!、㉕わっはっはっは、㉖うえーん、うえーん、㉙オニはくしゃみをしたり、笑ったり、泣いたり、㉙「ブルブルブル」、㉚ブンブンと

読み聞かせ等を行う際、幼児もそのリズムに乗って一緒に体を揺らしたり、まねをしたり、声を出したりして楽しむことができることで、積極的に作品の中に入り込むことが可能となる。幼児向けの作品において、リズムカルな表現を取り入れることにより、作品と語り手と幼児が一体感を持って一つの世界を構築するきっかけ作りが可能となる。

(9) 時間の経過を表す表現

①むかしむかし、④ある日の事、⑤そんな事があってから

明確に時を表す方法もあると同時に、この作品のよ

うに時代設定や時間の流れを曖昧にすることによって、内容に集中できる話の組み立て方もあることを学ぶ事ができる。

(10) 程度・状況を表す言葉

③とても、⑤突然、⑨少しも、㉑するとオニは、大きな口を開けて、㉒思いっきり、㉗大騒ぎです、㉙オニは苦しくて苦しくて、今にも倒れてしまいそう、㉙苦しうに涙を流している、㉚首をブンブンと横に振ると、㉛あわてて

程度や状況を表す言葉は、物語の創作段階で不必要な言葉としてあえてそぎ落とそうとする意識が働きやすい。こうした作品から、取り入れることの面白さを実感できる。その言葉が入っている場合と入っていない場合を比較することによって、「豊かな想像」がこういった枝葉と使いやすい表現から生まれている場合が多いことを実感できる。

(11) 内言

⑮（なるほど、これはクシャミの出るひもだな）、㉒（おもしろくなってきたぞ）、㉓（これはおもしろい。クシャミのひもに、笑いのひもに、泣きのひもか。…もしいっぺんにひもを引っぱったらどうなるだろう?）、㉚（さあて、そろそろ出るとするか）

内言は、幼児向けの作品では取り入れられている場合が少ない。この作品は、全体の面白さや幼児の興味を増す表現として、効果的に用いられている。

(12) イメージしやすい表現

⑦パクリと飲み込んでしまいました、㉑するとオニは、大きな口を開けて、㉗するとさっきまで笑っていたオニが、急に泣き始めたのです、㉛一緒ににぎりしめると、㉒思いっきり引っぱってみました、㉗オニはくしゃみをしたり、笑ったり、泣いたり大騒ぎです、㉓ですが男は、ひもを引っぱるのをやめません、㉙オニは苦しくて苦しくて、今にも倒れてしまいそうです、㉙男は、苦しうに涙を流しているオニに言いました、㉚首をブンブンと横に振ると、㉛あわてて逃げてしまいました。

オノマトペと同様に、この作品がイメージ豊かに読

める一つの柱となっているのがこの項目である。あらすじの説明ではなく、状況を描く手法が多用されていることがこの項目の多さから読み解ける。

(13) 説明の簡略化

⑪赤い壁に囲まれたところ, ⑫ひもの様な物が三本ぶらさがっています, ⑭一本のひも, ⑮もう一本のひも, ⑯最後のひも, ⑰三本のひも

比喩表現とともに、生理学的な正確な言葉ではなく、幼児がその立場になったらそう感じるだろう表現を使って書かれている。

(14) 人柄・性格の伝わる表現

③とても気の強い男がいました, ⑥おそろしい人食いオニ, ⑧気の強い男の人, ⑨ですが男は、ひもを引っぱるのをやめません。

「男がいました」, 「気の強い男がいました」, 「とても気の強い男がいました」と、3通りの表現を比較すると、「とても」, 「気の強い」で修飾されることで、描く男の様子がみるみる変わること気付く。同様に、「オニ」, 「人食いオニ」, 「おそろしい人食いオニ」とオニを修飾する言葉が増える度に、オニの恐ろしさがいや増していくことに気付く。実際に作品を創作する際、どの部分にこうした強調を取り入れ、どの部分をすっきり端的に削ぎ落とすか、その加減を考えることのできる作品である。

(15) 伝統文化・歴史に関する表現の工夫

⑤オニはもう二度と人間を食べなくなったという事です

このように語り、物語を締めくくることで、オニはもう悪さをしなくなって、安全に暮らせる地域になったのだという安心感を与えられる一言でもある。物語の中の世界から、現在への出口となっている表現でもある。

(16) 締めくくりのわかる表現

⑤おしまい

「おしまい」, 「めでたしめでたし」, 「どんとは〜れ」, 「とっぴんばらりのぼう」など、地域によって、また、

作品の内容により、締めくくりの言葉が伝わっている。作品の余韻を残しながら、現在へ戻る扉として重要な役目を負っている締めくくりの言葉である。

5 基本的要素の取り出し

ここまで、「山の背比べ」, 「山の背くらべ」, 「富士山と八ヶ岳の背くらべ」, 「人を食わなくなった鬼」を比較検討する中で、幼児向けに語りを構想する際、検討する基本的要素が明らかとなってきた。それらの要素を以下に提示する。

(1) 固有名詞 (地名・人名)・名詞 (数詞・その他の名詞) の活用

(2) 「会話」表現

(3) 「会話」の前後に描かれる話者への説明

(4) 比喩表現 (直喩・隠喩)

(5) 擬人法の活用

(6) 対句表現

(7) オノマトペ (擬声 (音) 語・擬態語等)

(8) 反復表現 (繰り返し)

(9) リズミカルな表現

(10) 時間の経過を表す表現

(11) 程度・状況を表す表現

(12) 内言

(13) イメージしやすい表現

(14) 説明の簡略化

(15) 人柄・性格の伝わる表現

(16) 方言

(17) 伝聞の表現

(18) 伝統文化・歴史に関する表現

(19) デフォルメ⁽¹⁵⁾

(20) 締めくくりのわかる表現

詳細に検討する中で、取り入れる、取り入れないの二択ではなく、描きたい作品の全体構成に合わせ、何を取り入れるか、どの程度取り入れるか、どの部分へ取り入れるか、どのような表現として配置していくかということも深く関わっていることが明らかとなった。

基本的な要素はこれがすべてということではない。今回は検討する作品を地域の民話4種類に絞ったが、

異なる作品を取り上げることで、また、新たな基本的な要素を取り出せる期待が持てることが明らかとなった。

「保育内容指導法（言葉）」で幼児に向けた作品を創作する際にも、本稿での考察を参考にしていきたい。

註

(1) 『幼稚園教育要領解説』文部科学省 平成30年3月株式会社フレーベル館 290頁

(2) 同著 290頁

(3) 同著 221頁

(4) 本稿でのオノマトペは以下の表現を示している。「ネコがニャーニャー鳴く」の「ニャーニャー」のような言葉、いわゆる「擬声（音）語」。「紙がヒラヒラ舞う」の「ヒラヒラ」にあたる言葉、いわゆる「擬態語」、また、そのどちらの範疇にも入る可能性のある言葉をまとめて、オノマトペととらえている。

(5) 前掲書 222頁

(6) 同書 223頁

(7) 同書 229頁

(8) 「山の背比べ」『郡内の民話』編著 内藤恭義 平成3年5月 なまよみ出版 44～45頁

(9) 比喩表現としてここでは直喩と隠喩を挙げている。レトリックを大きくくりでまとめる場合、比喩表現の中に擬人法とオノマトペ（擬音語・擬態語等）も含まれるが、今回は擬人法とオノマトペを分け、別立てしている。幼児向けの場合、擬人法、オノマトペはその作品への親しみやすさを感じる表現として大事な検討要素となるため、それぞれ項目として立てている。

(10) 上記（9）により、擬人法の活用を比喩表現（直喩・隠喩）と別立てで設定している。

(11) 基本的要素（13）は「イメージしやすい表現」とした。文章レトリックの表現技法として「描写表現」、「描写的な表現」等がある。また、語句として「副詞」「修飾語」等がある。しかし、いずれもこの項目の意図を反映することができない。取り上げたい表現に光を当て、列挙するために「イメージしやすい表現」とした。「イメージしやすい表現」という項目立てには揺れもあるが、授業において、文章を書くとき

にどのような項目を意識すると良いかを検討する際、内容が伝わりやすい利点を持っている。

(12) 「山の背くらべ」『新版 日本の民話 17 甲斐の民話』編著 土橋里木 2015年9月 株式会社未来社 81～82頁

(13) 「富士山と八ヶ岳の背くらべ」——北巨摩郡一『山梨国語教育研究会編 山梨の伝説』山梨国語教育研究会編 昭和54年11月 株式会社日本標準 35～36頁

(14) 「人を食わなくなった鬼」福娘童話集

(15) 「ダイダラ坊」『読みがたり 茨城のむかし話』編著者 茨城民俗学会 1975年 日本標準 63～67頁掲載の「ダイダラ坊」は、作品の中に「ダイダラ坊」と呼ばれる大きな人物が登場し、民衆とともに成長していく。その際の表現に幼児が親しみを持ち楽しめるデフォルメの基本的な要素が入っている。今後も検討を進めて行きたい要素の一つであるため、ここに記載している。

コンセンサス配列から推定されるリン酸化部位がクラスターを形成している蛋白質のリン酸化部位を同定するための *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイ法

棚橋 浩 (常磐大学人間科学部)

In vitro protein kinase assays for determining a phosphorylation site of protein,
which has a cluster of putative phosphorylation sites

Hiroshi TANAHASHI (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

要約

特定の蛋白質キナーゼによりリン酸化される蛋白質のリン酸化部位を同定する方法として基質となる融合蛋白質と活性化蛋白質キナーゼを用いた *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイがある。しかしコンセンサス配列から推定されるリン酸化部位が複数ありクラスターを形成している場合、蛋白質のリン酸化部位を同定することが困難な場合がある。本稿では推定されるリン酸化部位のセリン/スレオニン残基をすべてアラニンに置換した変異体をまず作製し、この変異体に推定リン酸化部位のセリン/スレオニン残基を1つだけ元に戻した基質を用いて *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイを行う事によりリン酸化部位を同定する事が出来た例を紹介する。

1. 序論

蛋白質はポリペプチド鎖のアミノ酸配列でその形が決まり多様な機能を持つ。しかし、それだけでなく蛋白質以外の小分子(補酵素、補欠分子族、金属)が非共有結合することでポリペプチドだけでは難しい働きをする場合がある。これ以外にもペプチドの翻訳後修飾としてセリン、スレオニン、チロシン側鎖の水酸基へのリン酸基の共有結合、メチル化、アセチル化、リシン側鎖のアミノ基へのユビキチンの共有結合、システイン側鎖のチオール基へのパルミチル基の共有結合による蛋白質の細胞膜への付着、セリン、スレオニン側鎖の水酸基への N-アセチルグルコサミンの共有結

合などの 100 種類以上の共有結合修飾によって蛋白質は多様な機能を付加されることになる。

リン酸基 (-PO(OH)₂) はリン酸 (H₃PO₄) からヒドロキシル基 (-OH) を取り除いた官能基で生理的条件下では 2 個の負電荷を持つ (-PO(O⁻)₂)。蛋白質リン酸化酵素 (protein kinase) によって基質となる蛋白質の水酸基にアデノシン三リン酸 (ATP) の γ リン酸基が共有結合すると、その蛋白質内の正電荷を持つアミノ酸側鎖が引き付けられて蛋白質の立体構造が変化する。これにより蛋白質表面へのリガンドの結合に影響を与えることになる。逆にリン酸基を取り除く脱リン酸化酵素 (protein phosphatase) も存在し、あ

る時点における特定の蛋白質のリン酸化状態はその蛋白質に働くリン酸化酵素と脱リン酸化酵素の均衡によって決まる。

細胞は外界からの刺激にตอบสนองして様々な細胞内情報伝達機構でシグナルを伝達する。中でも蛋白質のリン酸化、脱リン酸化は一般性のある情報伝達経路でほとんどあらゆる細胞応答に関与している。ヒトには518種類の蛋白質リン酸化酵素が存在する(1)。セリン/スレオニンキナーゼの一種であるMAP(mitogen-activated protein)キナーゼを介した情報伝達経路は細胞外の刺激を受けて核内の転写因子まで伝達する経路で酵母から哺乳類まで真核生物で保存されており、哺乳類では細胞増殖、細胞分化、ストレス応答、アポトーシス等の現象の情報伝達を担っている。そのリン酸化カスケードはMAP kinase kinase kinase(MAPKKK)—MAP kinase kinase(MAPKK)—MAP kinaseと順次、リン酸化が3段階でおこるリン酸化カスケードからなる。MAP kinaseには主に細胞増殖刺激により活性化されるERK1/2(extracellular signal-regulated kinase 1/2)とERK5、主にストレス刺激や炎症性サイトカインによって活性化されるp38とJNK(c-Jun N-terminal kinase)があり、それぞれに特異的なMAP kinaseリン酸化カスケードがある(2)。

JNKは異なる染色体上に相同性の高い3つの蛋白質(JMK1、JNK2、JNK3)がコードされている。またそれぞれに複数の選択的スプライシング体がある。JNK1とJNK2はほとんどの組織で発現しているが、JNK3は脳、心臓、睾丸で特異的に発現している。JNKのリン酸化カスケードには、紫外線や熱などの物理化学的ストレス、病原菌、ホルモンや神経伝達物質によるG蛋白共役型受容体を介したG蛋白活性化、WntやTGF β 等の発生に関与するリガンドと受容体を介した細胞内シグナル、TNF α 、IL-1 β などの炎症性サイトカイン等、これらにより活性化となったMAPKKKであるTAK1、MEKK1、ASK1/ASK2、MEKK4がMAPKKであるMKK4をリン酸化して活性化すること、また活性化となったMAPKKKであるDLK、MLK3、TAK1がもう一つのMAPKKであるMKK7をリン酸化して活性化することが知られている。このMKK4、MKK7がJNKのThr-Pro-Tyr配列

中のThr残基とTyr残基の両方をリン酸化することにより活性型JNKとなりc-Jun、ATF2、Elkなどの転写因子やLRP6、GluR2/4などの膜受容体、MAP2、Tauなどの細胞質内蛋白質、Bax、Bcl2などのミトコンドリア蛋白質など、これまでに100以上の基質のリン酸化を行うことが報告されている(3)。

これらの基質のリン酸化部位の同定は、その基質のリン酸化の生理学的意味を知るために重要な知見となる。つまり、リン酸化部位のアミノ酸を改変して非リン酸化型にしたり、リン酸化を模倣した酸性アミノ酸に改変して活性型にした組み換え体を細胞内に導入することにより多くの知見が得られてきた。通常、リン酸化部位の同定には基質が特定のリン酸化酵素でリン酸化されることが分かれば、コンセンサス配列から推定されるリン酸化部位のアミノ酸をセリン/スレオニンキナーゼの基質ならアラニン、チロシンキナーゼの基質ならフェニルアラニンに置換した組み換え体を用いて*in vitro*の蛋白質キナーゼアッセイによりリン酸化部位を同定する。しかし、推定リン酸化部位が複数あり、クラスターになっている場合には擬陽性のリン酸化を検出する場合がある。

筆者は転写因子MafB蛋白質のThr62残基がJNKでリン酸化されるとユビキチン—プロテアソーム経路で分解されることを報告した(4)。MAPキナーゼコンセンサス配列Ser/Thr-Pro(S/T-P)はMafB蛋白質全体で10箇所あり、本研究ノートで示す様に欠失変異体を用いてリン酸化部位を150アミノ酸まで狭めてもなお6箇所あり、これらのいくつかは近接した部位にあった。次にJNKによりリン酸化される部位を同定する為にMafB蛋白質の10箇所のMAPキナーゼコンセンサス配列のS/T-PをAla-Pro(A-P)に1アミノ酸置換した基質を用いて*in vitro*の蛋白質キナーゼアッセイを行なったが、リン酸化部位を特定することができなかった。本研究ノートでは、文献4でリン酸化部位をT62に同定した際の未発表のデータを報告する。

2. 材料及び方法

2-1. 発現ベクター構築

既報(4)であるが、JNKでリン酸化される陽性コ

ントロール基質としてヒト c-Jun の JNK でリン酸化される部位を含む 1-79 アミノ酸残基 (aa) を pET32a バクテリア発現ベクター (Merck) に in-frame でクローニングし、N 端側に thioredoxin Trx-His-S 蛋白質を持つ融合蛋白質を発現するベクターを構築した。また完全長のマウス MafB 蛋白質、MafB 蛋白質を部分的 (1-209 aa、1-150 aa、151-323 aa、151-209 aa、210-323 aa) に持つ Trx-His-S 融合蛋白質、MafB 蛋白質の 10 箇所の MAP キナーゼによりリン酸化されるコンセンサス配列 S/T-P を A-P に 1 アミノ酸および複数アミノ酸置換した MafB 蛋白質をコードする配列も同様に pET32a ベクターにクローニングして N 端側に Trx-His-S 蛋白質を持つ融合蛋白質を発現するベクターを構築した。活性型 JNK 発現ベクターとして pEF-Flag-MKK7 a-JNK1 β および不活性型 JNK 発現ベクターとして pEF-Flag-MKK7 a-JNK1 β (KN) を用いた (5)。

2.2. 細胞培養とトランスフェクション

アフリカミドリザル細胞株 COS7 は理化学研究所バイオリソースセンター細胞材料開発室より分譲してもらい 10% ウシ胎児血清 FBS (Equitech-Bio) と 450 mg/dL グルコース含有ダルベッコ改変イーグル基礎培地 (Sigma) を使用し、炭酸ガス培養器の温度は 37°C、炭酸ガス濃度は 5% で継代培養した。既報 (4) とうり、12 μ g の pEF-Flag-MKK7 a-JNK1 β 1 発現ベクターあるいは pEF-Flag-MKK7 a-JNK1 β (KN) 発現ベクターを 48 μ g の linear 25-kDa polyethylenimine (PEI) “Max” (Polysciences, Inc.)

を用いて Roseanne らの方法 (6) により COS7 にトランスフェクションした。

2.3. *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイ

既報 (4) に従って以下のように *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイに用いる基質と活性型 JNK を調整した。上記の各種 Trx-His-S-MafB 融合蛋白質あるいは Trx-His-S-c-Jun (1-79 aa) 融合蛋白質を大腸菌 BL21 (DE) に発現させ抽出液を調整し、基質となる融合蛋白質を Ni-NTA アガロースで精製した。pEF-Flag-MKK7 a-JNK1 β あるいは pEF-Flag-MKK7 a-JNK1 β (KN) 発現ベクターを COS7 細胞にトランスフェクションした 24 時間後に COS7 細胞抽出液から活性型 JNK 蛋白質と不活性型 JNK 蛋白質をマウス抗 Flag モノクローナル抗体 M2 (Sigma) とプロテイン G-アガロース (Roche) を用いて Dérjard らの方法 (7) で精製した。3 μ g の基質 Trx-His-S 融合蛋白質と活性型 JNK 蛋白質、5 μ Ci の [γ - 32 P] ATP を 24 μ L の反応系 (7) で 30°C で 20 分間反応させた後、8 μ L の 4 \times SDS サンプルバッファーを加えて 100°C で 1 分間熱変性後に 2 分して 8% SDS-PAGE を行った。電気泳動後、片方のゲルは CBB 染色を行って反応に用いた基質を確認し、他方はオートラジオグラフィを行った。

3. 結果

MafB 蛋白質は JNK によりリン酸化される (4)。MafB 蛋白質には MAP キナーゼによりリン酸化されるコンセンサス配列 (Ser/Thr-P) が 10 箇所ある (図 1)。

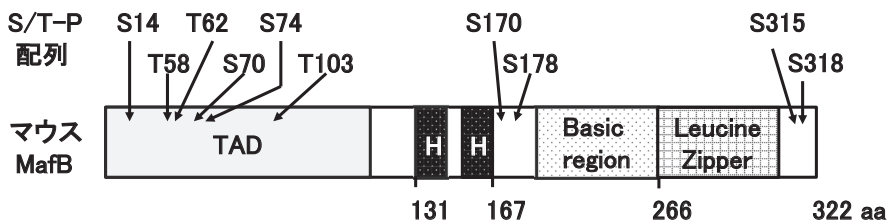


図1. マウスMafB蛋白質の構造の模式図とMAPキナーゼによるリン酸化部位コンセンサス配列(S/T-P) TAD: 転写活性ドメイン、H: ヒスチジンリピート(His₈, His₆)

Trx-His-S - MafB 融合蛋白質の MafB 蛋白質領域を部分的に欠失した変異蛋白質を作製して活性型 JNK を用いた *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイを行うと Trx-His-S-MafB、Trx-His-S-MafB 1-209 aa、Trx-His-S-MafB 1-150 aa はリン酸化されたが、Trx-His-S 蛋白質部分、Trx-His-S-MafB 151-323 aa、Trx-His-S-MafB 151-209 aa、Trx-His-S-MafB 210-323 aa はリン酸化されなかった (図2)。これらのことから MafB

蛋白質の 1-150 aa に JNK 結合部位があり、少なくとも MafB 1-150 aa は JNK によりリン酸化されることが分かった。MafB 1-150 aa は JNK 結合モチーフである JIP1-type consensus: (R/K) -P-x-x-L-x- (L/I/V/M/F) や NFAT4-type consensus: (R/K) -x-x- (L/I/M) -x- (L/I/V/M/F) (3) を持たない。しかし、他の JNK 基質にもこれらの JNK 結合モチーフを持たないものが多く報告されている (3)。

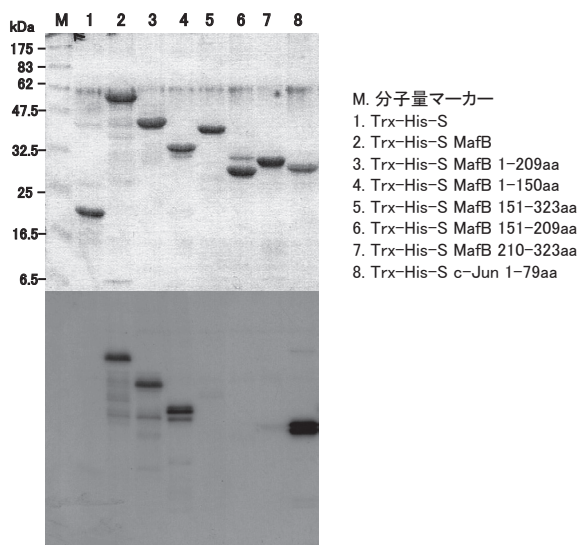


図2. マウスMafB蛋白質部分欠失変異体を用いた *in vitro* 蛋白質キナーゼアッセイ
Flag-MKK7α1-JNKβ1 活性型キナーゼで各種融合蛋白質をリン酸化後、SDS-PAGE
を行った。Trx-His-S融合蛋白質を陰性コントロール、Trx-His-S c-Jun 1-79aaを陽性コ
ントロールとして用いた。上段はSDS-PAGE後のゲルのCBB染色、下段はそのオート
ラジオグラフィー

MafB 蛋白質にある JNK によりリン酸化される可
能性のあるコンセンサス配列 (S/T-P、図1) 10 箇所
の 1 箇所を A-P に 1 アミノ酸置換した全長 MafB 蛋

白質と Trx-His-S 蛋白質との融合蛋白質を基質として
in vitro の蛋白質キナーゼアッセイを行ったが、リン
酸化部位を特定することはできなかった (図3)。

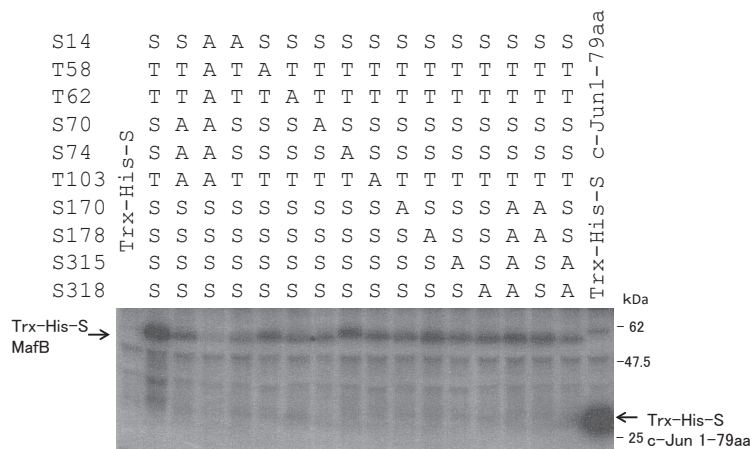


図3. マウスMafB蛋白質のMAPキナーゼリン酸化部位コンセンサス配列(S/T-P)を(A-P)に置換したTrx-His-Sとの融合蛋白質を用いた*in vitro*蛋白質キナーゼアッセイ。Flag-MKK7 α 1-JNK β 1活性型キナーゼで各種融合蛋白質をリン酸化後、SDS-PAGEを行った。Trx-His-S蛋白質を陰性コントロール、Trx-His-S c-Jun 1-79aa融合蛋白質を陽性コントロールとして用いた。オートラジオグラフィーの結果を示す。右端は分子量マーカのサイズ。

そこで全長 MafB 蛋白質の 10 箇所すべての MAP キナーゼリン酸化コンセンサス配列 S/T-P を A-P に置換した Trx-His-S-MafB 融合蛋白質とその置換体に MAP キナーゼリン酸化コンセンサス配列 S/T-P を 1 つだけ元に戻した (S14, T58, T62, S70, S74, T103,

S170, S178, S315, S318) Trx-His-S-MafB 融合蛋白質を作製し、これを基質として活性型 JNK を用いた *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイを行なうことにより JNK によるリン酸化部位が T62 であると同定することが出来た (図 4) (4)。

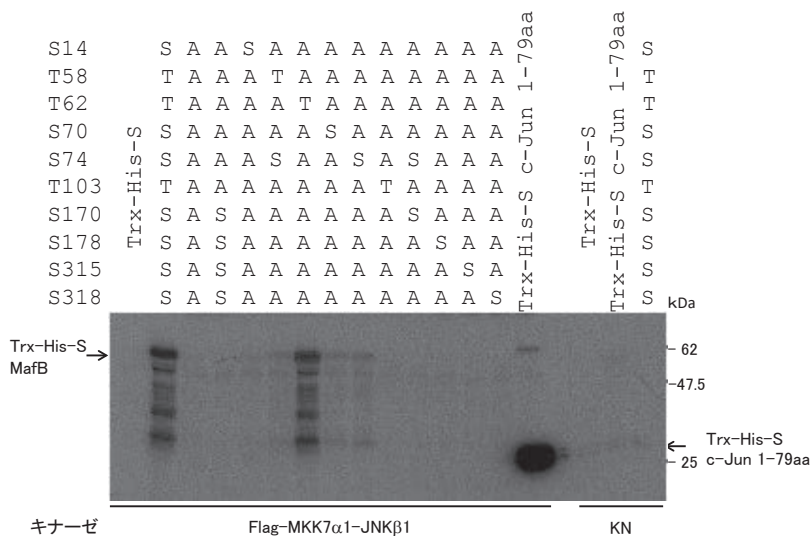


図4. マウスMafB蛋白質のMAPキナーゼリン酸化部位コンセンサス配列(S/T-P)を全て(A-P)に置換し1アミノ酸だけ元に戻したMafB蛋白質とTrx-His-Sとの融合蛋白質を用いた*in vitro*蛋白質キナーゼアッセイ(文献4を改変)。Flag-MKK7 α 1-JNK β 1活性型キナーゼあるいはFlag-MKK7 α 1-JNK β 1(KN)不活性型キナーゼで各種融合蛋白質をリン酸化後、SDS-PAGEを行った。Trx-His-S蛋白質を陰性コントロール、Trx-His-S c-Jun 1-79aa融合蛋白質を陽性コントロールとして用いた。オートラジオグラフィーの結果を示す。右端は分子量マーカのサイズ。

4. 考察

基質の JNK 結合部位と JNK リン酸化部位は一次構造上必ずしも近接しているわけではなく三次構造上空間的に近接している。JNK 基質である NFATc3、Sab の様に 1 aa しか離れていない場合もあれば IRS1、Itch、GR の様にそれぞれ 522 aa、363 aa、328 aa 離れている場合もある (8)。欠失変異体を用いた *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイにより MafB 蛋白質の 1-150 aa 内に JNK 結合部位はあり、JNK リン酸化部位もあることが分かった。しかし欠失変異体 MafB 151-323 aa、MafB 151-209 aa、MafB 210-323 aa は JNK 結合部位が欠失しているために S170、S178、S315、S318 がリン酸化されなかった可能性も否定できない。

また活性化 JNK を模倣した JNK-Flag-MKK7 α -JNK1 β 1 と基質との *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイでは、精製した活性型キナーゼと基質の Km 値を測定して反応系を決めているわけではないし、本来の反応アミノ酸残基ではなくてもキナーゼの結合部位に空間的に隣接した S/T-P 配列の S/T もリン酸化してしまう可能性もある。

そのため完全長の MafB 蛋白質の 10 箇所すべての MAP キナーゼリン酸化コンセンサス配列 S/T-P を A-P に置換した Trx-His-S-MafB 融合蛋白質を作製し、コンセンサス配列の S/T (S14, T58, T62, S70, S74, T103, S170, S178, S315, S318) を 1 つだけ元に戻した Trx-His-S-MafB 融合蛋白質を用いて *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイを行い、JNK リン酸化部位 T62 を同定することができた (4)。本方法は活性化キナーゼと基質を用いた通常の *in vitro* の蛋白質キナーゼアッセイで明確なリン酸化部位の同定が困難な場合に有効な方法であると考えられる。

引用文献

1. Manning G, Whyte DB, Martinez R, Hunter T, Sudarsanam S. The protein kinase complement of the human genome. (2002) *Science* 298, 1912-1934.
2. Hunter T. Signaling—2000 and Beyond. (2000) *Cell* 100, 113-127.
3. Zeke A, Misheva M, Reményi A, Bogoyevitch MA, Albright F, Reifenshtein E. Bone development

in diabetic children: a roentgen study. (2016) *Microbiol Mol Biol Rev* 80, 793-835.

4. Tanahashi H, Kito K, Ito T, Yoshioka K. MafB protein stability is regulated by JNK and ubiquitin-proteasome pathways. (2010) *Arch Biochem Biophys* 494, 95-100.
5. Tsuruta F, Sunayama J, Mori Y, Hattori S, Shimizu S, Tsujimoto Y, Yoshioka K, Masuyama N, Gotoh Y. JNK promotes Bax translocation to mitochondria through phosphorylation of 14-3-3 proteins (2004) *EMBO J* 23, 1889-1899.
6. Tom R, Bisson L, Durocher Y. Transfection of HEK293-EBNA1 cells in suspension with linear PEI for production of recombinant proteins. (2008) *CSH Protocols* doi:10.1101/pdb.prot4977.
7. Dérizard B, Hibi M, Wu IH, Barrett T, Su B, Deng T, Karin M, Davis RJ. JNK1: a protein kinase stimulated by UV light and Ha-Ras that binds and phosphorylates the c-Jun activation domain. (1994) *Cell* 76, 1025-1037.
8. Bogoyevitch MA, Kobe B. Uses for JNK: the many and varied substrates of the c-Jun N-terminal kinases. (2006) *Microbiol Mol Biol Rev* 70, 1061-1095.

本研究は筆者が主に金沢大学がん研究所シグナル伝達研究部に在職中に行った未発表データで、文献 4 からの改変した図 (図 4 に表記) も含むが、これは著者の著作権として認められている (<https://www.elsevier.com/about/policies/copyright>)。本研究は JSPS 科研費 14086205 (代表者: 金沢大学 善岡克次)、17590242 (代表者: 棚橋浩)、公益財団法人信州医学振興会研究費助成 (代表者: 棚橋浩) の助成を受けた。

- 蕉里◎ (250)
 丹波 似藻◎ (227)
 兵庫 可大○ (半倍宛) (162)
 讃岐 履視◎ (131)
 日向 真彦◎ (229) 一橋□ (233)
 行脚 蚊牛□ (150) 蕪衛□ (151) 对竹□ (212)
 閑齋□ (242)

『如髮集成染筆帖』によれば、如髮は文化八年（一八一二）十一月に本宮の冥々に序文をもらい、須賀川、江戸、駿河、三河、尾張を旅し、尾張で越年して翌文化九年春には尾張から三河を経て、京都に訪れ、帰りに江戸の成美宅に立ち寄り、仙台まで行って帰郷している。また、文化十四年一月に冥々の序文を得て再び関西旅行に出かけ、須賀川、江戸、神戸、三河、尾張、伊勢、京、大坂、伊賀を巡って信濃に立ち寄っている。右の地域別分類はこの二つの旅の行程における文化文政期の俳人たちとの親密な交流を示唆している。

第二巻は巻頭付近に乙二、巢兆、素郷、日人、太筈、白雄といった著名俳人のもものを掲げ、巻末付近は地元陸奥俳人のもものを配している。如髮宛として残された書簡はこの第一、二巻にまとめられている。如髮が刊行した『河上集』はこれら著名俳人との幅広い交流の賜物であるが、それに関する考察は別稿で述べることにしたい。

〔付記〕

本稿に翻刻した『関本如髮集成来翰集』は、大阪府立大学総合図書館中百舌鳥所蔵資料「名家消息」第二巻である。今回資料掲載の許可をいただいたことを深謝申し上げる。

本稿は、科研費（基盤研究（C）課題番号20K00345）の研究助成による成果の一部である。

なお、如髮宛書簡は○、巨石宛書簡は△、関本家中の人宛は○、著名人宛は●、句稿及び宛名不明は□と記号化して示した。また、カッコ内に第一巻所収のものは①、第二巻所収のものは②として通し番号を添え、年代の推定できたものには年代を記した。その際「文化五年」のものは「化五」、「文政二年」のものは「政二」といった形で略号を用いた。

- 南部 平角○ (①4) 卓堂○ (①39) 素郷○ (②3)
- 仙台 雄測○ (①12) 百非○ (①15) 日人□ (②4)
- 巢居□ (②7) 丈葉○ (②37) 士由○ (②44)
- 江三○ (②51)
- 出羽 淋山○ (②36)
- 米沢 瓊山○ (①61半岱宛) 稲丸○ (②46)
- 白石 乙二● (①58冥々宛 化十二)、△ (②1) 春魯○ (②54)
- 本宮 冥々○ (①6) 秋夫○ (①47) 五陵□ (①55)
- 二本松与人○ (①48) 紫明□ (②55)
- 郡山 子容○ (②52)
- 三春 旧臺□ (①49) 掬明○ (②53)
- 須賀川雨考○ (②31) 多代女○ (②40)
- 岩城 沾橘○ (①53)
- 会津 月歩○ (54) ① 文窓□ (②56)
- 稲国 (柳舎、嶋露宛) (②57) 香村○ (②58)
- 越後 蓬袖○ (②39)
- 新潟 鬼磨○ (①16)
- 北越 春室○ (①64直有宛)
- 常陸 湖中□ (①59)
- 下総 大筈○ (②5)
- 上総 碓嶺○ (②32)
- 江戸 成美□ (①5)、● (①57冥々宛 化八) 蕉雨○ (①7政二)
- 護物□ (①8) 久臧○ (①11) 粗文□ (①23)

- 旦々□ (①33政十一巻) 一峨○ (①52) 茶静□ (①60)
- 巢光○ (②2化九) 夢南□ (②15) 芝山○ (②18政元)
- 何丸○ (②26)
- 武蔵 春蟻□ (①17) 国村○ (①37) 燕市□ (①43)
- 相模 雉啄□ (②24)
- 信濃 素壁○ (①政二頃) ふと根□ (①26) 太翠□ (①27)
- 石羊○ (①45) 白雄□ (②6 安永期) 雲帯○ (②17)
- 遠江 仏卵○ (②38)
- 駿河 菅雅○ (②35化十二)
- 尾張 岳輅□ (①3) 梅間○ (①14) 楚山○ (①20)
- 大巢○ (①21) 吳山○ (①29) 逸人○ (①36)
- 木老□ (①41) 鱸亭○ (②10) 塊翁○ (②16)
- 木天○ (②21) 雪居□ (②28)
- 三河 秋拳○ (①13) 株老○ (①28) 木芽□ (①41)
- 卓池○ (②13)
- 近江 亜溪□ (①25) 千影○ (②14) 烏頂○ (②22)
- 伊勢 翠川□ (①18) 桃林□ (①32) 雨木□ (①40)
- 省吾□ (①42) 六車□ (①46) 野渡□ (①56)
- さむ女○ (②45)
- 伊賀 笛人○ (①30) 李東□ (①38) 寄流○ (②30)
- 閑竹○ (②43) 宗古□ (②48) 無牛□ (②49)
- 大坂 大江丸□ (①9) 井眉○ (①19) 月居□ (②8)
- 長斎○ (②11) 星譜○ (②19) 霞中○ (②20)
- 京都 蒼虬○ (①1化十三) 定雅○ (①10化十三)、□ (②23)
- 茂良○ (①22) 若夢○ (①24化九) 春坡 (初代)○ (①34化五)
- 佳山○ (①35) 梅室○ (①63政六)
- 龍門司 (関叟)○ (②9化十二) 瓦全○ (②25)
- 四弦△ (②34) 春坡 (二世)□ (②41) 素玩○ (②47)

寺にて没。本書簡によれば会津の文窓は壮年期の十年ほどを津川の仏光山で過ごしていた。

『しのぶやま』（文化七年 如髮編）では巨石の追悼歌仙に参加しており、「洩水の中に野守の蚊やり哉 釈 文窓」が入集する。『河上集』（文化十四年 如髮編）には、「河上と」歌仙に参加し、「宇治殿の献上になる瓢かな 青木 文窓」が入集する。

57 亀井稻国書簡柳舎・嶋露宛

〔会陽若松槻木町亀井喜六〕

尚々。御連中御皆々様方江別帯差上不申候。御序宜様御執成被下度奉希候。

御席面忝拝詠仕候。いまだ餘寒凌がたく候へ共御家内様方弥御勇健ニ御暮被成候由、珍重奉存候。当方家内皆々無異罷在候。乍慮外御心易思召被下度奉存候。当春も何くれと申内二月にも罷成 扱く光陰矢のごとく間もなく暖和にも相至り可申義奉存候。何事も近日中以参面上ニ緩々御札可申上候条早々申上候。仰にまかセ愚評恐入候。以上。

二月十一日

稻国

柳舎様

嶋露様

梅柳奥は囃の調かな

はつ午や大路小路を千鳥掛

など申捨候。御一笑可被下候。

※差出人の稲国は会津若松槻木町の人。亀井喜六。柳舎、嶋露は不明。

『しのぶやま』（文化七年 如髮編）では巨石の追悼歌仙に参加しており、「散て後見よやそれとも希の程 稲国」「一株の柳にまかる野川かな 稲国」の二句が入集する。

58 遠藤香村書簡関本如髮宛

〔号水石道人会陽横丁 画工遠藤氏〕

蒙命候御催しの下絵相認入賞覽候。御庭前の松名物ニ候間松にては如何ニ御

坐可有哉。御伺申上候。

七月二日

香村

（松の画）

山里は鮎包むにも芒哉

日夜からあかるふしたり秋の山

月の夜を面白がツて竹ゆする

杯御□□奉希候。

如髮老翁 御几下

※香村はある会津藩士の妾腹の子として生まれた。通称平治郎。名は瘦梅、字は香村、号は千秋、如圭、水石、幽竹山窓、十五山水精舎などといったがほとんど字をもって雅号とした。養父と早く死別し、困窮した幼少時代を過ごしたが画家としての才能を発揮して、江戸の谷文晁、京の岸駒の手ほどきを受け、松村景文、河村文鳳、佐藤益之らについて円山四条派の真髓を会得した。文化五年会津藩は産業改革を打出しており香村の画技は本郷焼、会津漆、金工、絵ろうそく等の図案の一新、改良に貢献した。文政元年須賀川の亜欧堂田善を訪ね、遠近法、陰影法、油彩法を修行し直した。弘化三年（一八四六）二月七日没、七十八歳。著作に『俳諧三十六歌仙』（安政三年）、『猪湖一覽』（安政四年）がある。

如髮の庭前の松を絵に描いてもらうことを香村に依頼していたことがわかる。

来翰集第一、二巻のまとめ

如髮集成来翰集第一巻64点の内訳は、如髮宛書簡32通、如髮以外に宛てた書簡6通、句稿26点であった。今回掲載した第二巻58点の内訳は如髮宛書簡39通、巨石宛2通、宛名不明、その他4通、句稿が13通である。第一巻、二巻を合計すると、如髮宛書簡71通、巨石宛書簡2通、その他、不明宛が10通、句稿が39点である。

差出人（句稿執筆者）の地域別分類は以下の通りである。

①井田・三春藩の人。

※掬明は陸奥国三春荒町の呉服屋、質屋。平田治右衛門俊雅。塩田冥々門人。寛延二年生まれ。享和三年、田部井井田とともに狐田稻荷社境内に芭蕉の田植塚を建立する。天保三年（一八三二）没。

『しのぶやま』（文化七年 如髮編）に入集する「国分寺の瓦嶮々たる枯野かな 東武 掬明」は時期的に一茶（一茶は二十六〜二十八歳頃に「菊明」とも号していた）のことではなさそうだが、三春の掬明がこの頃東武に出ていたのであろうか、判断しかねる。

「奥州がなさげ買ばや秋の月 掬明」（河）

54 春魯書簡関本如髮宛

陸奥白石画工

（前半欠落）二三日先まで八この地に御出駕に候よし、扱々のこり多奉存候。

野句野画八卯月尊眉を拝し候砌、御覽に相入可申候。このたび上可申候所わざと卯月まで延引仕申候事に存候。出羽①五陵ぬしへ口上にて御たのみ上申候間御同人方も可申上候。画修行かたぐ遊行罷在申候。何分なりなりとも御かゝ七被下候様偏願上候。先以乱筆御ゆるし可被下候。頓首。

弥生十三日 春魯

如髮先生

①五陵・出羽の人。「馬つなげ口なし原の春の草 五陵」（河）

※春魯は陸奥国白石の画家。

55 加藤紫明句稿

奥州八丁目号「峰楼金沢屋忠兵衛

春

たひらこや萬歳村のふやし種
竹堂がおもはく問むはるの雨

夏

太刀魚をひつさげて来る拾哉
姫粘のねばり抜けり花卯木

秋

うしろ日に拳過るなり秋の蝶
飛をりやおとがし願なしの虫の声

冬

雪の雀かさなるやうに下りにけり
ひね炭に思ひ出しけりひだりかき櫃

右

紫明

※紫明は二本松八丁目の人。加藤氏。金沢屋忠兵衛。如髮とは塩田冥々の同門として親しい。文化十三年『玉ひろひ』刊。

『河上集』（文化十四年 如髮編）の歌仙二巻に参加している。

「あまき香の紫陽花咲り釈迦仏 紫明」「蓮葉の枯果る音きく夜哉」（河）

56 文窓書簡宛名未詳

会陽五之町高巖寺住職

津川仏光山八愚老壮年の頃十とせ餘り住職有縁の地なるにこたび前ノ大運寺師資の因ミや深く因らざるも撰挙せられて君命を蒙り忝し。歎びに堪へず心に浮ぶ種サぐを筆に任て入院の駕へ投ケ遣りぬ。

仏光の山粧ふて待請ん

其二

露霜に頭す松のみさほかな

行末とても物に躓ぎなく進まん事を思ふ老婆心を吐露す

足本にのみ心置け木の子狩

二葉より美しみて培養せられし大牧なる良得老隠のよろこびも思ひやられて

施檀の実も愛らるゝ匂ひかな

菊月十七日 文窓

※宛名未詳の書簡だが、差出人の文窓は会津若松青木の人。若松高巖寺廿六世住職。良壽上人。寛政十一年青木村昌徳寺に隠居して専ら風雅の道に親しんだ。冥々、如髮、阜雄らとの交流が深かった。文政七年八月十一日 高巖

51 江三書簡関本如髮宛 號「日庵 奥州仙台 大河原之人」

以来御風庭のよし奉南山候。亦不佞米沢行脚のせち小集出板玉句をけかし人方より呈上仕候処いまだ御返翰も無之相届すの義此事のみすゞろ御床敷奉存候。幸御同国之香団生訪に付右申上候まゝあはれ此のち折く御文翰被下度ねぎ上候。さて、

しなたるや田螺が道の幾曲り
木のはしの身は過安し草青む
夢解か門に日のさす柳哉

などつまらぬ事のミなり。重而貴評可被下候。不備。

江三

きさらぎ晦日

如髮先醒

呈玉床候。

※江三は仙台大河原の人。一日庵と号す。付箋に「江山」と記したのは如髮の誤りか。

52 子容書簡関本如髮宛 陸奥郡山ノ人 文政三年三月

久々給文音候處時下暖気罷成候得共愈御家内様御清福被成御坐奉嘉祭候。次弊家無難二罷在候。乍憚御安意可被下候。去年中①本宮先生より申出候玉詠御患被下候。②露秀追善集稍出来入高覧候。御笑見可被下候。御風流御なつかしく御高調御惠示被下度奉希候。勿々頓首。

弥生尽 子容拜

如髮翁様

あはれさや子持雀の共かせぎ
雛の宿月夜にしてと思ひけり
花に口あくとも知らで開ケにけり
何ほしく咽ふくらかす蛙かな
夕かけやツゝじ流るゝ龍田川

貴評可被下候。

①本宮先生・本宮の塩田冥々のこと。当時の東北を代表する著名人。

②露秀追善集「浅香風」(文政二年)露秀は佐々木氏。郡山の人。冥々の実兄。

※子容は陸奥国郡山の人。

「更科や我にもひとつ水の月 郡山 子容」(河)

53 平田掬明書簡関本如髮宛 奥州三春之人 丸木屋平輔

尚く当藩①井田子すり物相催申候。御笑納可被下候。

芳春之御慶千里同風目出度候様、愈以御地御家内様被成御揃御壯健二御迎春奉欣然候。愚老無異二加寿仕候。乍慮外御安慮思召可被下候。去年中は折あしく一円二御面会不仕別而御なツかしく罷過候。当春ハ御意の御曳杖御待申上候。去春花見行之折八余り二く御龜末だらけ御用赦可被下候。愚老家内二病人など御坐候故乍思御疎遠仕候。且御風流一向不承候間御序二御患投奉頼入候。楮端二相認申候巴調、御笑可被下候。今日急便草々。尚永日可為御風意候。恐惶謹言。

掬明

正月三日

如髮先生

歳旦

寝て起て見たればおれも花の春

歳暮

さなぎだに暮行ものをとしいそぎ

春興

大空やそろくぬるむ月夜ぶり
蛤の桑名なつかしほけも咲
知らざりし木部屋の陰の赤椿
御笑評可被下候。

處所申上候間御さし出し希候。先八御安否まで如斯候。頓首。

九月廿九日 素玩

如髮君

照月に手が届く也すミだ川

葬のへだてハやすし小夜きめた

あら海にともし火有て夜の長き

など申捨候。

①成美様へ御立寄・成美は江戸浅草蔵前の札差。化政期俳壇の中心人物。文化十三年（一八一六）十一月十九日没、六十八歳。『如髮集成染筆帖』の文化九年夏と考えられる箇所「夏来れば人しづまりて閑古鳥 随齋成美」が染筆されている。

②野集出版・素玩は文化九年『滑稽深大寺』、文化十年『董江湖』文政元年『多羅葉集』を刊行しているが、成美が没する前に刊行された二冊のいずれかであるが、①から文化九年に刊行された『滑稽深大寺』のことであろうと考えられる。

③雨考・陸奥国須賀川の人。

※素玩は若狭生まれ。三木氏。京都にいたがのち江戸に出る。文化九年（一八一二）九月二日、一茶、鶴老らと半歌仙を巻く。文政元年（一八一八）一月二十七日には信州柏原の一茶宅に素玩が来訪、二月五日まで両吟歌仙を巻く。二月五日湯田中の希杖を二人で訪問。文政五年（一八二二）には若狭に帰郷し、越中富山から一茶に手紙を書いている。

本書簡から如髮が江戸の成美宅に寄ったこと、素玩が二月から甲斐へ引杖していたこと、須賀川の雨考宅を便所に返事を依頼していたことが確認できる。

48 宗古句稿 勢州四日市ノ人

きのふより鶯ちかき林かな

いくらかのすゞめに明てつめの花

右二章 宗古

※宗古は伊勢四日市の人。妻きむ女も俳人。

「冬篠の風きくならば小野の里 宗古」（染 文化九年春か）

49 無牛句稿 伊勢松坂之人

遠山や兀た處も花ざくら

名月ハ合飲木の影さへなかりけり

右二題

白雲や花に押さるゝよし野山 無牛

※無牛は伊勢松坂の人。

「青柳は日暮の遅きはじめかな 無牛」（染 文化十四年春か）

50 蕉里書簡関本如髮宛 洛陽寺町之人

醉 李白之画賛

七人はどこへ逃てや年ワすれ

飲中の八仙其一人なればかく申出候。

馬に乗たる東坡ノ画に

日本には定家ある也雪のくれ

歳暮二句

雪の降山のあなたは正月か

梅白し煤掃しまふおくさしき

など申出候得ども例の流行はつれ尊意二叶ひ申間敷候。先御笑可被下候。以上。

臘月廿一日

蕉里

如髮雅兄 上

※蕉里は京寺町の人。

に移り、奉行の大鐘義鳴、会津高田の田中月歩の庇護を受けた。晩年は二本松大平村橋本の門人武藤伴蔵宅に寄留し病死した。嘉永三年十二月五日没、六十三歳。編著に『浦伝集』（文化十年）、「美佐古鮮」（文政元年）、「袖塚集」（月歩追善集 天保十年）等がある。

「海棠も赤く倭は女國 探花遊人 士由」（染）

45 きむ女書簡関本如髮宛 伊勢四日市宗古妻

はしぐくの雨にもものいふ鶉飼かな

朝がほやかたしちりたる上草履

竹かげに寝しこともあるにかれ柳

など御まばゆさながら①くわんそう様御さしツ故申上候。よろしく遊ばしね

がひあげまいらせ候。

神無月八日

如髮様

きむ

①くわんそう・吉備出身の行脚俳人で義仲寺に入った閑叟のことであろう。

※きむ女は伊勢四日市宗古妻ということが本資料の付箋からわかる。「如髮集成染筆帖」によれば、文化九年と同十三年に如髮は四日市のきむ女宅に訪問している。

「はしぐくの雨にもものいふ鶉かひ哉 きむ」（染 文化九年夏か）

「読経の半おワりてほと、ぎす」（染 文化十四年夏か）

46 山口稲丸書簡関本如髮宛 羽州米沢東町 医師山口彭寿

絶而御消息もなく御風流御床しき折相馬①鬼風此地再遊越路へ赴とてまかりいくを幸ひ貴叟の御風流を先にせよとて松原越いたさせ候。此若者眞の俳諧信者にして行末頼母しく覚候。奥羽の境漂泊せるうハ氣行脚に異なり候まゝ無御底意御風談可被成、行々一方の大將ともならば適平將軍の国に名だゝるものにも可相成と一文無名だゝたるものより我方へも申送り候二付此よしも申上候。公私多忙心事尽がたく書余此ものより御承致可被下候。段々かして。

仲秋既望 梅花堂稲丸

如髮様

名月や玉の中なる玉はゞき

萩高く咲は寂しき柳哉

夏ハ

松風や畳の上を這ふ螢

禅林に遊て

本堂の鼠しづまるほたるかな

追かけて燕もどるほとゝぎす

御笑評。

稲丸

①鬼風・相馬郡鹿島の人。只野新八。夏凌庵。呉服商で質屋を兼ねた。旅好きで、筑紫、蝦夷にも行き、越後から佐渡には二度渡っている。慶応元年没、七十四歳。当時相馬における大家で、編著に『夏凌庵発句集』『有哉無耶集』がある。養檀寺に葬る。「夏凌庵鬼風居士」。

※稲丸は付箋によれば出羽国米沢の医師山口彭寿。梅花堂の別号があったことが本書簡からわかる。同時代に津軽出身の稲丸という俳人（井上義般。僧として弘前光詮院に入り、江戸の二夜庵貞松、京芭蕉堂を訪ね、摂津池田石明寺の瓜坊を訪ねて十余年滞在。文化五年八月六日没、三十九歳）がいたが、同一人物であるかどうかは不明である。

「草の戸や竹の子時八月もよし 羽州米沢 稲丸」（河）

47 三木素玩書簡関本如髮宛 洛陽芭蕉堂門人 若狭之産三木氏

文化九年九月二十九日（推定）
呈愚毫候。寒冷之處御平安被成御座珍重二奉存候。其後ハ打絶御不音のミ罷在候。おのれも二月出府いたししばらく甲斐へ引杖いたし候。其切①成美様へ御立寄被成候よし、跡にて承候。残念二奉存候。然ハ②野集出版いたし候故、入貴覽候。いつれ其内参上萬々可申上候。御返事ハスカ川③雨考が左二

「暮るまで影なき水の暑哉 春坡」(信)

42 閑齋句稿 備中人遊歴于四方

錦繡の志いまだ成ず破れたる襦袍を着てふたゝび白川の関を越えんとす
かざしには至り過たり花すゝき

松の葉につゝむほどたゞ今朝の秋 きびの閑齋

※閑齋は備中山の人。大江氏か。別号に梅閑、椿杖齋。諸国を行脚して文
化八年に『俳諧道中双六』を編集。文政三年(一八二〇)義仲寺の無名庵に
入り、粟津文庫の修復等に努めた。天保八年(一八三七)頃没。

「夕ぞらや紫苑にかゝる山の影 キビ 閑齋」(河)

43 箕浦閑竹書簡閑本如髮宛 伊賀上野藩中 箕浦東兵衛

文化十四年五月二十日(推定)

此比は暑気も俄二相増候。御道中御無難二長途の御つかれもなく此節は御帰
国も可在之と一筆申進候。誠二先達而は不思議二御尋被下寛々と御語御風談
承候て于今難忘存候。併何之風情も無之御事連中ども残念申いたり候。御一
統へも宜御致声御頼申候。星歩へも宜御同様二御心得可被下候。其節は何よ
りの御土産も被下珍敷品別而相楽居申候。又々当秋御登も御坐候ハ必御訪
可被下候様二御願申候。長途の草々御雅事承度候。爰許風流も此頃は一向二
小子など一類に病客在之不風流二御坐候。先日贈別書直し此度進申候。御笑
覧可被下候。諸事は後便二可申上存候。次第二暑気盛二可相成随分御障なく
御自愛二御し之ぎ頼入候。已上。

竹月庵 閑竹

五月廿日

市中庵 如髮雅伯

尚々

朝兒と重たき物はむしろかな
朝露や芒にあればさわがしき

など申捨候。扱々御風談存出候。御なつかしく奉存候。前々御文音可申上承
候。社中

何も無事二御〇腕の賃御世話共辱存候。宜頼入候。已上。

※閑竹は伊賀上野の人。箕浦東兵衛。竹月庵と号す。本書簡により如髮が伊
賀の閑竹宅に訪問したことがわかる。『如髮集成染筆帖』の染筆箇所からみ
て如髮の閑竹宅訪問は文化十四年のことであろう。

「秋のまつ松笠おちる気色哉 いが 竹月菴閑竹」(染 文化十四年)

「角臥て草の中行牡鹿かな 閑竹」(河)

44 大屋士由書簡閑本如髮宛 号採花遊人 陸奥仙台狼川原処士

久々御疎闊二打過候処、皆々様御揃御清迪奉寿候。小子無事于今二本松淹留
仕候。去年中より御出之旨折々被仰越候間切角待上候処、御出無之候。残情
奉存候。小子事来春八高田迄再遊仕候。①月歩翁が何角技術製物等伝授申候
間再遊仕候様申来候間、来三月此方芸得伝授候ため罷越申候。其期一寸御訪
上希可申上候。急便故早々申上残候。些々玉句御もらし可被下候。不一。

十月十日 土由

如髮様

直有様

卓呂様

半岱様

与兵衛様

天地の手透に見ゆる小春かな

小芝居も入なき沙汰や芦かるゝ
貴評可被下候。

①月歩翁・会津高田の人。田中氏。

※土由は陸奥国登米郡狼河原おむらの人。本名は沼倉卓蔵。初号は志由、別号に
塊然斎、信夫翁、採花遊人、花逕権夫、洗耳舎、好露がある。農家沼倉新三
郎の次男で、同じ村の大屋氏の法弟になる。高橋東臯門。福島岩代の二本松

す行脚貴地へむけ上るに拝報迄に呈上いたし候迄にて其余八何らうかゞひも
不仕多罪今更侘上る斗。余八閉口恐入候。しかし小生も此国人になりてもは
や九年、彼大師の年八かさね候へども、中々石の上にてくすくすと消日い
たし初年より心がけ、年々にもやうを付候。編集も漸當年八桜の柰めも見
せ申度全体君ばかりへケ様之御無音にて八なく諸君土へ同断二御座候とて
の事二編集を出して夫を御託之印にと今年八々と罪をつミ申候。御社友へ
右あらかじめよろしくねぎ上候。梅のくさく又一葉の御嘉儀まことに御盛
之事是二も又舌を巻申候。野好からも夜国の雪にのびかね扱々ももの事夫形
にて何の埒も明き不申候。

待ほどに咲ほどに梅八我木なり

山里や蝙蝠のつくくうめの花

鶯を袖の下にや御廟守

梟の氣に八入まじ八重霞

鶴の脊にのせて歩行八春ごころ

いくら寝てつくば越るぞ春の偏

などごとかくく下らぬ事ども

二月廿八日

蓬袖

如髮大雅

※蓬袖は尾張国名古屋の人。藤村巳之輔。のちに越後水原に住んだ。本書簡
は蓬袖が越後水原に移って九年が経過した時のものであるが、如髮に手紙の
返事を出さないまま過ごしていたことを詫びている。

「正月も捨て八置し松の風 蓬袖」(染)

40 市原多代女書簡関本如髮宛

陸奥須ヶ川晴霞 市原氏妻

御文はいし上候。先々春の御寿御そろひ被成御越年奉賀候。こなた無事御安
慮可下され候。冬年中八御賀の句さし上候様、御申し二御坐候処、私取込
の節ゆへ①雨考ばかりさし上候由、殊に冬年も御いそぎの様二御坐候間、あ
と右候ても御間二合申間敷と打捨置存候処、又々此度被仰下候へども急故

あまりくくいかゞ敷為存候。御評の上御加入被下度候。御便りせわしく草々
申上候。不備。

たよめ

きざらぎ朔日

如髮様

祝吟

嬉しくも年ふる名なれ松の花

かゝる事のミにて候。

春の句八

舞心鶴のかげや浅香八梅ぐもり

春雨や古草ながら亀の道

①雨考・雨考は奥州須賀川（福島県須賀川市）の人。石井勝右衛門。夜話亭
と号す。二階堂桃祖門人。文政十年（一八二七）七月六日没、七十九歳。

※差出人の多代女は陸奥国須賀川の大庄屋市原寿綱の末子。本名市原たよ。
別号に晴霞庵、賞月亭。分家の養女となり十九歳で会津の松崎常藏を夫に迎
え三子をもうけたが三十一歳で夫が病没する。兄綱稠（狂歌師酒屋藏人）、
雨考の勤めで俳諧を始める。道彦門のち乙二門。文化十四年「あさか市」編
集。奥州を代表する女流俳人となる。長男蝶一、次男桃丘も俳諧を嗜んだ。
慶応元年（一八六五）八月四日没、九十歳。

「散る花にこゝろくれべて見たりけり たよめ」(染 文化十四年春)

「ちる花に心くらべて見たりけり たよ女」(河)

41 下村春坡（二代）句稿

花洛御池通東洞院 號暹日亭下村庄太郎

塵とりのちりも捨ねバ啼いとゞ

大菊のたゞ白菊八静也

二代 春坡

※初代春坡は京の富商下村兼邦。別号暹日亭。蕪村、几重門。文化七年
（一八一〇）十月二十二日没、六十一歳。本資料には二代春坡とあるので、
初代の息子である春花（はじめ米松）が二代春坡を襲名したのであろう。

余念なく朝日を詠む雲雀哉
戸口まで鶯の来る朝茶哉

右御正彦可被下候。且又御佳作御聞セ可被下候。以上。

※淋山は出羽国湯殿山麓の本道寺住職。慈恩寺禅林坊暁喜の七男。僧名は有勝。別号に普明房、鹿苑舎。巢兆門。寒河江の慈恩寺から武州へ修行に出て、文化十二年十一月、武州蒲生(越谷市)の光明院から帰郷し、慈恩寺宝蔵院七十六世住職となる。文化十四年四月十六日には乙二が立ち寄った。文化十四年八月に西川町の本道寺に移る。編著に『うきおり集』(文化十二年)、巢兆追善集『星の林』(文政九年)がある。天保八年十一月二十六日没。(参考『東北海道俳諧史の研究』井上隆明著)

「焼ミそに茶漬のあぢや閑子鳥 鹿苑舎 淋山」(染)

「芦の家にはつみのつきし若葉哉 本道寺 淋山」(河)

37 文葉書簡関本如髮宛

陸奥仙台人號秋庭

未得拜見候所秋冷御坐候所弥御清祥可被成御坐奉珍迪候。小子無変罷在申候。今般小冊呈上申候。御一笑可被下候。謹言。

文葉

八月廿六日

如髮先生

余所よけれ花にハ我もものくし
手のとゞく物のうち也臙月

青簾さて八居たかと人が来る

磯の帆のふくらみ出る若葉哉

訪ふほどハ皆世也墓参り

草壳が脊中にも虫ぎりくす

旭こそさしたれ風の枯尾花

そやさされて酒あびけりな里神楽

貴評奉希候。

※文葉は陸奥国仙台の人。萩庭と号す。

38 大須賀仙卯書簡関本如髮宛

東海道日坂人 大須賀周蔵

此度江戸^①春蟻帰府二付幸之事と書状を以申上候。追々御風流承り度奉存候。当地^②桃書老人も宜御伝声申上候様二と呉々申付候。扱玉句二桃書脇致し不斗哥仙出来候故人御覽候。定而差合等も御坐候半ながら急便故さつと写入御覽候間左様御承知可被下候。来春は度々野宅御泊二御出懸奉待候。折節急使叢々頓首。

五月廿七日

仙卯

如髮雅翁

猶々急便故発句も無之扱々不風流千万御座候。

昼の蚊や誰古墳の忘れ水

置かへる都の露や軒あやめ

蛙に子を覆させて低き田唄哉

蝙蝠や杉に朽たる御注連縄

五月雨や心の外の薄月夜

など古めかしき事ども恥入候へども思ひ出し次第当季の句書付申候。以上。

①春蟻・井上十次郎(重次郎)。江戸の南新堀で酒問屋を営んだ。別号に臨海楼。狂名は問屋酒船。文化十年(一八一三)九月十日没。

②桃書・本書簡によれば日坂の俳人。

※仙卯は日坂(静岡県掛川市)の人。大須賀周蔵。『如髮集成染筆帖』には、菅雅の句の次に「洛外の春見せ申若菜かな 遠日坂驛 佛卵」の揮毫がみえ、文化八年十二月に日坂の仙卯宅を訪ねている。

39 藤村蓬仙書簡関本如髮宛

尾州名古屋藤村巳之輔 后住于越后水原

今月二十日と御裏書し給ふ花墨今日到着。猶御使よりも御伝声かたぐ御安否つかゞひ先以御館内へ御万福入らせられ候旨、奉南山候。扱野生より八年思御無音打過申候。何から詫可致哉。先年も花輪被下是ハ其砌幸二馬得と申

た。本名は中村かずよし。別号につくも、仁井田居、小蓑庵。長翠に従って出羽国酒田で剃髪したが、のち破門された。師の没後は道彦に師事して江戸本町一丁目小蓑庵を結んだ。弘化三年（一八四六）没、六十七歳。

33 一橋句稿 日向之人

女郎花星の七草過たれど

摘ほどの若菜になるかとしの雪

時鳥天窓の上に松の露

尚白が大根打し梅若菜

※一橋は日向の人。

日向 一橋

34 四弦書簡関本巨石宛 花洛車屋町人

貴墨拜見仕候。如命意改磨御吉慶何方も御同意目出度申納候。弥御清福可被遊御迎年与奉賀候。下拙義無異事賀年仕候条乍憚貴意易々思召可被下候。然ば御摺物御出来成候由二而乍毎度被懸貴意忝拜受仕候。誠二以御秀逸之程驚入奉存候。且又珍からぬ御事而巳に御座候得共四季摺もの入御一笑候。誠二御笑草二被成可被下候。猶期面上之時候。恐々。

正月廿九日

四弦

巨石雅君

尚申一声公之御状早速相達申候。以上。

※四弦は京都の人。関本巨石宛（文化二年六月没）の書簡であるから文化二年前のものである。

「^⑧」啼や故郷の月を恋る夜に 四弦（染 文化九年春）

35 菅雅書簡関本如髮宛 号時雨窓駿州府中人

文化八年十二月二十八日（推定）

先頃は草堂御立寄被下御対顔得芳慮大慶奉存候。夫より日坂^① 仏卵を御尋之由、同人より承及候。将亦洛御逗留之内被成御摺物御含之旨任仰愚句春興

二三句左二しるし入貴覽候。どれなり共宜御加入可被下候。

○御句「富士の山」の句草庵春帖二加入申上候。御帰旅之砌呈上可申上候。萬一野生他出仕候共、庵中江申付置候間此よし御尋被下御落手可被下候。此段兼而得貴意置候。先八右一用のミ可得貴慮如此御座候。頓首。

十二月廿八日

菅雅

如髮様 玉几下

初てふや松に夜雨の染てより

永しとはあら勿寐なの春日やな

掃かけし忘箒やこぼれ梅

春日や遊尽して秋の夕

蛙子やかたまりよりて風を知

右 時雨窓 菅雅

① 仏卵、駿府日坂の人。大須賀周蔵。

※菅雅は駿河国比奈の人。俳諧を去留に学び完来に師事する。享和初年江戸に出て文化四年（一八〇七）完来の命より時雨窓に入る。九年間在庵後隠退して江戸に戻り、対山の補佐をする。編著に駿河版『三節』（文化九、十一、十二）。本資料付箋によれば吾牛叟とも号す。

本書簡によれば如髮は駿府日坂の菅雅宅を来訪した後、仏卵宅に行っている。これが文化八年十二月のことであったのは、『如髮集成染筆帖』文化八年冬の箇所に菅雅、仏卵の句が連続で揮毫されていることから判明する。

「むさし野や月あればこそにし東 駿河 菅雅印（吾牛叟）（染 文化八年）

36 淋山書簡関本如髮宛 羽州湯殿山別当 本道寺住職

新陽之召賀千里同風芽出たく申納候。益御勇勝御迎陽なされ大幸不浅奉存候。野子無為致加寿候条御安慮可被下候。右年甫之御祝詞如斯御座候。頓首。

正月廿一日

淋山

如髮大君

路の臺去年の葎の陰ならん

際しては三河の中島秋拳が添書を認めていた。寄流は所用で会いに行けないことを本書簡で伝えている。

『河上集』(文化十四年 如髮編)には、如髮が伊賀の瓢竹庵(瓢竹庵は岡本苔蘇の屋敷)に赴いて、芭蕉が植えたと伝わる桜木の葉を記念に持ち帰ったことが記されている。この葉を如髮が発句に詠み、本宮の冥々、二本松の与人、紫明、本宮の秋夫によって五吟歌仙が巻かれている。

行脚の頃翁の旧里なる瓢竹庵(苔蘇)にみつから種給ひし桜木のこぼれ葉をかきひろひつゝ宝となしてひめ置しを今月今日自笑翁(与人)の文臺に載て道を信ずる人々に披露し侍りて、

拜ません伊賀の桜の落葉是

如髮

しぐるゝ袖に古き花の香

冥々

月や水水やひよろく影とめて

与人(以下略)

瓢竹庵苔蘇は伊賀國藤堂藩士。岡本政次。通称治右衛門。別号瓢竹庵、瓢竹亭。芭蕉の門人で貞享五年(一六八八)春、吉野行脚を控えた芭蕉、杜国を自亭に泊めた。宝永六年(一七〇九)三月三日没、五十歳余り。妻てふ、息子の之峰も蕉門。

「松かぜも涛もそびえず秋の月 伊陽 寄流」(染 文化十四年四月か)

3 1 石井雨考書簡関本如髮宛

陸奥須ヶ川 石井久右衛門

① たよめ江之御状拜見春光幾久奉寿上候。旧臘途中二而書状認草々申上候。相達候由宜御引直し奉希候。且此方江も御加草忝拜受甘情不少奉存候。玉句共いつれおかしからぬハなし。野句左ニ貴評奉願候。早々可祝。

二月朔日

ことしハいさゝかさワる事のありて漸五日よりぬからぬ春を迎ふ

翁より三日おくれつ花の春

元山も麓持けりうめの花

安達太郎に雲引かけて鳴蛙

うぐびすや雀の宮に寝しあした

正月も二月も梅のさかり哉

笑入斗乞貴評のミ。

如髮老仙 貴下

雨考

① たよめ、陸奥国須賀川の女流俳人。市原氏。

※雨考は奥州須賀川(福島県須賀川市)の人。石井勝右衛門。夜話亭と号す。俳諧は二階堂桃祖に学んだ。雨考の夜話亭は須賀川の鎮守諏訪神社の付近にあって、その南隣に我が国銅版画の始祖亜欧銅田善が住んでいた。雨考の編著「青かげ」には田善による乙「字の滝の銅版画がある。文政十年(一八二七)七月六日没、七十九歳。

「しぐれ来やまくらの上の鶏の啼 雨考」(染 文化八年冬)

「いく夜寝て見るやかすみのは山 雨考」(染 文化十四年春)

「萩の戸や客と申すもおこがまし スカ川 雨考」(河)

3 2 中村確嶺書簡関本如髮宛

號小義庵住于東都本町上州坂本人

文政五年一月十五日(推定)

未得花眉候得共ますく御安全に御重年あらせられ不少大慶奉南山寿候。然ばこたひ上毛の①壺半『浅原日記』と申もの頭し候。貴君をも相加へ集物届呉候様申来候間②与人子へ御頼申為遣候。御落筆可被下候。亦々壺半へ御文音も候ハ々散菴迄御達し可被下候。たしかに届ケ可申候。且亦おのれも出羽の国に暫く経回兼而御芳名も承知仕候。是より以来御たよりの節ハをりくの御佳作御さかせ可被下候。亦々草庵月並題も上候間御連中様へ御披露被下度は亦奉願上候。先ハ右申上候のミ。大乱筆御用捨可被下候。頓首。

正月十五日

確嶺

如髮様

①壺半『浅原日記』・文政四年刊行の俳書『浅原日記』(壺半編)。よって本書簡は文政五年一月十五日のものと推定される。

②与人・根本氏。二本松の人。

※確嶺は上野国碓井郡坂本の旅籠に生まれ、武蔵国本庄時代の長翠に入門し

西旅行中に送られたもので、京都に如髮が到着したことを龍門司が似藻に知らせ、似藻が都合をつけて会いに行こうとしている。如髮の京都来訪が京の龍門司一派に歓迎されていたことが窺える。本書簡が文化十四年の執筆と考えられるのは『如髮集成染筆帖』の文化十四年春と思われる箇所「龍門司、似藻の句が連続で揮毫されているからである。ただ、前後の句と異なり冬季の句が記されている（木がらしは住弱るとも鬼紙子 平安七十二翁 龍門司）」の「一考を要する」。

「東海百里のそが中に原よし原のおもしろき事は

雑水の箸の先にもふじの山 似藻（染 文化十四年春か）

「何喰ふて春にハしたぞ啼蛙 似藻（河）

28 雪居句稿 尾陽名護屋

正月の行儀くずすや宵の雨

庵くれて稲ひというの句ひかな

二日ほどかへさず雪の山泊り

右 雪居

※雪居は本資料付箋によれば尾張国名古屋の人で、『如髮集成染筆帖』にも尾張俳人と連なつて揮毫している。

「今朝遠しさくらの中の水の音 雪居」（染 文化十四年春か）

「宵間のはげか、りたる黄菊哉 雪居」（河）

29 安藤真彦書簡関本如髮宛 日向翁岡併諸祖神社神主

二白。旧冬八大々預御世話様千萬と忝奉存候。其後早束御礼書状差上可申之処甚以延引真平御高免可被下候。いづれ追々も御状可申上候。皆々様よろしく御伝調可被下候。奉頼上候。

立春のめで度申納候。先御揃御清福奉大寿候。このとしも御風流とくく御窺申度候事。をかしく花に鳥に幣をかざして雅君の御盛をのミいのるまでに候。猶永の日の遊びにと申述候。恐々頓首。

正月五日 真彦

如髮大先生

けふをしらば小松に遊べ草のてふ

鴈も寝る空や海苔干垣の外

湖やどちらも花の鐘がなる

など申捨候。御評可被下候。

※真彦は日向臼杵の人。安藤基國。弾正忠と称す。付箋によれば併諸祖神社の神主。

「辛崎や神代もかりて花曇 右 日向 真彦」（染 文化九年春か 近江にて染筆）

「五月雨の老てもゆかず琵琶の海 日向 真彦」（河）

30 寄流書簡関本如髮宛 伊賀上野侯臣

文化十四年四月二十二日（推定）

未得御面話候得共此度 古郷塚へ御引杖之由、無御障御滞留奉賀候。②秋奉

子の添書も御坐候處、小子義外出難敷差支有之何ら御世話も不仕候間心外残

念至極奉存候。其段御免可被下候。此間社中日々御風話も有之候由一入二

ちりふる御高吟乍御面倒御残し置可被下候。亦々重而期拜話之時候。不乙。

卯月念二日

如髮老翁故郷塚へ杖を曳給ふにいさゝか支へしことあり不能交情して

家をひくちからもなくて蝸牛

御笑艸可被下候。 寄流拜

①古郷塚・故郷塚は伊賀市農人町愛染院内に現存する芭蕉塚。芭蕉の遺髪を

服部土芳と貝増卓袋が持ち帰って埋め、服部風雪の筆により「芭蕉翁桃青

法師 元禄七甲戌年 十月十二日」と刻まれた。

②秋奉・三河の人。中島氏。

※寄流は本資料付箋によれば伊賀上野の藩士である。如髮が伊賀上野の故郷塚に四月（文化十四年であろう）に来訪していたことがわかる。伊賀来訪に

年内立春

行としに来る年もはやうめの花

庵の雪鯨鯨提て訪れけり

雉喙

※雉喙は安房国天津の人。遠藤氏。別号しらら坊。春鴻、葛三門。葛三より大磯鳴立庵主を継承する。天保十五年(一八四四)六月二十四日没、八十四歳。

25 柏原瓦全書簡関本如髮宛

花洛號五升庵二條木屋町柏原氏

爾来御左右不承候所不相替御安全奉賀候。此節けしからぬ暑さ二老境ごまり申候。扱御約申候^①『桜会』冊相とゞのひ候付二冊差下申候。各御出吟祝申候。よろしく御伝声可被下候。折から御句承度存候。右配分取込此事申残候。勿々不一。

五月廿五日

五升庵

如髮老雅 几下

蚊やり火や干とせの松葉ちよの竹

①『桜会』・文化四年三月十六日、瓦全が京岡崎の本光寺で興行した芭蕉追善俳諧の記念集。以後毎年春帖として刊行。瓦全が毎年刊行した句集。慶応大学の奈良文庫に文化十年までのものが現存する。

※五升庵瓦全は京の扇商。柏原嘉助。別号に鳩筈斎。蝶夢に学び、五升庵の二世を継承する。初代五升庵の蝶夢には如髮の父関本巨石が師事した。京の扇商。文政八年(一八二五)十一月二十七日没、八十二歳。

「花山寺の鐘霞けり餅の啗 瓦全」(信)

「よし野山に桜をうゝる勸進にくハ、りて

桜苗わがのちの世に雲となれ 右 洛陽 五升菴 瓦全」(染 文化九年

春か)

「桜苗我が後の世に雲となれ ラク 瓦全」(河)

26 小沢何丸書簡関本如髮宛

居于東都信州水内郡吉田人 小沢治郎右衛門

芳墨辱拜誦。弥御清栄被成御消光奉南山候。然ハ正二三月並御出吟被下誠以

御深情之程奉感入候。御端書の玉吟洗耳の沙汰二御坐候。中にも「余所の木葉、狐の湖水」等は恐入斗也。

一、扇面之義いまだ京都の地紙下り不申候故今少し間も可有之候間重而御報を可申候。夫故南一八不納二御坐候間御文申候。御請取可被下候。扱当年も種々の催等有候間御近辺御誘引可被下候。杜園子も御出吟之義奉頼候。右貴酬之礼答如此御坐候。以上。

正月廿五日

何丸

如髮先生 几下

去年中ハ^①九洲賀会の御哥仙到来拜見。誠に近年の作意かと奉恐入候。杜園君へ別紙不差上候間宜敷奉頼候。已上。

①九洲賀会・本宮の塩田冥々社中の賀会歌仙。

※何丸は信濃国吉田北本町の人。小沢治郎右衛門一元。のち茂呂氏。別号に月院社、古連。書画を商ううちに寛政四年(一七九二)俳諧を知り、關東に入門した。文政二年(一八一九)江戸に移住して一家を成した。注釈書『七部集大鏡』を出版するなど芭蕉研究に尽力した。天保八年(一八三七)没、七十七歳。

27 森元似漢書簡関本如髮宛

丹州田辺牧野侯臣森元太兵衛

文化十四年三月十三日か

御手紙申上候。此度ハ能も思召立御曳杖益御清栄奉寿候。昨日^①司老人を為御知早々罷出拜顔可仕之所俗事差重り失敬仕候。何れ参上御風談奉何度相たのしミ申候。先ハ鳥渡御見舞申上度早々申上候。不備。

弥生十三日

桃桜山の奥にも鬼はなし

御笑評奉ねぎ候。

如髮様 机下 似藻

①司老人・龍門司(関叟)のこと。薩摩出身で京都に住んだ。

※似藻は丹波国田辺藩士。森本太兵衛。江戸にも住んだ。本書簡は如髮の関

※霞中は付箋によれば、讃岐国高松の出身で大坂を遊歴していた。手紙の便所は岡井肩が引き受けていたことがわかる。

21 木天書簡関本如髮宛 尾州名護屋橋町東輪寺境内ばせを堂

いつぞやハ①『玉ひろひ』とやいふ御書被下日々机をはなさずたのしみ申候。此度御地の方々御出被下草庵を御目かけ申候。御晰し御聞可被下候。其内にハ野子も参上いたしたく候間随分御達者にて御暮らしいのり申上候。先ハあら〜。

弥生廿一日

尾張ナゴヤ橋町東輪寺地中

ばせを堂 木天

如髮様

庵中

たツね寄る人斗でも花の奥

見た罪の花に移らバいかせん

花を前にする業なくて草臥し

①『玉ひろひ』・二本松の加藤紫明が編集した俳諧撰集。

※木天は本書簡によれば、尾張名古屋橋町の東輪寺内の芭蕉堂に住した。

「たくミ置事ハ手のなき朝の花 木天」(柴 文化十四年春か)

「柴の戸のふとん眠たき寢覚哉 木天」(河)

22 井口烏頂書簡関本如髮宛 江州大津走り井 関井市郎右衛門

御平安奉奏候。先頃御芳書被下辱奉拝見候。こたび①紫明子御のほりに付御無事の御様子承り大慶致候。君来春ハせひとも御のほりの様子承知致候。かならず待居候。とかくに御なつかしく候。ちとこのもとの御風調御もらし被下度はやきたよりを奉待候。御作いつとても妙也。此君ごとのぶ心急ぎ給ふ故何事も被止候。乱筆頓首。

十月廿二日

一構道付て来るしぐれかな
白魚の生れぬ先を初しぐれ
老にけり鯁喰た箸を捨させる
など申出候。御評可被下候。

如髮君 烏頂

①紫明・二本松の加藤紫明。近江に来ていたことがわかる。

※烏頂は近江国大津の人。井口市郎右衛門。別号関井庵。逢坂の関の清水走

井餅屋の主人。没年未詳。

「山本や人珍しく啼蛙 烏頂」(柴 文化十四年か)

「網引の別る、声や露あかり 烏頂」(河)

23 西村定雅句稿 號俳仙堂居亭平安下河原

竹ふかしさがせバおくに春の月

おもむきは夜にこそあれ梅の花

※定雅は京都名産の縫い針「みすや針」の卸売商。西村甚三郎。別号に俳仙堂、椿花亭、柳下舎、猿猴。戯作者として粹川子、艶好法師の号がある。俳諧は樗良門と伝わるが、蕪村系門の几董、百池、月居らとの親交が目立つ。

文政九年(一八二六)十二月十二日没、八十三歳。

「山にみちて野に落来るや夕霞 定雅」(柴 文化九年春か)

「けふは野に遊んで居れど春の厂 定雅」(柴 文化十四年春か)

「運さくらそれもきのふと過にけり 定雅」(信)

「みじか夜の月さへ闇と成にける 定雅」(河)

24 遠藤雉啄句稿 房州人住于相州大磯鴨立弄

明た夜のころろ捨すに梅花

舞蝶やもとめてもなき鹿島連

年奇二ありたきものよ家棧

目きゝする(いけす)鯿(いけす)の魚や遅枝

七月廿日

立秋のもふ佛を蟻の道

川音や甘ミの抜けし秋の空

願ひなき老が袂も星のそら

書消た思案もどして蚯蚓さく

貴評 芝山

如髪様

①野句も御加梓・『河上集』(文化十四年 如髪編)には、「山桜ちるをけし

きのはじめ哉 江戸 芝山」が入集する。本書簡の執筆年も文化十四年と

推定される。

②『句双紙』・芝山が編集した『四海句双紙』のこと。初編は文化十三年刊

行で、同書に「片枝は正月する歎寒椿 ミチノク 如髪」が入集する。

※芝山は江戸の人。白川景皓。別号に玉蕉庵。詩書を能くした。『高館俳軍記』

(文政元年)で道彦を非難しているが、のちに大坂へ移住する。文政七年九

月七日没、六十一歳。

芝山は江戸で月並を主催したが、投句が一万三、四千にものぼったことが本

書簡によつてわかる。

(人物画)「春風のふけばこそたてみよし野の御舟の山の花のしら波」

これ八予が壮年の頃よし野にてよめるを都に帰り雲の上人も興じ給へ

り。今ハ武蔵野、草の庵にありてみちのくの如髪叟のよし野行を送り

て花に昔をしたふ事の類なれば、

我がこゝろ花にも告よ芳野山 芝山 印(染 文化十四年春)

「山桜ちるをけしきのはじめ哉 江戸 芝山」(河)

19 川角星譜書簡関本如髪宛

号七杉堂浪花ノ住 川角吉兵衛

去年六月の芳書当春相とゞき忝拜見仕候。愈御清福奉賀候。扱御すりもの御

恵御趣向妙なりと存候。忝相たのしミ申候。御文端の御作凡ならず承り候。

野房が句少々申上候。

つぎる期もあるかやよひの野の埃り

ねがはくばとく散れ花の若いうち

散るやいなからびかけても桜とは

春をしゃすびつひとつのほだしよりも

夏ハ

山姫の寝起どころか杜若

白檀の香にまけまぬぞかきつばた

世の中に添ふ影もあれほとゞぎす

いろもなく露はほろ／＼時鳥

と申出候。重而御批判承り度候。早々謹言。

三月廿九日 星譜

如髪老先醒

※星譜は大坂の人。河角氏。通称土佐屋吉兵衛。奇淵門。二柳の七杉堂二世

を継承する。

「尺る都もあるかやよひの野の埃り 星譜」(河)

20 霞中書簡関本如髪宛

讃州高松之人 遊歴于浪花島之内

寒気相侵候所御多福二御風騒と奉賀候。御風調之高韻追／＼承り候。野生方

へも折にふれて之御佳作御聞し可被下候。几辺有合小すり呈候。換御笑二候

迄二御座候。早々不悉。

十月十一日

朝落葉苦なしに踏てなく雀

飛はとの行衛見通す小春かな

如髪様

霞中

大坂嶋之内心斎はし筋周坊町①井眉庵へ御出し可被下候。早々相届候。

①井眉・井眉は大坂心斎橋周防の人。岡氏。別号に井眉庵、五春荘。勝見二

柳門人。編著に『華鳥文庫』がある。天保八年(一八三七)七月二十九日

没、七十八歳。

鳥影のさして八解る氷かな

鷹ハミな往たとて拾ふ汐木かな
松にふくものとは誰もはるの風
朔日八四月の事よ拾着て

つゝがなやきのふの俣の蟻の道

など御評可被下候。追々種々のものたくみにて机上大いそがし御無音ゆるし可被下候。併集ごとにハもらし不申御句入申度候。折々御きかせ可被下候。御社中方も四季御句御もらし可被下候。とし々三集八仕事にて余意後音二可祝。

弥生廿三日

如髮様

塊翁

①市中庵・如髮の庵号。

②雪の兔袂・本稿「9龍門司書簡関本如髮宛書簡」（文化十二年一月十九日推定）に如髮の「雪のうさぎ袂かしたく思ひけり」の句がみえる。

③「板びさし」・文化十一年に塊翁が刊行した俳諧撰集。本書簡が文化十二年のものであると推定される。

※差出人の塊翁は名古屋桑名町の人。竹内春政。通称清兵衛。前号竹有、別号大鶴庵。晧台、士朗の高弟。月次句合を催し多くの門人を得た。文政十二年（一八二九）十月十七日没、六十六歳。

「留王のうちに掃て呉けり庵の蝶 竹有 印（塊翁）（染 文化八年か）

「河舟に四五本白き扇かな 大鶴」（染 文化十四年夏か）

「川ふねに四五本白きあふぎ哉 塊翁」（河）

17 成沢雲帯書簡関本如髮宛

信州上田 成沢七郎右衛門

尚く。御痛御大切御いとひ春中御旅可然冬八日毎く淋しく相成申候。御たんざく御認送り被下候様ねぎ上候。入用之出来御失念なく相願上候。

一、君四季御佳吟何卒善兵衛様御出二付啓上仕候。寒冷相催候へども御全家

御安情御座候。

野亭無為消日之至乍憚御休意可被下候。此間^①紫明子御上京と之御尋方御噂等も申出候。君にも御上京と御思召も有之候様の處、御足御病延引此節御こゝろよく御坐候。御大切御厭ひ可被遊候。明日出立とて御尋甚乱書余事重便に申上度折から外へ出掛心せわシク御察し御覽可被下候。

八月廿一日 雲帯

如髮様 即日

朝兒はかくれ家の関と成秋ぞ

世にそまぬ花のすがたやワれもかう
など句なし。重使御加筆ぐんぐねぎ上候。

①紫明・二本松の人。加藤忠兵衛。屋号は金澤屋、別号は二峯楼。本宮の冥々門人。菩提寺西光寺の門内に「蓬萊の枯れ果つる音聞く夜哉」の句碑がある。『玉ひろひ』を出版。文政十二年三月十八日没。六十九歳。

※差出人の雲帯は信濃国上田の呉服問屋。本名は成沢寛致、通称金弥、七郎左衛門。別号に指峯楼、槐園。古参の白雄門人。文政七年（一八二四）十一月三日、八十三歳。

「山鳥の筏におりし夏木立 雲帯」（染 文化十四年夏か）

「須磨の海士と明やすき夜をかこち見 雲帯」（河）

18 白川芝山書簡関本如髮宛

號白川 東都神明前

文化十四年七月二十日

御集自出度奉存候。殊二^①野句も御加梓被下忝奉謝候。處々へ早速配り出し申候。御安意可被下候。絹地一枚両紙画之事被仰下候得共近来多忙にて画ハ相止何方へも相断居申候。南簾一片為謝物御贈り被下忝奉存候得共是ハ追て御返上仕候。いづれ九月頃^②「句双紙」入御覽申候節其中へ封入可仕与奉存候。此段御承知可被下候。諸方応復多用其上月並集此度八巻万三四千集り一向二手元廻り不申今ハ俳苦と相成申候得共、急二店も引がたく相成申候。御察し可被下候。不快中故先御礼迄。勿々不悉。

三月十五日

如髮様

①半倍・通称與次兵衛、本名関本直榮。直有(如髮の嫡子)の嫡子で、如髮の孫にあたる。越後屋昂齋市中庵。明治二年十一月二十日、享年七十四歳。

※差出人の卓池は三河岡崎で紺屋を営む。鶴田光貞。通称与三右衛門。別号青々処、藍叟、柏声舎。晧台、士朗門。五十七歳で家督を譲り燕岡庵に入り、最晩年は蟹沢に移って多くの門人を擁した。弘化三年(一八四六)八月十一日没、七十九歳。

「仰山な雪や戸口へ松の枝 卓池」(染 文化八年冬)

「春雨や門に砂もツ桑處 卓池写(竹の画)」(染 文化十四春)

「呼るまでのぞかん花の門がまへ 三河 卓池(河)

14 西坊千影書簡関本如髮宛

〔近江大津三井寺坊官〕

六月之芳墨相達致拜見候。時分柄秋冬相暮候處御清宋可被成御入奉賀候。玉句致感入候幸艸庵夏秋摺取立而折から貴簡到来二付玉句相加申候。御覽可被下候。余来春御上京之刻可得貴意候。其節は私宅へも寛々御逗留御出被下候様致度奉存候。已上。

九月廿五日

千影

如髮様

水あとの壁にも見ゆる夜寒哉

名月や濡して出たる竹の箸

荻の穂に障音して遠碓

をかしからず候。貴評可被下候。

※千影は大津の三井寺円満院坊官。蝶夢門人。本名は西坊胤昌。別号は敲月居。文政八年(一八二五)二月十四日没、七十歳。

「雀より鶯おほき山路かな 千影」(信)

「三井寺は燈籠ほどの高ミかな 千影」(染 文化九年夏か)

「青葉喰て居やら遅しほと、ぎす 千影」(染 文化十四年夏か)
「父母の日を朝がほの盛かな 近江 千影」(河)

15 安達夢南句稿

〔號一具葬陸奥人 住于東都〕

途中

十月や山明らかに艸の上

柀に小鳥のつくや大師講

白川関

鵲の巢つくる木あり関の脇

枯されバ却て寒し山のきく

親なくハ子なくは何をむら千鳥

夢南

※夢南は安達氏、一説に高梨氏。乙二門人。初号は夢南でのち一具と称する。別号に十夢、断橋、一具庵、不幻果、仏虫、無漏子、逆旅山人、抱愚老人など。出羽国村山郡楯岡の出身で、三十九歳の時福島信夫山大円寺の住職となる。四十三歳、法弟に寺を譲り、江戸中橋北植町に出て俳諧に没頭した。編著に「茶すり小木」、「九日」等がある。嘉永六年(一八五三)十一月十七日没、七十三歳。

16 竹内塊翁書簡関本如髮宛

〔號大鶴庵竹有 尾州名古屋〕

文化十二年三月二十三日(推定)

正月十二日之貴墨殊にめで度拜見。益御堅勝御重歳之上二、市中庵に引入給ひて福寿艸の御スリもの御歳旦之軒雀は古今の御出来塵世界を行放れたる有之俵の御詠可及二八あらず。大二甘舌仕候。其外御紙面中之御句何れもうれしく中にも、

加茂河天の川、日のもと明月、眼通り青柳、^②雪の兔袂、瓢に頭巾此五吟一入二承り候。追々集スリモノなどへ入可申候半とたのしみ申候。去秋不破の月見に参り^③「板びさし」漸進上申事二成申候。当春すりもの連中

^①大催しいたし候付御句あみ入申候。よろ敷御承知可被下候。愚句ハ、

山ぶぎにすかともりたりふな輪
てふ鳥にねむりかちけり春の雨
御一笑可被下候。已上。

※長齋は七五三作右衛門。大坂江戸堀五丁目に住み、のちに大川町に移り船宿を業とする。吉分太魯門。来訪した多くの俳人を世話した。文政四年（一八二二）には秋田に旅をしている。『万家人名録』の編者として知られる。文政七年（一八二四）四月十九日没、六十八歳。

①人名録・『万家人名録』（文化十年刊 長齋編）のこと。全五編に俳家六百余名の肖像画、発句、姓名、別号、居所、没年等を注した。如髮は初編の巻頭から数えて十六人目に肖像画、発句、氏素性が掲載されている。「若草やうくひすなげと鉛摺鉢 如髮 姓関本号市中軒通称与次兵工奥州会津小田月買人」とある。肖像画は商人の風体である。本書簡に「やがて差下可申候」とあるので、本書簡の執筆は文化十年三月九日のものと推定した。

「汁の実に摘ぞそこのけ草の蝶 長齋」（染 文化九年）
「はなれ鶉のづぶりと出たりふねのさき 長齋」（染 文化十四年）
「木刀をひらりとくぐるつばめかな 撰津 長齋」（河）

12 田川対竹句稿

京陵山人□蓼庵肥後熊本人 遊歴于三都巖島源弥

文化十二年以前

麦国の二ヶ国ならぶ雲雀哉
是ほどの香は身に過んうめふすま
雉子なくや寺か蔵かと小波こし
かいつばたさくや山にも衣干す
すましき日昼完咲て居たりけり
紫陽花やかはらで濃くてあすの秋
見はツさバ枯てしまはんのちの月
はツ鷹やされどことし八昼のこゑ

草の花あれたゆれバうるハしき
来ぬにしてありあけ消せバしぐれけり
いとほしな寒さもひまのまぎれくさ
簪むなし去来世になき鉢たゞき

対竹

※対竹は肥後熊本藩士であったが寛政十年致仕した。熊本綺石門。本名は巖島義長で、のち田川氏。別号蕉風林、自然堂。上方滞在後文化十三年（一八一六）には江戸本所亀沢町にいた。この頃対竹から鶯笠に俳号を変え、文政後期には鳳朗と改号。天保十四年（一八四三）、京の二条家に「花下大明神」の神号を許される。梅室、蒼虬とともに天保三大家と称される。一茶とは文化三年（一八〇六）十一月三日に江戸の夏目成美宅で初めて会い、以後江戸の鶯笠宅に一茶が訪問したり、文通するなど親しく交流した。弘化二年（一八四五）十一月二十八日没、八十四歳。

「杜氏ハ住居にたはぶれ遊びて 鶯やワれに竈のあた、まり 対竹」（染 文化十四年）
「いとハしな寒も隙のわすれ草 対竹」（河）

13 鶴田卓池書簡関本如髮宛

号青々所三州岡崎 鶴田与三右衛門

梅のきほひ花にハ雪もなかりけり
鶯の見てみぬふりやしのぶ神
神鳴てすくろの芒芽立けり
名物の鮎に日のさす餘寒哉
草刈の馬逃したる霞かな

少年行

流越て鞍ゆり直す柳哉
外山より咲ていそがすさくら哉
①半代様よく御尋被下候處、甚々御いそぎ二而御手唇之御返事も不申候。失敬御免可被下候。

卓池

そ都人に成て大雲院なるかの師が墳墓の洒掃いとまめやかにいとなみてかゝる集をとりたてて報恩のおもひ切なるにぞ。おして龍門二代のあるじたらむとすゝめ侍るも古人のおのれをしれゝば我まだその志をつがしめむとなり。されば駈出さむといひてよりあまたかり出む龍の中なるひとツの龍は今のあるじなるべしといはむに昔のしたにもうなづかざらむや。

文化十歳癸酉冬 平安 竹葉月居 (花押)

二十三回忌冥福 脇起之俳諧

寒空やたゞ暁の峰の松 暁台

おし出して行岸の鴛鴨 関叟

古柱叩て何を諷らむ 月居 (以下略)

江森月居の序文によれば、『龍門会』は暁台二十三回忌の追悼集で、暁台が京都の寓居で掲げた「龍門」の額に因んで関叟が龍門司と改号したことがわかる。蕉風復古運動の魁として名高い加藤暁台は、安永三年に仙台の丈芝を伴って京に赴き、その後蕪村一派と親交している。天明三年、洛東金福寺芭蕉庵において暁台は芭蕉百回忌取越追善俳諧を興行し、『風羅念仏』を刊行している。金福寺芭蕉庵は京都市左京区一乗寺才形町にある草庵で、蕪村、月居らの墓がある。『龍門会』には、如髪の方が二句入集(「水呉た覚もなきに柳かな アヒツ 如髪」)「旅館暁 人の撞ものとおもはず御忌の鐘 如髪」)しており、讃岐の履視が跋文を草している。

「雉子の声旅も夜明のあれバこそ 関叟」(信)

「一ツ葉は数ともゆる秋の山 関叟」
「若竹と成も尽せず竹の中」(染 文 化九年)

「木がらしは住弱るとも鬼紙子 平安七十二翁 龍門司」(染 文化十四年 七十二歳)。

「蓬菜や八万石の松ばやし 関叟」(河)

10 鈴木鱸亭書簡関本如髪宛 尾州宮駅 鈴木七左衛門

時節寒冷成候。増々御多福二而御風流二被為渡奉恐喜候。野子義無恙暮候間乍恐御心易思召可被下候。然ば四五月比八算すりもの御思三被下辱拜見仕候。玉喰も沢山御聞せ被下感味仕候。そが中二も「とら猫の白牡丹」大関二奉存候。愚句、

小春空暮てもしばしけぶりけり

寝延に声しみ渡る千鳥哉

樽焚や柱に古き油壺

雪風や寝ぬ子をすかず蚕が袖

雪もたぬ雲八消けり佐渡の山

などゝ申捨候。貴評可被下候。猶追々御高作御聞せ可被下候。余八重便と申

残候。不肅。

仲冬五日 長浪館 鱸亭

如髪雅君几下

※鱸亭は尾州宮駅の人。鈴木七左右衛門。

「東むにて うめちるや上野へ売来る豆腐串 鱸亭」(染)

「浦嶋が子もつれて来よとし忘 鱸亭」(河)

11 七五三長齋書簡関本如髪宛 号柿垂 人名録撰者 浪華倉敷屋作右衛門

文化十年三月九日(推定)

新禧芳翰忝拜誦愈御佳勝御迎春奉喜候。当境御同事御消念可被下候。扱もめでたきかぎりを告ごし給ふ嬉しさあやかり奉べき地に愚句なども御く八へ被下別而忝、殊二御同苗御能手之御筆勢など返く恐入候。人々にもさそく相達候而みなくめくるめき申候。①『人名録』は最中拵能任候。やがて差下可申候。先は御礼まで草々恭々拜。

やよひ九 長齋

如髪様

脊戸門ややりはなしなるもゝのはな

ほと、ぎすまだ川霧も夜深きに 巢居（河）
 「木の葉火のへらく過る月日哉 巢居」（河）

8 江森月居句稿 号些庵竹巢花落之人 禹于浪花

みじかよの夜くになくなる寝ざめかな 月居
 ※月居は京都の人。江森師心。春面、聾齋、竹巢、些居、任他庵、桂川などの号がある。蕪村の高弟だったが、ルーズな一面があり蕪村一門から疎まれ、京都、大坂方面に独自の勢力を築いた。江戸の道彦、名古屋の士朗とともに時の三大家に数えられた。文政七年（一八二四）九月十五日没、六十九歳。

『月居七部集』は文政十一年に其成が編集している。

「早乙女やおもふことなく植て行 ナニハ 月居（信）

「加茂川の石ちからなや酔のおし 月居（河）

「みじかよの夜くになくなる寝ざめかな 月居（染）

9 龍門司（関叟）書簡関本如髮宛

号英叟 薩摩之人 住于洛陽東山

文化十二年一月十九日（推定）

新年之御吉慶目出度申納候。弥御安静奉寿候。然ハ去霜月出之芳翰延着御返事も延引御高免可被下候。当春ハ遊がてら之御上京と承候。衆ミ御待兼申候。

尚冬之御作「一字名の翁伊達さる紙子」之句始「^①雪のつさぎ袂かしたく思ひけり」との二句大ニ甘心仕候。尚又当春之御多作御待申候。大かた御上京之上承候半与奉察候。^②履視・^③佳山へ之御加筆是又宜加筆願申候。一日も早く御上京奉待候。且^④冥々翁へ礼状遣申候間御達可被下候。外ニ白石行大坂屋ニ頼遣申候。艸く以上。

正月廿九 龍門司

如髮老様

又しても北山白し梅の花

あの石が落たらいかに磯菜摘

など申出候。御評可被下候。

①雪のうさぎ袂かしたく思ひけり・この句は本稿「16竹内塊翁書簡関本如髮宛」（文化十二年三月二十三日）で如髮近作の句として「一入二承り候」と高評価されている。よって本書簡は文化十二年のものとして推定される。

②履視・讃岐出身で京に住んだ。奥村俊治。『新撰俳諧年表』には「向井氏、名由豫、称郡助、讃岐高松藩京都留守居役」とある。乗心堂と号す。『如髮集成染筆帖』には、「かれ沼に水のりか、春の風 履視」の句が京の俳人とともに揮毫されており、『河上集』には、「遅く寝て見る夜も明ず啼千鳥 サヌキ 履視」が入集する。拙稿「関本如髮集成来翰集（第一巻）」には「31履視書簡如髮宛」がみられる。

③佳山・京の人。拙稿「関本如髮集成来翰集（第一巻）」に「35佳山書簡如髮宛」がみられる。「鳴立や早戸さしたる渡し守 佳山」（染）

④冥々翁・本宮の塩田冥々。如髮の師。

※龍門司は本資料の付箋に薩摩出身で京の東山に住んだことが記されており、『新撰俳諧年表』の「関叟、暁台門、釈氏、龍門司と号す。サツマ人、京都住」と符合する。付箋にある英叟は別号であろう。『さむしる』（文化八年 関叟編）には如髮の発句三句が入集する（春の水あら野にうつす不二の山）「散桜鯛の眼の光かな」「薄壁のかはく間もなし露霜に」。同書の自序には「香倉の岡崎なる九々庵」とあり、関叟は文化八年頃には九々庵と名乗っていた。

関叟が文化十年に「龍門司」と改号した経緯については、『龍門会』（文化十年 龍門司編）の序文に月居が以下のように述べている。

龍門会は前の龍門のあるじが遠忌供養の一集なり。このあるじやそのむかし「入中の龍かり出さむ花の春」と風狂してみやこあそびの寓居に掲たる龍門の額ハ三位寺にかしの卿の為暁台書とさへ御筆を下し賜ひければ誰もく登龍門の望やまさりしをいまは人むなしく名のみ残りていたつらにおほくの星霜を経たり。こゝにその弟子の中に司といふ名をさらに拾ひて関叟の二字をすつる人あり。こは隼人の国人なるがちかき年こ

年九月二日没、六十一歳。

④九洲老人八十の年賀、冥々が八十歳を迎えるのは文政三年である。

※差出人の太筈は下総小南の人。通称青野慶治郎、家名権右衛門。前号惠芝、太蟻。猫頭庵、青猿翁、迎風道人、半年庵。小南の名主(酒造、豪農)を引き継ぐ素封家。江戸(芝片門前二丁目、浜松町二丁目新道)にも居を構えた。弟の東騏、子の鞍丸も俳人。文政六年以降、越後長岡地方に門人を多く得て、江戸と長岡千住町に半年ずつ住んだことから半年庵と称した。編著に『犬古今』(文化五年)『しきなみ』(文化八年)『玉笹集』(文化九年)『俳諧発句題叢』(文政三年)『寂砂子』(文政七年)『鳥の道』(文政十年)がある。文政十一年(一八二八)八月十八日、長岡市千手町の半年庵で没、六十五歳。法名安養院周詠節徳居士。長岡と小南の蔵福寺に墓がある。

文政二年秋、太筈は奥州に来て本宮の冥々に会い、仙台に向かったが、会津までは足を伸ばせなかつた。恒丸の月並を継承した太筈は、陸奥の初心者投句を勧めている。メ切は二月までで、三月十日に高点摺を分配する計画があったことが本書簡により判明する。

「角田川夜ありて花の静也 太筈」(河)

6 加舎白雄書簡 陸奥仙台遊歴于東都 号春秋庵 安永期

鶯につぐひすきなく寝みゝかな
ゆふ空や鳳巾見に出し酒の酔
山ざとや馬舟にきじのあゆみよる
野句恥入申候。みちのくのすき人より集出候よし此うち御見はからひ被遣可被下候。

しら雄

※白雄は加舎吉春。江戸日本橋に春秋庵を結び、信濃及び関東を中心に大きな勢力圏を築き上げた中興期の雄である。寛政三年(一七九一)九月十三日没、五十四歳。『増補改訂加舎白雄全集』上巻(矢羽勝幸編著 国文社)によれば三句とも安永期の作である。

7 田村巢居句稿 陸奥仙台宮城野原之町 号蘭庭清光院

文化十三年夏(推定)

蕪のしるべ
会津の里のかり寝も月八三月キばかり日数は五十余日になんありける。けふや名残もうちかさなりてその宿をたち出れば、

苗代で見しを青田のものも孕ミ
大塩といふ所は両山にさしはさまりて谷水はげしくほとばしりていと物冷し。大なる石橋をうち渡すその岸に塩の涌井あり。其水を汲て塩に焼。彼唐土にも山西蜀の地などは鹵塩を用るよし是等もそのたぐひならめといと哀深き所かりなりけり。

辛き世をしれとて夏の焚火哉
松原といふ里あり山路深くたどり入て田などいふもの見へず山畑などかすかに見ゆるのミ也。

流水などもあらん松原の秋となり
三輪の山もとより又哀なり。会津領には杜宇といふものたえて聞ざるをけふをはじめて聞事の珍しけれバ、
秋近き我にはツ音や時鳥

人の誘ふにまかせて米沢の高湯といふ所に分入る。温泉のたゞずまひ異所とハ又一しほ清らか也。二日入湯して此頃旅労を養ひ侍る。

蚊と蠅の夏なきうへや湯の泉
幡釣ぬ宿二ところ温泉のかり寝
とかいやりて米沢の方へ杖を曳侍る。

巢居草

※差出人の巢居は仙台原町の観音堂別当。清光院十世権大僧都元亮。蘭庭と号す。

「鶯の屋根から下る鳥かな 仙府 巢居」(信)

「目き、にもたがはぬ宿ぞ鳴水鶏 巢居」(染 文化九年)

「文化丙のとし(文化十三年丙子) 此地(喜多方)に詣て はし書略す

4 遠藤日人書簡

号木間養富山翁陸奥仙台 石之巻處士 遠藤伊豆之助

墨江

水底に霜のおくやら隅田川

國府臺 里見北條古戦場

草臥て秋も折られずこの台

轡

吉原に枯枝ハなし秋の風

蚊屋を出て見れば故郷でなかりけり

○

衣振千仞岡足瀧萬里流

長の旅忘るれば行燕かな

壁の中なるおましより這出給ひ、夜なく枕のそばにより添ひ給ふ君の

侍りけらし

又起て間八畑也きりくす

宵の間ハ恙なかりしはセを哉

旅百夜死なす一夜の霜の月

関宿より江戸眠子へ二水に別る

瀬伝ひや霰さけ行利根の段 日人（花押）

来春參可得御評候。夫迄どふぞ死なぬ葉御互二のむ分別也。

※差出人の日人は仙台藩士遠藤定矩。燕々亭百陽門。別号竹林舎、木間庵。

土芳自筆『芭蕉翁全伝』の写しや伝記資料の筆録『芭蕉翁系譜』を残した

芭蕉研究家。『蕉門書生全伝』等の編著がある。天保七年（一八三六）四月

二十日没、七十九歳。宛名は不明だが、日人と同年代の如髮宛であろう。

「草のふし折してころぶやみそさゝぬ 日人」（河）

5 青野太笏書簡関本如髮宛

下総香取郡小南人 號猿翁樗丘

文政三年一月二十八日

花鳥の春御同慶申祝候。さてはいせの①樗丘より一封たのミ来候まゝ上申

候。去秋は貴国へも下り②九洲老人へ約し貴老にも御風交可申を仙府にて所

勞時日たがひて不得貴意残情之至御坐候。此葛齋は貴国三春人③恒丸④素月

尼が栖あらしたる菴なるが此二仏の香花供養も絶せじと社中の人々おもひ立

たる也。哀御閑暇の折も候ハゞ初学の風土御すゝめ御出吟可被下候。尤二月

限に草菴迄相届候やうねがハしくこは三月十日比迄に高点摺出し諸国へ分配

候。三月中旬はおのれも上方筋へ出かけ可申心掛二御坐候。ことは⑤九洲

老人も八十の年賀御同意大慶唯々鶴亀の齡を祈申候事二候。省略。

正月廿八日 猿翁

如髮老聖

三縁山の禁にすめば

日のはじめ拜むや弥陀に尻むけて

みち彦素月尼ミまかりしもはや

憂事のうぎにはなれず年明る

海辺立春

初空や花も紅葉もあらなくに

田家

夕顔のすひとりかへせ梅の花

籠の鳥見て後さびし霞む山

など申置候。貴評可被下候。

①樗堂・伊勢の人。徳田氏。

②九洲老人・奥州本宮の塩田冥々の別号。化政期東北俳壇を代表する人物。

文政七年（一八二四）閏八月二十二日没、八十四歳。

③恒丸・奥州三春出身。下総佐原で葛齋社中を結成し、下総、常陸にその勢

力を築いた。一茶と親しく交流した。文化七年（一八一〇）九月十四日没、

六十歳。

④素月・奥州三春出身。恒丸の妻。享和期に恒丸と出奔し、江戸、下総佐原

で恒丸と生活する。恒丸没後は下総佐原の葛齋を継承。京で剃髪し、西国

長崎まで行脚した後、函館の乙二に会いに行き、同地で客死する。文政二

父事もよろしく申上候。幸使早々不俟。

正月廿六日 乙二(花押)

巨石様

①おもしろき御集物・巨石の著作には、『伊達行』、『誹諧雪明り』があるが、いずれも発行年代が特定できない。

※差出人の乙二は岩間氏。松窓と号する。白石千手院住職。化政期の陸奥を代表する著名人である。文政六年(一八二三)七月九日没。六十九歳。

書簡は如髪の父巨石(関本直為。通称與次兵衛。六種園と号す。文化二年六月没、七十歳)に宛てたものであるから、文化二年以前の執筆である。如髪は本宮の塩田冥々に師事したが、父巨石の代から白石の乙二とも交流していたことがわかる。

「遠山もしたしき花の木の問哉 白石 乙二(信)

「水飯や翌は出て行草の宿 仙台 乙二(河)

2 建部巢兆書簡関本如髪宛

號秋香庵画自成一家住于東都千住

文化九年六月十五日

花墨忝拜見仕候。如示教けしからぬ暑氣可止萬栄奉存候。実二①旧冬は早々得拜肩尚亦御歸路御訪ひ可被下候処西総行脚不得貴面残念奉存候。殊二御土産物など承り御存念忝奉存候。此度も御すりもの②春蟻も相達候様被仰付承知仕候。早々幸使二出し給候や。拙筆画讀もの御好被下(と)庵中申間候。繁中失念仕候。今日御使候処あり合一葉呈上仕候間、尚又あと使二可被仰候而。何か認直進上可仕候。何事も御使またせ奉候もきのどく早々乱筆責報申上候。餘事遠からず集冊など出版候節可申上候。草々頓首。

六月廿五日 巢兆

如髪様

御句おもしろく奉存候。当方帰庵後何かと取込、いまだ一句出来兼候。

朔日吟

唐櫃をひらくやいなや夏氷

みち端に生れて涼し赤鳥居

漸是等可吟候。貴評かさねて奉待候。以上。

①旧冬は早々得拜肩。『如髪集成染筆帖』の文化八年冬に揮毫された箇所に巢兆の句がある。よって本書簡は文化九年六月十五日のものとして推定される。

②春蟻・春蟻は井上十次郎(重次郎)。江戸の南新堀で酒問屋を営んだ。別号に臨海楼。狂名は問屋酒船。文化十年(一八一三)九月十日没。

※巢兆は本名山本英親。別号に黄雀、秋香庵、菜翁がある。白雄門。俳画には父山本龍斎の号、「松甫」の印を用いた。天明元年(一七八二)頃から成美と交流する。寛政元年(1789)、千住掃部宿の藤沢家に養子に入り、藤沢平右衛門と称す。成美、道彦とともに江戸の三大家に数えられる。文化十一年(一八一四)十一月十七日没、五十四歳。本書簡と『如髪集成染筆帖』により、如髪は文化八年冬に千住の巢兆宅で面会し、帰路に再訪した際(文化九年夏)には巢兆の不在で会えなかったことが判明する。

「初雪にはや落てあり書たもの 関屋巢兆(染 文化八年冬)

3 小野素郷書簡関本如髪宛

陸奥南部盛岡處士 小埜永治

貴翰拜読。盛暑之處御揃御清福に被成候段珍重不少。舛庵依前御安情可被下候。被思召寄御摺物被送下奉謝候。拜謝之驗迄春夏小扁呈几申候。花人昨日帰路之由故舛々如是御座候。尚期後音候。頓首。

林鐘廿一日 素郷

如髪公

※素郷は陸奥国盛岡の富商、小野永二。別号に松濤舎。蝶夢門人。編著に『みちのくぶり』(天明三年 重厚序)がある。白石の乙二、秋田の五明、本宮の冥々とともに奥羽四天王に数えられる著名人である。文政三年(一八二〇)四月二十九日没、七十二歳。

「かんこ鳥青き外に八色もなし 南部 素郷(信)

「十ばかり家も見へけり夕柳 南部 素郷(河)

関本如髮集成来翰集（第二巻）

二村 博（常磐大学人間科学部）

Survey Collection of Letters Addressed to Sekimoto Johatsu

Hiroshi NIMURA (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

This paper investigates a number of letters addressed to Sekimoto Johatsu, a haiku writer in the Edo period. Sekimoto Johatsu was a haiku writer who was active in Kitakata town in the Aizu region of modern day of friends and acquaintances was very wide. This can be seen by examining the letters sent to him from different regions, including Iwate, Miyagi, Yamagata, Fukushima, Ibaraki, Niigata, Tokyo, Kanagawa, Nagano, Aichi, Shizuoka, Shiga, Mie, Osaka, Kyoto, and Hyogo. The current paper is a survey of the second volume of four volumes of materials collected by the Sekimoto family. It covers the content of thirty-nine letters addressed directly to Sekimoto Johatsu, six letters addressed to someone other than Sekimoto Johatsu, and thirteen other haiku manuscripts.

Furthermore, this survey examines the signature book carried by Sekimoto Johatsu that contains the haiku of many haiku writers. By investigating these materials, the actual state of interaction between haiku writers in the late Edo period will be clarified.

はじめに

本稿は会津喜多方の俳人関本如髮が卷子本に集成した資料の第二巻（書簡、句稿58点「名家消息」第二巻、大坂府立大学図書館蔵）を翻刻、注解して考察を加えるものである。「関本如髮集成来翰集（第一巻）」（常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第38巻第2号、2021年3月）と同様に「如髮集成染筆帖」（常磐大学情報メディアセンター蔵）、如髮の編著等を書簡群と対照することによって書簡の執筆年代等を特定し、文化文政期の俳人たちによる交流の実態を明らかにする。

一、如髮集成来翰集（二）

凡例

- 一、書簡・句稿には便宜的にアラビア数字の通し番号を付した。
- 一、各資料には差出人の住所・雅号等を記した付箋が冒頭にある。この付箋の記述は□で囲って翻刻した。
- 一、注釈は該当する語の右肩に丸付数字を付して資料末尾に施し、差出人、書簡内容の解説は末尾に※を付して執筆した。
- 一、翻刻の文字はなるべく原文通りとしたが、濁音、半濁音、書名等の括弧を付し、ゴシック体で表記した。
- 一、差出人等の入集句を掲載する際、頻出する以下の三集に関しては出典を略号で付記した。

『しのぶやま』（巨石七回忌追善集 文化七年 如髮編）↓（信）

『河上集』（文化十四年 如髮編）↓（河）

『如髮集成染筆帖』の染筆句↓（染）

1 岩間乙二書簡関本巨石宛 陸奥白石千手院 號松窓老人 文化二年以前

青陽之嘉祥何方も目出度可被成御超歳珍重之御事。然は①旧冬はおもしろき御集物被贈下抵掌仕候事二御坐候。且社中春詠相催候。一葉呈几上御はらひ可被下候。尤野拙去秋大ミねの山ぶみ仕候處、龜彫此又備雷覽候。乍毫未阿

執筆者一覧 (掲載順)

二村 博	人間科学部	准教授
長谷川 幸一	人間科学部	教授
平塚 謙一	人間科学部	助教
松橋 義樹	人間科学部	助教
若林 功	人間科学部	准教授
若林 真衣子	東京通信大学	助教
八重田 淳	筑波大学	准教授
渡邊 洋子	人間科学部	准教授
棚橋 浩	人間科学部	教授

編集委員

棚橋 浩 真部多真記 崔 蘭 英

常磐大学人間科学部紀要 人間科学 第39巻 第1号

2021年9月30日 発行
非売品

編集兼発行人 常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 水嶋 陽子 電話 029-232-2511 (代)

印刷・製本 山三印刷株式会社

HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

Vol. 39, No. 1

September 2021

CONTENTS

Articles	106 (—)
Survey Collection of Letters Addressed to Sekimoto Johatsu (2) H. Nimura	
“Humanism” and “Science of Man” (3) —Two Theories of Human Nature: Hobbes and Hume ②— K. Hasegawa	1
Theoretical consideration of the formation process of the concept of equality in Japanese social welfare K. Hiratsuka	17
Current Aspect of Community and Education —Focused on training leaders and supporters for community development— Y. Matsuhashi	33
Work support activities of type B of continuous employment support centers whose main users are persons with addictions I. Wakabayashi M. Wakabayashi J. Yaeda	45
The basic elements of telling a story to children in Kindergarten Y. Watanabe	57
 Research Notes	
<i>In vitro</i> protein kinase assays for determining a phosphorylation site of protein, which has a cluster of putative phosphorylation sites phenotypes. H. Tanahashi	75
